

(元老タルモノハ皇帝陛下ヨリ附與スル官祿ノ外別ニ月俸等ヲ幾望スルコト能ハサルヘシ)

丙(丁) 議院ノ權利

第五十七章

撰擇士(議官)タル者ハ日本人民ノ名代タルヘシ其會議討論スルモノハ即チ 皇帝陛下獨リ政治ヲ私セス廣ク之カ人民ニ付度スル所以ナリ但シ某議士素ト某州ヨリ撰擇セラルルト雖モ議院ニ會集シ政府ニ對向スルトキハ各々廣ク日本人民ヲ名代スルノ覺悟ヲ存シ狭ク一州ノ私ヲ顧ルコト勿ルヘシ

第五十八章

撰擇士(議官)ノ主務ハ當ニ諸般ノ典則ヲ作爲スル議論ニ參與スルコトタルヘシト雖モ典則ノ草案ヲ作爲スハ政府議院兩ナカラ其權利アルヘシ且ツ議院ハ毎歲政府ノ出納ヲ検査スルコトヲ得ヘシ

第五十九章

議士(官)會場ニ列スルトキハ各自ノ勘考ヲ吐露シ公然討論ヲ放ツテ忌憚ナカルヘシ且ツ衆庶ヲシテ其議ヲ待リ聞カ(公聽)シムヘシ但シ議長官タル者ハ事體ノ便宜ニ從ヒ會場ヲ閉チテ密議セシムルノ權利アルヘシ諸般ノ議論ヲシテ對(判)決セシムルトキハ議長官タル者先ツ議士ノ可否ヲ問ヒ其數ノ多少ヲ以テ一決ヲ判スヘシ

但シ議院ニ於テ某典則ヲ草案シ或ハ其事件ヲ精密ニ検査スルトキハ議員中ヨリ更ニ數名(ノ委員)ヲ撰ンテ事務ヲ調理セシムルコトヲ得ヘシ

第六十章

撰擇士タル者ハ探題知事及代官ノ選舉ヲ經テ始テ議員ニ列ス三歲ヲ經テ代謝スヘシ  
隨テ毎三歲探題知事及代官ヨリ新ニ議士選擇スヘシ

但公家等ハ選舉ヲ待タスシテ永世議院ニ列スル事ヲ得ヘシ選擇スル方法ハ別ニ典則ヲ製シテ其制ヲ定ムヘシ

第六十章

(議官ハ素トシテ人民ヨリ選擇スヘシト雖暫ハ先ツ皇帝陛下ヨリ府縣ノ知事及令ヲ以テ其員ニ充ツヘシ但シ公家二十九名選舉ヲ待タスシテ今ヨリ後永世議員ニ列スヘシ故ニ現今ノ議事院ニ又出席スルヲ得ヘシ)

第六十一章

誰人タリトモ未タ日本國ノ民位ニ列セス(一歲間六十圓ノ)租稅ヲ出サス年齡三十二盈タサル者ハ決シテ議院ノ員數タルコト能ハス且從前刑罰懲治等ヲ蒙レル者モマタ同前タルヘシ

第六十二章

議官(撰擇士)初テ議院ニ登ル時ハ交互ニ其民位年齡及從前ノ行狀等ヲ質問シ隨テ議長官及議長次官(吏等)ヲ撰擇シ以テ事務ノ位置ヲ立ツヘシ

(但シ議長及議長次官ヲ撰擇スル權利ハ議員ニ歸スヘシト雖之ヲ其官ニ任スル職權ハ全ク皇帝陛下ニ在ルヘシ故ニ議院其長官ヲ撰擇スルノ初必長官次官ノ差別ナク能ク其任ニ適當スヘキ人物各三名ヲ奏薦スヘシ然レトモ皇帝陛下其三名ヲ鑑別シテ不當トナサハ皇帝陛下ヨリ更ニ他人ヲ選ンテ其官ヲ任スヘシ)

第六十三章

議員ニシテ未タ三歲ノ期限ヲ經歷セサル者會々皇帝ノ大命ニ應シ隨テ官員諸省官員ヲ云ナリニ列スルトキハ即日議員ノ名



稱脱シ議員ノ會議ニ參與ス コトヲ得サルヘシ

官員 諸官省官員ヲ云ナリ但シ司法士諸ニシテ議士ニ撰擇セラルル者限中其本官ニ現勤スルコト不能ヘシ  
教員ハ官員ト雖モコノ例ニアラス

第六十三章

(知事及令一歳一次議院ニ出席スト雖固ヨリ本官ヲ保チ閉院ノ日ハ歸縣歸府シテ本職ニ就クヘシ)

第六十四章

全員ノ議士不時ニ代謝スルコトアランニ從前ノ議士重ネテ撰擇セラルルコトヲ得ルモノ有ヘシ期限ヲ經議士一  
統ニ代謝スルトキモ又同前タルヘシ

第六十四章

(知事及令ニシテ議員ノ職ヲ免セラルトキハ皇帝陛下ヨリ更ニ其府縣ニ於テ知事及令ノ次官ヲ撰ヒ或ハ他ノ  
省使官員ヲ以テ其缺ヲ輔フヘシ)

第六十五章

議士ノ會場ハ東京タルヘク且ツ開院ノ定日ハ毎歳一回十(二)月二十日ヲ以テ定規トナシ五十日ヲ經テ閉院アル  
ヘシ但シ開院及閉院ノ日ハ 皇帝陛下大廣間ニ出御シ宜ク當日ノ禮式ヲ行御アルヘシ

事故アリテ 皇帝親シク議院ヲ開閉スルコト不能トキハ(皇子或ハ)一卿尊慮ヲ承ケ須ク當日ノ禮式ヲ行フヘシ

第六十六章

卿及 輔ニシテ過失アルトキハ議院ヨリ先ツ其申稟(責任)ヲ催促シ疏條曖昧或ヒハ罪科已ニ判然タルトキハ  
事實ヲ證シテ 皇帝陛下ニ訴訟スヘシ且ツ書籍ヲ以テ民間ヨリ卿及大輔ノ過失等ヲ議院ニ訴訟スルトキハ議院

其書ヲ授シテ卿及大輔(輔官)ニ致シ以テ其申稟(責任)ヲ催促スヘシ但シ民間ヨリ出セル百(萬)般ノ願書  
及訴訟書ニシテ獨リ一議士(員)ノ姓名ニ當ルモノハ敢テ全院ノ承諾ヲ期スルコト能ハサルヘシ

第六十七章

公家議員ヲ除クノ外總テ撰擇士タル者ニハ政府ヨリ東京ト家名ノ間ニ往來スヘキ旅費及滯京間ノ費用ヲ給ス  
ヘシ

(議官タル者ヘハ政府ヨリ東京ト府縣トノ間ニ往來スヘキ旅費及滯京間ノ費用ヲ給スヘシト雖本官月給ノ外別  
ニ給奉アラサルヘシ但シ公家議員タル者ハ月給旅費一切之ヲ幾望スルコト能ハス)

第六十八章

議員タルモノハ開院五十日間ハ縱令一個ノ超制 限制ヲ犯セル  
處行ヲ云フ 等アリト雖モ妄リニ收縛セラレ或ハ訟廷ニ徵サル  
ルコト勿ルヘシ但シ現場ニ暴行スル者アルトキハ決シテ此章ノ例ニ非ス

丁(戊) 地方ノ章程及其政治

第六十九章

日本國ノ土壤ハ道縣郡及組ニ分ツヘシ其探題知事ノ代官及組頭等ノ任官及權利ノ限制等ハ(意趣次ノ四條ニ基  
キ 別ニ典則ヲ制シテ(以テ)之ヲ取極スヘシ

甲(一) 道縣郡及組ノ住民ニシテ事務ノ道縣郡及組ニ關涉スルコト(アラハ)アリテ廣ク公議ヲ要スルトキハ  
各會集シテ決議スルコトヲ得ヘシ但シ事體會議ヲ要スルトキハ未タ會議セサル以前先事情ヲ政廳ニ通シテ其許  
可ヲ問フヘシ



乙(二) 探題知事及代官ヲ任官スルコトハ皇帝陛下(獨リ政廳)ノ威權ニ歸ス(在ル)ヘシ但シ組頭ハ組内ノ住民ヨリ撰擇スルコトヲ得ヘシ

丙(三) 組内ノ私事ハ組内住民ヨリ調理決議スルコトヲ得ヘク且ツ住民三百以下(上)ノ府縣(郡)ニ在テハ一般ノ巡邏典則ニ從ヒ(數組談和シテ)自ラ巡邏卒ヲ備フルコトヲ得ヘシ

丁(四) 探題知事代官及組頭タル者(道縣郡及組ニ在テ)一歲間出入セル(其管内ニ出納セル)費用(金穀ノ員數)ヲ每歲會計シテ(之ヲ)政廳ニ出(達)スヘシ

戊(巳) 法度

第七十章

公私訟典公法及私法ニ關係スル訟典是ナリヲ裁判スルノ事務ハ一切訟庭ニ歸スヘシ但シ訟庭事務ヲ調理スルニ當ツテハ一々典則ヲ奉戴シ密ニ條理ヲ分疏シ決シテ自他ノ私情ヲ顧ルコト勿ルヘシ訴訟ヲ定套シ罪科ヲ裁判スルトキハ必ス典則ノ章句ニ證シ何故刑罰シ何故懲治スル等ノ原由ヲ表シ且ツ刑罰懲治等ハ總テ皇帝陛下ノ尊稱ヲ以テ之ヲ處スヘシ

第七十一章

訴訟ハ三等ニ班シ第一第二三訟庭公私兩庭ヲ合併スヘシトナシ每道一ヶ第二訟庭ヲ置キ每郡一ヶノ第一訟庭ヲ置クヘシ但シ第三訟庭ハ日本全國中東京ニ於テ雷ニ一ヶ所ヲ置クヘシ兵部訟庭商賣訟庭及其庭内ノ關係等ハ別ニ典則ヲ以テ定制スヘシ

第七十二章

定套判決ハ公然訟庭ノ一場ニ會議シテ調理スヘク衆人モ亦其場ニ陪シテ自ラ事實ヲ證スルコトヲ得ヘシ但調理ノ事實放蕩淫逸等ニ係リ隨テ臨場セル物情ヲ挑撥スルノ戒アルトキハ須ク事體ヲ公布シ一場ヲ閉チテ調理スルコトアルヘシ

第七十三章

定套裁判ヲ司ル者ヲ司法士ト名ツケ 皇帝陛下ヨリ制度典則ニ明通セル者ヲ撰テ其官ニ充タシ全權其事務ヲ調理セシムヘシ且ツ司法士タル者ハ一回任官スルトキハ追次ニ超遷シ典則及訟庭ノ規範ヲ犯スニ非サレハ終生ヲ期ス決シテ其官ヲ罷メラルルコト勿ルヘシ

司法士タル者ハ定套裁判ノ事務ヲ調理スルニ止リ決シテ自(一)文武行政ノ官員ヲ云制度典則ニ曉通スル者ト雖モ必スノハ固ヨリ各自ノ隨意タルヘシ他ノ官職但シ政府ヨリ俸祿ヲ給スル官職ノ總名ヲ兼任スルコト能ハサルヘシ但シ議士撰擇セララルル事件ハ此ノ章ノ例ニアラス俸祿ハ本官ノ分依然タルヘシ

第七十四章

訟庭威權ノ限制及訟庭百般ノ規範ハ別ニ典則ヲ以テ定制スヘシ

第七十五章

行政官ト司法官トノ間ニ起レル爭論等ハ第五十四章ノ手續キニ從ツテ裁判アルヘシ

第七十六章

司法士タル者訟庭威權ノ限制ヲ犯カシ及ヒ其軌範ヲ破ルトキハ見聞セル者ヨリ直ニ之ヲ訟庭ニ訴訟スヘシ

第七十七章

第七章 國憲案と私擬憲法



司法士タル者奉職二年ヲ歴テ死去セシトキハ政府ヨリ訟庭規範ニ從ヒ遺世ノ妻子ヘ見繼金ヲ給スヘシ

第四 大藏ノ章程

第七十八章

百般ノ歳入歳出ハ其未タ出入セサル以前大藏省ニ於テ豫メ其員數ヲ統算シ省卿ヨリ之ヲ議院ニ示スヘシ且ツ政府毎歳ノ出費ハ各年典則ヲ以テ其員數ヲ定ムヘシ

第七十九章

各省毎歳ノ出費ハ略其公(出)費スヘキ箇條ヲ記載シ各省卿ヨリ之ヲ議員ニ示スヘシ且ツ議院出費ノ箇條ニ疑惑スルトキハ省卿タル者公然其理由ノ検査ヲシメサルコト能ハサルヘシ

第八十章

非常ノ事故アツテ歳出當年ノ限制ヲ踰スルコトアルトキハ追ツテ議院開場スルニ方テ政府ヨリ其事實ヲ明瞭ニ證スヘシ

第八十一章

租稅典則ニ記載セル公賦ノ租稅ハ毎歳大藏省ヨリ之ヲ收納スヘシ且ツ新ニ租稅ヲ賦スヘキ事物出產スルトキハ更ラニ會議ヲ設ケ論說一和スルトキハ以テ租稅ノ典則トナスヘシ

第八十二章

道縣郡ニ在テ毎歳ノ出納獨リ其管内ニ係ルモノト雖モ探題知事代官タル者隨意ニ道縣及郡ノ租稅ヲ賦シテ歳出ヲ補フコト能ハス要スルニ政治ノ間必要ノ出納ハ管内各々會議ヲ設ケ毎歳典則ヲ以テ其員數ヲ制スヘシ

第八十三章

手数料ハ 訟庭裁判ノ手数料符證調印ノ手数料  
及外國行符裁整ノ手数料等百般ナリ 典則ノ定制ニ從ツテ各局ヨリ之ヲ收納スヘシ

第八十四章

國債及政府請合等ノ事件ハ毎回典則ヲ以テ處置アルヘシ

第八十五章

新ニ世祿ヲ給スルコト固ヨリ廢止タルヘク且ツ誰カ非常ノ勤功アツテ特クニ賞貨ヲ與ヘサルコトヲ得サルトキハ亦典則ヲ制シテ處置スヘシ

第五 官員ノ定制

第八十六章

司法士ニ屬セサル官員ノ黜陟及妻子見繼料等ハ別ニ典則ヲ以テ其制ヲ定ムヘシ要スルニ行政ノ官員ト雖モ其處行及方嚮ヲ以テ政府ノ意ヲ害セサルトキハ私情ヲ以テ妄リニ其官ヲ罷ラルルコト勿ルヘシ

第八十七章

政典(規) 布告ノ以前ヨリ已ニ官員ニ列スル者ハ官員典則中別ニ箇條ヲ置キ其功ヲ論賞スヘシ

第八十八章

諸(各省使) 官員ニシテ議士(員)ニ撰擇セラルル者ハ期限中本官ニ現勤セスト雖モ 司法士ハ本官ニ現勤俸祿ハ  
スルコトヲ得ヘシ 從前ノ如クナルヘシ

第六 一般ノ定則

第七章 國憲案と私擬憲法



第八十九章

非常百般ノ事故一旦ニ迫リ議院會ニ開場セサルトキハ諸省(卿)一致ノ申稟(責任)ヲ以テ臨機ノ布告ヲ出シ典則ノ威力ニ代ヘ以テ火急ヲ救フコトヲ得ヘシト雖モ他日議院開場スルトキハ政府ヨリ事實ヲ證シテ議院ニ通シ取置止ムヲ得サルニ出シ等ヲ疏條アルヘシ

第九十章

典則及政府道縣郡ヨリ出セル臨機ノ布告ハ典則ノ制式探題知事代官ノ調印ヲ云ニ從ツテ披露アルヘシ否ラサレハ決シテ公通スヘカラス

第九十一章

從來布告セル沙汰(指令)書ハ其意趣政典ノ意趣ニ反セサルトキハ即典則トナツテ公通スヘシ

第九十二章

從來奉職セル諸官員ハ別ニ典則ヲ以テ其權利ヲ限制シ及勤務ノ規範等ヲ制スルマテ尙ホ舊例ニ依テ勤務スヘシ

第九十三章

議士及諸官員(諸官員及議員)タル者ハ奉職ノ日忠信實義勤務スヘキ誓詞ヲ 皇帝陛下ニ出(進呈)スヘシ

第九十四章

戰爭ノ時限ニ方ツテハ第八第九第十二第十三(第二十三第二十八及)第二十四第二十五第二十九(第三十)章ノ定制ヲ全ク或ハ其一部(兵部)典則ノ威權ヲ以テ暫時公通セシメサルヘシ

第七 政典變革ノ定則

第九十五章

政典中百般ノ定制ハ勤務當時ニ適宜セサルコトアルヘシ然ルトキハ政府及議院ヨリ其條目原由ヲ舉テ公議ニ決シ兩院一和セルヲ以テ其變革ヲナスヘシ

以上が全文である。憲法草案の最も古きものとして珍重すべきのみならず、その文體章句に於て立法の史料としても、逸すべからざるのである。

扨て前述の元老院の國憲按の第一回草案が出来て、岩倉が反對して居つた頃、參議山縣有朋よりも上書があつた。それは國憲は一朝一夕の制定になるべきではないから、先づその綱領を定むべきである。府縣の人望あるものをして、一の議會を開き國憲の條件を議せしめ、併せて天下立法諸種の事項に涉らしめて、數年の經驗を経て、果して立法の大權を寄するに足れりとせば、その時に至り變して民會となすも可なりといふのであつた。

岩倉は翌明治十三年二月三條實美、有栖川熾仁親王に謂つて曰く

廟堂宜ク速ニ國會開設ノ期ヲ豫定シ、我カ國體ヲ本ト爲シ、旁ラ歐米各國ノ良制ヲ酌衷シ、以テ憲法ヲ起草スヘシ、其草案成ルノ日ニ及ハハ、聖上、既往ニ鑒ミ、將來ヲ慮リ、得失利害ヲ審カニシ給フテ、之ヲ裁定シ、以テ億兆ノ臣民ニ昭示シ給ハハ、冀クハ、國家ノ平安ヲ永遠ニ保持スルヲ得ン、是レ具視ノ切望シテ已マサル所ナリ。實美、熾仁親王之ヲ然リトス。(岩倉公實記)

そこで、衆參議をして意見を上らしめたのである。

その中、山田顯義の建議は、法律議定、租稅徵收並費用報告書の検査、費用豫算書の検査、國界變換に付き人民に參政の權を許すべきものとし、



以テ憲法ヲ假定シ、勅許ヲ得、而シテ先ツ四五年間ハ元老院ト地方官會議トヲ以テ之ヲ試ミ、其實跡ニ就テ可  
否ヲ考究シ、然後憲法ヲ確定シ、特命ヲ以テ之ヲ布告スヘシ。  
といふのであつた。然るに山田は、この頃、別に、憲法按を作つて、熾仁親王に捧呈して居る。これまた憲政史  
上の逸聞であるから、これを左に掲ぐる。

天ノ保祐ヲ以テ萬世一系ノ實祚ヲ踐メル大日本帝國天皇特權ヲ以テ憲法ヲ制定シ以テ國家ノ基礎ヲ定メ上下永  
ク其慶ニ依ラントス

第一編

國 境

第一條

現今ノ國境ヲ限リ大日本國トス

第二條

國境ヲ變更スルハ法律ニ依ルニ非サレハ之ヲ行フコトヲ得ス

第二編

大日本國民ノ權利

第三條

總テ大日本國民タル者ハ大日本國民ノ權ヲ有ス但シ其性質及ヒ其權限ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第四條

總テ大日本國民タル者ハ法律ニ對シ同權ナリ

第五條

人民ノ自由ハ犯スヘカラス但シ其自由ヲ壓抑シ又ハ身體ヲ拘留スルコトハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六條

人民ノ家宅ハ犯ス可カラス但シ其家宅ニ侵入シ及ヒ搜索シ並ニ書類ヲ提學スルコトハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七條

總テ刑罰ハ法律ニ從ツテ之ヲ言渡シ及ヒ之ヲ執行ス

第八條

所有權ハ犯スヘカラス但シ其公益ニ關スル者ノ處分ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第九條

宗教ハ自由ナリトス但シ開寺開場ノ權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

宗教ノ自由ヲ口實トシ國民タルノ義務ヲ免ルルヲ得ス

第十條

大日本國人ハ言語又ハ文書又ハ圖畫ヲ以テ自由ニ己ノ意見ヲ述フルヲ得但シ其自由ヲ制限スル者ハ法律ヲ以テ  
之ヲ定ム

第十一條

大日本國人ハ兵器ヲ携帯セスシテ家屋內ニ集會スルコトヲ得公ノ場所ニ集合セント欲スル者ハ法律ニ從テ許可



第二編 憲政の準備期

ヲ得サルヘカラス

刑法ニ觸レサル目的ノタメ結社スルコトヲ得集會又ハ 社ヲ禁制スヘキ者ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條

内亂ヲ鎮定シ法律ヲ施行スルタメ兵力ヲ用ユルコトハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條

大日本國人ハ請願ノ權ヲ有ス但シ其制限ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條

書簡ノ秘密ハ犯スヘカラス但シ刑事又ハ軍事ニ關シ搜索スヘキ者ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條

大日本國人ハ必ス國民タルノ義務ヲ免ルヘカラス但シ其制限ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第三編

第十六條

天皇ノ身體ハ神聖ニシテ犯スヘカラス

第十七條

天皇ハ萬機ヲ裁定スルノ權ヲ有ス

天皇ハ責任ナシ太政大臣其責ニ任ス

大臣參議元老院議長ヲ任免スルノ權ヲ有ス

法律ヲ頒布シ又ハ法律ヲ施行スルニ要用ナル規則ヲ布告スルノ權ヲ有ス

兩議院ノ決議ヲ經テ上奏スル所ノ法案ヲ可否スルノ權ヲ有ス

總テ布告布達ハ太政大臣勅ヲ奉シテ公布ス

第十八條

天皇ハ陸海軍ヲ指揮スルノ權ヲ有ス

第十九條

天皇ハ武官並ニ文官ヲ任免ス但シ法律ニ於テ別ニ制定アル者ハ法律ニ從ツテ處分ス

天皇ハ元老院議員トナルヘキ權ヲ授與スルノ權ヲ有ス

第二十條

天皇ハ他國ト宣戰講和シ又ハ修好及ヒ通商條約ヲナスノ權ヲ有ス

第二十一條

天皇ハ大赦特赦減等赦ヲナスノ權ヲ有ス

第二十二條

天皇ハ勳章賞佩及ヒ貴號ヲ賜與スルノ權ヲ有ス

第二十三條

天皇ハ貨幣ヲ製造スルノ權ヲ有ス

第二十四條

第七章 國畫案と私擬憲法



天皇ハ議員ヲ召集シ議院ヲ開閉スルノ權ヲ有ス又兩院ヲ同時ニ解散シ又ハ一院ノミ解散セシムルヲ得

第二十五條

天皇ハ議事ヲ延會スルコトヲ得但シ議院ノ承諾ナキ者ハ三十日ヲ過クヘカラス

第二十六條

皇帝相續ハ皇室大典ノ定ムル所ニ從ツテ相續ス

第二十七條

天皇ハ滿十五歳ヲ以テ丁年トス

第二十八條

天皇ハ元老議員民撰議員ノ前ニ於テ憲法ヲ守持シ政務ヲ施爲スヘキ旨ヲ誓言スヘシ

第二十九條

天皇幼年又ハ疾病等ニテ萬機ヲ裁定スルコト能ハサルトキハ天皇ノ最モ近親ノ皇族ヲシテ攝政タラシムヘシ其攝政タル者ハ其可否ヲ兩議員ニ下問セサルヘカラス

第三十條

攝政タルヘキ丁年ノ血統者ナキ時ハ内閣ニ於テ兩院議員ヲ召集シ攝政タルヘキ人ヲ撰定セシムヘシ其被撰者攝政ヲナス迄ノ間ハ内閣ニ於テ庶政ヲ施行スルコトヲ得

第三十一條

攝政者ハ天皇ノ名義ヲ以テ政務ヲ施行スルコトヲ得

攝政者ハ兩院議員ノ前ニ於テ天皇ニ忠節ヲ盡クシ恭順ニ奉仕シ且憲法ヲ遵奉シ政務ヲ施爲スヘキコトヲ誓言スヘシ

第三十二條

天皇ノ年金

第三十三條

總テ皇室ノ財産ハ宮内卿ノ名ヲ以テ之ヲ管理ス

第四編

大臣 參議卿

第三十四條

大臣參議卿並ニ其代理タル官吏ハ兩院ノ議場ニ臨ミ何時ニテモ自カラ求メテ發言スルコトヲ得但シ其議官ヲ兼タル者ヲ除クノ外ハ可否ノ數ニ入ルヲ得ス

第三十五條

元老院並ニ民撰議員ハ何時ニテモ大臣參議卿ノ臨席ヲ求ムルコトヲ得

第三十六條

元老院民撰議員ノ内一院ノ決議ヲ以テ大臣參議卿ニ於テ左ノ三項ノ罪過アル者ヲ告訴スルコトヲ得

一、憲法ニ背ク者

二、賄賂ヲ受ケタル者



三、叛逆ノ罪アル者

其告訴ノ事件ハ大審院ニ下付シ全院會議ヲ以テ判決スヘシ

第五編

議院

第三十七條

元老並ニ民撰議院ハ法律ヲ議定スルノ所トス

兩議員ノ議定ヲ經天皇ノ裁可ヲ得タル者ニ非サレハ法律タルノ効力ヲ有セス

第三十八條

公安ヲ維持スルタメ又ハ非常急遽ノ場合ニ於テ兩議院閉院中ハ内閣ノ責任ヲ以テ布告ヲ發シ法律タルノ効力ヲ

有セシムルコトヲ得但シ其布告ハ次テ開院ノ時ニ於テ兩院ノ認可ヲ得ルヘカラス

第三十九條

天皇又ハ兩院ノ内一院ヨリ否ナリトシタル法案ハ一會期中再ヒ之ヲ出スコトヲ得ス

第四十條

元老議院ハ世襲又ハ終身又ハ定期元老議員トナルヘキ權ヲ與ヘタル者ヨリ撰舉スヘシ

第四十一條

民撰議員ハ大日本人滿三十歳以上ノ者ニテ府縣會議員タル者ヨリ撰舉スヘシ

第四十二條

議員撰舉ノ方法ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第四十三條

民撰議員撰舉ノ期限ハ四年トス

第四十四條

兩議院ハ同日ニ開閉シ兩議員モ亦同日ニ召集スヘシ

一院ヲ解散セシメタル時ハ他ノ一院ハ直チニ議事ヲ延期セシムヘシ

第四十五條

兩議員ハ職制章程ニ依リ其事務並ニ懲戒ノ規則ヲ定ムヘシ

第四十六條

民撰議院ハ該議員撰舉ノ當否ヲ判定スヘシ

元老院議長及ヒ副議長ハ天皇之ヲ命ス書記ハ議長之ヲ撰任ス

第四十七條

民撰議員ノ議長副議長ハ該院ヨリ奏上スル應撰人三名ノ内ヨリ天皇之ヲ撰任ス書記ハ議長之ヲ撰任スヘシ

第四十八條

兩議院議事ハ傍聽ヲ許スヘシ但シ議長又ハ議員十名以上ノ發議ニ依リ傍聽ヲ禁スルコトヲ得

第四十九條

兩議院ハ議員過半數出席スルニ非サレハ議事ヲナスヲ得ス兩議院ノ議事ハ過半數ヲ以テ決スヘシ



第五十條

兩議院ハ天皇ニ建白スルノ權アリ

第五十一條

何人ニテモ自カラ兩議院ニ願書建白書ヲ差出スコトヲ得但シ願書建白書ハ郵便ヲ以テ差出スヘシ

第五十二條

兩院ノ受取タル願書建白書ハ願書建白書取扱規則ニ依テ處分スヘシ

第五十三條

兩院ハ其關涉スヘキ事件ニ付其事實ヲ明ニセント欲スル時ハ委員ヲ命シテ審査セシムルコトヲ得

第五十四條

兩院議員ハ開院中議院ノ許可ナクシテ犯罪ノタメ審問又ハ拘留セララルコトナカルヘシ

但シ現行犯又ハ犯罪ノ翌日ニ於テ捕縛スルハ此限ニアラス

第五十五條

兩院議員ニ對スル刑事審問ノタメ又ハ民事ニ關スル拘留ハ開院中議院ノ求ニ應シテ之ヲ停止スルコトヲ得

第五十六條

民撰議員ハ法律ニ從テ旅費日當ヲ受取ラサルヘカラス

第六編

裁判權

第五十七條

裁判ハ法律ニ從テ獨立シタル裁判所ニ於テ之ヲ行フヘシ

第五十八條

何人タリトモ其所在地ノ裁判權ニ服セサルヘカラス但シ特ニ法律ヲ以テ定メタル者ハ此限ニアラス

第五十九條

何人タリトモ裁判所ノ陪審人トナルヘキ撰舉ニ應セサルヘカラス

第六十條

法庭ノ公判ハ傍聽ヲ許シ審問裁判ヲナスヘシ

第六十一條

親戚ニ關スル事件並ニ禁治産ノ事件ハ原告ノ内一方ヨリ傍聽ヲ禁スルコトヲ乞フ時ハ之ヲ禁スヘシ

第六十二條

如何ナル事件ニ於テモ公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊ルノ恐アル時ハ裁判官傍聽ヲ禁スルコトヲ得

第六十三條

如何ナル事件ト雖モ裁判宣告ノ時ハ傍聽ヲ許スヘシ

第七編

會計

第六十四條

第七章 國庫案と私擬憲法



政府歳出歳入ノ金額ハ毎年預算シ其表ヲ作ルヘシ預算表ハ毎年法律ヲ以テ確定スヘシ

第六十五條

租税其他ノ收入ハ會計預算表ニ掲ケタルカ又ハ法律ニ於テ之ヲ定メタル者ニ非サレハ徴收スルコトヲ得ス

第六十六條

政府ハ法律ニ從テ國債ヲ起スコトヲ得又法律ニ從テ保證ヲナスコトヲ得

第六十七條

政府ノ支出金額若シ預算表ノ高ニ超過シタル時ハ後日兩議院ノ認可ヲ得サルヘカラス

第六十八條

會計預算表ニ係ル精算ハ會計検査院ニテ審査確定スヘシ而シテ其精算ハ毎年國債ノ概略ト共ニ會計検査院ノ意見ヲ付シ兩議院ニ出シ政府ノ義務ヲ免レシムヘシ

第八編

第六十九條

官省院府縣ノ制ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第九編

第七十條

兩院議員及ヒ政府ノ官吏ハ天皇ニ忠節ヲ盡クシ恭順ニ奉仕シ且ツ憲法ヲ尊奉スヘキノ誓約ヲナスヘシ  
軍人ハ軍人誓約ノ法ニ從フヘシ

第七十一條

從來ノ租税並ニ其他ノ收入及ヒ法律布告布達ノ此ノ憲法ニ抵觸セサル者ハ法律ヲ以テ之ヲ改革スル迄ハ之ヲ徴收スルヲ得且ツ其效ヲ有ス

第七十二條

戰時又ハ内亂ノ際ニ於テ公安ヲ害スヘキ虞アルトキハ其時間ト其地方トヲ定メ憲法第五條第六條第十條第十一條第十二條ノ效力ヲ停止スルコトヲ得

第七十三條

憲法ヲ改革スヘカラス但シ第十六條第二十六條ヲ除クノ外ハ議院全員會議ニ於テ四分三以上ノ同意數ヲ得ル時ハ之ヲ改革スルコトヲ得

この案は全體としては、餘程整つて居り、右の建議よりも進んで居る。これは前に大阪會議の際木戸に對し國憲論を主張すべきことを論じ、また後年司法大臣として、法典伯の名を轟かせた山田だけのことはある。長州派は伊藤博文以外に、猶ほ木戸、山田等の在ることを閑却してはならぬ。

扱てまた、參議黒田清隆の建議は  
顧フニ前參議後藤象二郎副島種臣等朝鮮ノ事ヲ論シテ合ハサルヲ以テ職ヲ辭シテ退クノ後、俄然連署シテ民撰議院設立ノ事ヲ建議スルヤ四方不平ノ徒附和雷同争テ其下風ニ歸ス是レ其實愛國ノ真情ニ出ツルニ非スシテ徒ニ之ヲ以テ政府ニ抗抵スルノ具ト爲スナリ今ノ國會論者モ亦多クハ此類ナリ  
これは在朝者一般の通論である。更らに



俗尙虚飾ヲ事トシ人情浮薄ニ流レ文明ト稱シ開化ト稱スルモ僅ニ其皮毛ヲ獲ルノミ立憲ト云ヒ民權ト云フハ多クハ民間ノ譯本ヲ繕閱シテ其一斑ヲ窺ヒ一知半解以テ人ニ誇耀スルニ過キス

とあるは、今なら、マルクスの翻譯を読み嚙り、穿き違つた書生論に過ぎずといふ處であらう。そして

全國ノ人民鼓舞并躍競テ産業ニ就クトキハ無頼不平ノ徒無用ノ辯ヲ費シテ不急ノ務ニ従フ者漸ク其勢力ヲ減殺シ實用ノ人材始テ世ニ出ツルニ至ラン是時ニ於テ國會ヲ開ク未タ晚シト爲ササルナリ

といふのが結論である、こんな風の議論も當時は一部になか／＼有力であつたのである。しかもこの黒田は後に憲法發布の時の首相であつたのであるから、頗る妙な廻合せともいへる。

参議井上馨の建議は

願フニ明治六七年ノ交ニ際シ始テ民撰議院論起レルヤ當時少シク識見アル者ハ皆其太早計ヲ嗤笑セサル者ナカリシモ世人ノ知識頓ニ一進シ人民ノ幼稚ナル國會猶早キヲ怨ム抔トハ却テ迂論タルニ至リ今日ノ人民既ニ六七ノ人民ニ非レハ則チ其輿論ノ歸向スル所最早安ニ威權ヲ負テ以テ之ニ逆フヘカラサルナリ況ンヤ其威權モ漸ク衰萎セシニ於テオヤ

と説き出してゐるのは、流石に井上である。そして

之ヲ概言スレハ自今國家ノ困難ヲ救済セント欲セハ則チ政府ノ組織ヲ一變シ政策ノ據ル所ヲ確定セサル可ラス而シテ此目的ヲ達スルハ則チ國會ヲ起スニ若クモノナク國會ヲ起スハ則チ先ツ憲法ヲ定ムルニ在リ憲法ヲ定ムルハ則チ先ツ民法ヲ編スルニ在リ民法ヲ編スルハ則チ先ツ元老院ヲ廢シテ別ニ上議院ヲ設クルニ在リといふ結論である。

参議伊藤博文は

今ヤ歐洲ノ文物駸々トシテ我國ニ入ル而シテ政體ノ新説亦士族ノ間ニ行ハレ數年ノ間都鄙ニ漫延シ遽ニ防遏スヘカラス其間徒ニ紛言ヲ爲シテ以テ人聽ヲ聳カスモノアリ輕躁妄作上意ノ在ル所ヲ知ラス病ナキニ呻吟シ狂暴人ヲ惑ハスモノアリ

とて、

巨窃ニ國會ノ未タ遽カニ起スヘカラスト謂フ

とて、その漸進の方法として

巨窃ニ以爲ク今ノ時ニ當リ漸進ノ道ニ由リ以テ時變ヲ制シ徐々ニ釐革スル所アラント欲セハ先ツ元老院ヲ更張シテ名實相副ハシムルニ若クハナキ也元老院ヲシテ名實相副ハシメントセハ之ヲ華士族ニ取ルニ在リとし、明治八年元老院は立憲漸進の聖意であるが

當時創造先ツ其規模ヲ定ムルニ止マリ未タ其實用ヲ收ムルニ遑アラス其更張潤飾實以テ名ニ副ハシムルニ至テハ仍ホ今日ニ待ツコトアルナリ今天下ノ人物品流ヲ概論スルニ其國事ヲ擔當シテ文明ニ率先タルニ堪フルモノ士族ニ望マサルヲ得ス而シテ士族ノ位置ハ固ヨリ宜ク貴族ノ一部タルヘシ誠ニ能ク士族ヲ以テ明カニ華族ノ下ニ列シ

元老院議官は華士族の中より公選すべしといふのである。此頃は未だ伊藤の意見としては際立つて優れた點は見出し難いのである。

参議大木喬任は



畢竟明治八年ノ詔恐ナカラ御國體變革ノ基ヲ開キ痛歎之ニ過キス候ヘトモ事實已往ニ屬シ如何トモスヘカラスといふ憂國論から始まり、

明治八年陛下立憲政體ノ詔ヲ下ス是ニ於テ書生輩多ク陛下ノ意ヲ悟ラス其心ニ以爲ク我邦不文法トルニ足ラス古義古典ハ未開ノ帷說ノミト遂ニ皇邦國礎ノ在ル所ヲ思ハス及チ英ヲ引キ佛ヲ援キ獨ヲ證シ米ニ照シ我政體以テ悉ク彼ニ摸倣セント欲ス講談演說、美爾ヲ祖述シ、爾須ヲ翼賛シ以テ人心ヲ蠱惑ス近時ニ至テハ唯書生輩ノ之ヲ唱フルノミニアラス皓首ノ者モ亦雷同スル有リ是果シテ何ノ心ソヤ美爾とはミル、爾須はルーソーである。ミル、ルーソーは危險思想と目されたのである。要するに國會尙早論である。

以上を以て當時廟堂の空氣を知るに足るのである。民撰議院建白の時は在朝者は齒牙にかけず、またその駁論も一部の學究に過ぎなかつたが、今や國會論は朝野唯一の政治目標となり、在朝者も眞劍に、これを研究して居つたのである。これ丈け時勢が進んだのである。翌年七月岩倉は、三條實美、熾仁親王に託し奏覽せんことを求めた憲法制定に關する意見は、長文であるが、實は井上毅の起草したものである。憲法制定の必要は避くべからざる故、新に調査委員を設けて起草すべしとし、綱領は聖斷に依り示さるべきであるとして、寧ろ普國ニ倣ヒ歩々漸進シ以テ後日ノ餘地ヲ爲スニ若カスト信スルナリとの結論である。そして

元老院上奏ノ憲法草案第八篇第二條ニ「法律ノ承認ヲ得サル租稅ハ之ヲ賦課スルコトヲ得ス」ト此レ乃チ明カニ賦稅ノ全權ヲ國會ニ附與スルモノニシテ此條ニ從ヘハ政府徵稅ノ法案ニシテ若シ議院ノ異議スル所ト爲レハ

人民ハ租稅ヲ課出スルノ義務ヲ免レ國庫由テ以テ資給スル所ナカラントス賦稅ノ全權既ニ議院ニ在ルトキハ虚ニシテ嶋ヲ負フカ如シ内閣ヲ進退シ王命ヲ左右スルモ孰レカ敢テ之ヲ防カン此レ急進政論家ノ十分ニ満足スル所ナルヘシ

との批評もある。租稅の議決權さへ議會に與ふることを欲せないのであるから、元老院按の難産も尤もと思はれる。次に

交詢社ニ於テ起草セル私擬憲法案第九條ニ「内閣宰相ハ協同一致シ内外ノ政務ヲ行ヒ連帶シテ其責ニ任スヘシ」云々第十二條ニ「首相ハ天皇衆庶ノ望ニ依テ親シク之ヲ撰任シ其他ノ宰相ハ首相ノ推薦ニ依テ之ヲ命スヘシ」第十三條ニ「内閣宰相タル者ハ元老議員若クハ國會議員ニ限ルヘシ」第十七條ニ「内閣ノ意見立法兩院ノ衆議ト相符合セサルトキハ或ハ内閣宰相其職ヲ辭シ或ハ天皇ノ特權ヲ以テ國會院ヲ解散スルモノトス」以上各條ノ主意ハ内閣執政ヲシテ連帶責任セシメ而シテ議院ト合ハサルトキハ輒チ其職ヲ辭シ議員中衆望アルモノ之ニ代ル所謂政黨内閣新陳交替ノ說ニシテ正ニ英國ノ模範ニ倣フモノナリ

として、これ國體を敗り、世の安寧、國民の洪福に反するものであるとして反對して居る。

この頃となつては、憲法制定に反對する譯には行かぬが、尙早い。またその制定するにしても、成る丈け國民の參政權を狭くせよといふのが、在朝者の通論である。これはいづれの國いづれの時代に於ても、この経過をとるのであるが、特に我が國情としては、今日とは考の違つて居つたことを考察せなくてはならぬ。それは、我國未曾有の變革たる維新に當面した人々である。七百年來虚器を擁し給ひし、皇室の大權を回復し給ひしのであるから、至尊は政治に當面せられ給ふべきである、といふことが政黨内閣の如き概念と一見矛盾したように見へ



る。政黨に政權が歸しては、武門に歸した従前の政情と異なる所はないではないかといふ議論は、單純なる頭に強くしみ込むのである。しかもまた一面に於ては、皇室は政争の外に超然とし給ふべしとの意識がある。これが、右の思想と混亂する。而して藩閥なるものは政黨よりも武門よりも宜しからざるものであるといふことに氣がつかぬのである。この三つの思想の混亂は後年迄も永く續くのである。そして、この頭には普國憲法が最も都合よく映るのである。一面民間には英國流の憲法論が盛んであるが、前の二つの思想が矢張り混亂して居り、最後の藩閥有害論は力強く主張するが、皇室は政争の外に超然とし給ふべしとの議論が力弱いから、どうも議論全體としては勢が抜け、却つて藩閥者流の皇室の大權を制限せんとする議會論は、危險思想なりとする逆襲に對しての受太刀となつたのである。これが永く超然内閣や大權干犯論の出た所以である。

扱て井上毅はこの頃は岩倉幕下の憲法顧問であつたが、後には伊藤門下の肱股として、現行憲法起草者の一人であることは誰知らぬものも無いが、此頃別に憲法の草按を作つて居る、これ或は岩倉の命を受けたのでは無いかと思はれるが、近時發見せられたる史料であるから、左に掲ぐる。

天ノ明命ヲ受ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕 明治十年 月 日ヲ以テ憲法ヲ裁定シ立國ノ大典トシ並ニ憲法ノ限國內ニ於テ國民ノ權利ヲ賜予スルコト左ノ如シ

## 國 土

## 第一條

凡ソ我が八洲ノ土壤並ニ明治 年定ムル所ノ北海道ノ疆域ハ嗣今兩院ノ議ヲ經タル法章ニ依ルニ非ラサレハ分割變更スヘカラス

## 第二條

國府縣郡區ノ區畫ハ嗣今法律ニ由ルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス但シ未定ノ界線ヲ分割スルハ此ノ限ニ在ラス

## 第三條

北海道及沖繩縣及其ノ他ノ島嶼ハ一般ノ法律ニ依ラス内閣ノ命令ヲ以テ便宜ニ別段ノ制度ヲ施行スヘシ但シ更ニ兩議院ノ議ヲ經テ各所ニ一般ノ法律ヲ施行スルノ時ニ至ラハ此條ニ拘ラサルヘシ

## 國 民

## 第四條

凡ソ國民タルモノハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ平等ニ公權及私權ヲ有シ同一ノ保護ヲ受クヘシ

文武ノ官職ハ門地ニ拘ラス

## 第五條

人身及財産ハ法律ヲ以テ之ヲ保護ス治罪法及其他ノ法律ニ定メタル規程ニ依ルヲ除ク外人身ヲ拿捕勾禁シ及ヒ人家ヲ搜索シ物件ヲ追取スルコトヲ得ス  
拷訊ハ何等ノ罪犯ニ拘ラス永久ニ禁止ス

## 第六條

法律ニ於テ國安ヲ保持スル爲ニ又ハ罪犯ヲ檢探スル爲ニ必要ナル職權ヲ委任シタル官吏ヲ除ク外郵便書函ヲ開拆スルコトヲ禁ス



但シ戰時ハ例外ナリトス

第七條

凡ソ刑ヲ科スルニハ法律ノ明文ニ據ル  
法ニ條ナキ者ハ懲罰ヲ加フルコトヲ得ス

第八條

各民ノ田宅ハ明治 年以來發行スル所ノ地券ニ憑據シ所有ノ權ヲ付予シタリ闕所ノ刑法ハ永久ニ之ヲ禁ス  
但シ公益ノ爲ニ需要ニ供スルトキハ必相當ノ代價ヲ付スヘシ

第九條

凡ソ國民ハ法律ノ制限ニ循ヒ言論著述ノ自由ヲ得

第十條

凡ソ國民ハ法律ノ制限ニ從ヒ平穩ニ集會スルコトノ自由ヲ得  
凡ソ國民ハ法律ノ制限ニ從ヒ會社ヲ結フコトノ自由ヲ得但シ其ノ目的刑法ニ觸ルル者ハ此ノ例ニ在ラス  
國安ヲ保護スル爲ニ政談ノ結社ヲ制限シ又ハ一時之ヲ禁止スルコトハ必ズ法律ニ由ルヘシ

第十一條

凡ソ國民ハ政府ニ向テ私事ヲ願訴シ公事ヲ建白シ及兩議院ニ向テ公事ヲ建白スルノ權ヲ有ス但シ許可ヲ得タル  
會社ヲ除ク外總代ヲ以テ多衆ノ爲ニ一名又ハ數名ノ請願建白ヲ爲スコトヲ得ス

第十二條

凡ソ國民ハ何人ヲ論セス總テ兵役ニ服スル義務ヲ負フ

第十三條

常備後備兵ノ外戰時ニ於テハ天皇ノ詔命ヲ以テ國民軍ヲ徵發スルコトアルヘシ

第十四條

軍人軍屬ノ紀律ハ法律ニ屬セス

第十五條

凡軍隊ハ服役ノ内外ヲ論セス軍令ヲ除ク外國衆シテ事ヲ議スルコトヲ得ス並ニ政事ヲ講論シ及建白スルコトヲ  
得ス

第十六條

凡ソ教學ハ各民ノ自由ニ任スト雖モ政府ハ公立私立ヲ問ハス學校ヲ監視スルコトノ權ヲ有ス

第十七條

凡ソ國民ハ何人ヲ論セス租税ノ義務ヲ負フ

天皇

第十八條

天皇ハ大政ヲ總攬シ而シテ此憲法ニ循由シテ之ヲ施行ス

第十九條

法律ヲ公布シ及法律ヲ施行スル爲ニ必要ナル命令ヲ下付シ文武官ヲ制置シ文武官屬ヲ任シ勳位貴號ヲ叙授シ陸



第二編 憲政の準備期

二一八

海軍ヲ統率シ貨幣ヲ發行スルコトハ總テ天皇ノ大權ニ由ル

第二十條

戰ヲ宣シ和ヲ約シ及外國ト條約ヲ結フコトハ總テ天皇ノ總攬スル所ニ由リ成約ノ後其ノ密約ニ係ル者ヲ除ク外内閣ヨリ兩議院ニ報告シ及式ニ依リ公布スヘシ但シ國財ヲ費シ國疆ヲ變スルノ條約ハ兩議院ノ承認ヲ得ヘシ

第二十一條

兩議院ヲ召集シ及開閉シ及既ニ開キタル議會ヲ中止シ及ヒ一議院ヲ解散シ又ハ兩議院ヲ同時ニ解散スルコトハ總テ天皇ノ詔命ニ依ル

第二十二條

日本國ハ萬世一系ノ皇統ヲ以テ之ヲ治ム皇統ノ繼嗣ハ皇室別段ノ典章ヲ以テ之レヲ定ムヘシ

第二十三條

若シ先帝晏駕ノ際定マレル皇太子ナク及先帝ノ遺詔ナキトキハ内閣ノ發議ニ由リ元老院ノ決議ヲ取り皇室繼嗣法ノ順序ニ依リ親王及諸王ヲ入テ大統ヲ繼クヘシ

第二十四條

特別ノ情狀ニ由リ帝位繼承ノ順序ヲ變易スルヲ必要トスルトキハ内閣ノ發議ニヨリ元老院ノ決議ヲ取り之ヲ定ムヘシ

第二十五條

天皇ハ滿十八歳ヲ以テ成年トス天皇幼冲ニシテ位ヲ嗣ク時ハ宗室ノ一人大政ヲ攝行スヘシ

第二十六條

天皇違豫永ク大政ヲ親ラスルニ堪ヘサル時ハ亦攝政ヲ置クコト内閣ノ發議ニ由リ元老院ノ決議ヲ取ルヘシ

第二十七條

攝政ノ人ヲ定ムルコトハ内閣ノ發議ニ依リ元老院ノ決議ヲ取り最長親王ヲ以テシ親王ナキトキハ諸王ヲ以テス

第二十八條

天皇及親王諸王俱ニ幼冲又ハ不豫ニシテ太政ニ堪ヘサルトキハ太政大臣ハ内閣各員ト共同シテ大政ヲ攝行スヘシ

第二十九條

攝政ハ尊號ナシ但シ政揆ヲ總攬スルノ大權ハ總テ天子ノ事ニ同シ

攝政ハ國憲ヲ改正スルコトヲ得ス

第三十條

天皇成年ニ達シ及違豫常ニ復スルトキハ攝政又ハ太政大臣ハ大政ヲ還上スヘシ

第三十一條

年月日ノ法律ヲ以テ定ムル所ノ官地官林ハ永ク皇室ノ財産トナスヘシ

第三十二條

皇室ノ經費ハ決算ノ檢査ヲナサス

内閣



第三十三條

内閣ハ天皇臨御シテ萬機ヲ親裁スルノ所トス  
大臣參議各省卿ハ内閣ニ參預シ一人ヲ輔弼ス

第三十四條

行政ノ詔旨ハ大臣各省卿勅ヲ奉シ名ヲ署シテ行下ス奉勅ノ大臣省卿ハ專ラ其ノ責ニ任スヘシ  
其ノ名ヲ署セサル者ハ外ニ付シ頒行スルコトヲ得ス

第三十五條

各省卿ハ各々其管掌ノ政令ニ就テノミ責ニ任スヘシ其事國憲ノ改正ニ關リ又ハ皇室繼統ノ事ニ關リ又ハ議院開  
閉ノ事ニ關リ又ハ第 條第 條第 條ノ場合ニ於テハ内閣各員共ニ其ノ責ニ任スヘシ  
第 條第 條第 條ノ場合ニ於テハ内閣各員共ニ其ノ責ニ任スヘシ

第三十六條

内閣員及ヒ其代理員何時ニ於テモ各議院ニ列席スルコトヲ得但シ可否決ノ數ニ預ラス各議員ハ内閣員又ハ其ノ  
代理員ノ求メアルトキハ何時ニ於テモ其ノ陣述ヲ聽カサルヘカラス  
各議員ハ内閣員ノ列席ヲ求メルコトヲ得

第三十七條

内閣員職務ノ重罪ニ就キ議院ノ彈告ヲ受ケ而シテ高等法院之レヲ裁判スルコトノ規程ハ別段ノ法律ヲ以テ之ヲ  
定ムヘシ

職務ノ重罪ハ左ノ件々ニ限ルヘシ

- 一、謀反大逆
- 二、憲法ヲ干犯ス
- 三、贓 賄
- 四、定額外ノ濫費

立 法 權

第三十八條

天皇ハ兩議院ノ輔翼ヲ得テ立法ノ事ヲ行フ兩議員ノ可決ト天皇ノ批准ヲ經サル者ハ國法ヲ爲サス

第三十九條

法案ノ發スルモノハ天皇ノ大權ニ由ル

第四十條

議會ノ閉會ノ際國安ヲ保持スル爲ニ已ムヲ得サル事情ヨリ急施ヲ要スルトキハ内閣ノ責任ヲ以テ憲法ニ違ハサ  
ルノ命令ヲ發シ法律ノ力ヲ有タシムルコトヲ得  
此ノ命令ハ次ノ開會ニ於テ兩議院ノ承認ヲ取ルヘシ

第四十一條

元老院ハ 年 月 日 ノ詔命ニ依リ之ヲ組織ス此ノ詔命ハ憲法ノ力アルモノトス

第四十二條



民選議院ノ議員ハ定メテ百八十人トス

第四十三條

民選議院ノ議員ハ全國人民ノ總代タルヘシ故ニ議員ハ其本屬府縣人民ノ委囑ニ拘ハルコト勿ルヘシ

第四十四條

日本國ノ男子戸主ニシテ滿二十一年ヲ越エ其ノ選舉區内ニ居住シ地租又ハ家屋稅五圓以上ヲ納メ相當ノ資格ヲ失ハサル者ハ總テ議員ヲ選舉スルノ權利ヲ有ツヘシ

第四十五條

左ノ各款ニ觸ルル者ハ選舉及被選舉ノ權ヲ失フヘシ

一、刑法ニ據リ公權ヲ剝奪サレ又ハ停止サレタル者

一、身代限ノ處分ヲ受ケ辨償ノ義務ヲ終ヘサル者

一、國庫又ハ地方稅ヨリ救助ヲ受ケ生活スル者

一、瘋顛白痴ノ者

第四十六條

選舉ハ複選法ヲ用フ其節目ハ別段ノ法律ヲ以テ之ヲ規定スヘシ

第四十七條

日本國ノ男子主ニシテ滿二十五年ヲ越エ其府縣内ニ滿三年以上本籍ヲ定メ相當ノ資格ヲ失ハサル者ハ總テ民選議員ニ選ハルルコトヲ得ヘシ但シ僧侶ハ被選ノ權ナシ

第四十八條

府知事縣令書記官郡長判事判事補檢事檢事補ハ其ノ任地ニ於テ議員ニ撰ハルルコトヲ得ス

第四十九條

民選議院ノ議員ハ一任四年トシ二年コトニ其ノ半ヲ改撰セシムヘシ

議員ノ任期中缺員アルトキハ其ノ缺ニ當ル者ヲ選舉セシム

第五十條

議員改選又ハ解散ノ時ニハ解任ノ議員再タヒ選ニ應スルコトヲ得

第五十一條

下議院ハ議員中ヨリ議長一員副議長二員ヲ推薦シ天皇之ヲ勅任ス

下議院ハ議員中ヨリ書記官數員ヲ選定ス

議長副議長書記官ノ任期ハ其議員タルノ本期ニ從フ

第五十二條

下議院議員ハ法律ヲ以テ定メタル年俸ヲ受ク

第五十三條

下議院ハ各議員ノ資格ヲ檢査シ資格ノ爭議ヲ審判シ其ノ違法ノ選舉ニ係ルモノアルハ之ヲ退クルコトヲ得

第五十四條

下議院ハ議員中罪ヲ犯シ議員タルノ體面ヲ妨クル者アリ及故無ク招集ニ應セサルカ又故無ク連日缺席スル者ヲ



處分スルノ規則ヲ設ケ登場現員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之レヲ退職者トナスコトヲ得

第五十五條

兩議院ハ毎年十一月ヲ以テ之ヲ召集ス

第五十六條

非常ノ要用アルニ當テハ特ニ詔命ヲ發シ臨時之ヲ召集ス

第五十七條

兩議院ノ會期ハ三ヶ月トス

兩議院ノ閉期ヲ遷延スルハ天皇ノ詔命ニ由ル

第五十八條

議院ノ開閉ハ兩議院ノ會ニ於テ天皇親臨シ又ハ勅使ヨリ詔命ヲ宣フヘシ

第五十九條

議院ノ開閉中止及閉期ノ遷延ハ兩院同時ニ之レヲ行フヘシ

第六十條

一議院解散ノ命ヲ受ケタルトキハ併セテ他ノ議院ヲ閉會セシムヘシ

第六十一條

兩院會期中ハ勅許ヲ得スシテ休會三日ヲ越ユルコトヲ得ス

第六十二條

議院中止ノ命ハ翌年度ノ開會ヲ妨ケサルヘシ

第六十三條

議院解散ノ命ヲ受ケタルトキハ其ノ命ヲ得タル日ヨリ六十日內ニ詔命ヲ以テ新タニ撰擧ヲ行ハシメ九十日間ニ議院ヲ會セシムヘシ

第六十四條

議員任滿チテ解任スルトキハ詔命ヲ以テ九十日內ニ代任ノ議員ヲ撰擧セシムヘシ其ノ缺員ヲ補撰セシムルモ亦同シ

第六十五條

兩議院ノ一ニ於テ否決シタルノ法案ハ同會期中ニ再議ニ付セラレル事ナカルヘシ

第六十六條

凡法案ハ内閣ヨリ之レヲ兩院ニ下シ先ツ下院ノ議ヲ經テ之レヲ元老院ニ移シ元老院議長ニヨツテ成議ヲ上奏ス

第六十七條

元老院ニ於テ修正ヲ加ヘ兩院議合ハサルトキハ更ニ兩院ノ會合ヲ行ヒ議決ノ後仍ホ元老院議長ヨリ上奏ス  
兩院會合ハ元老院議長之ニ當ルヘシ

第六十八條

兩議院ハ本院ノ意見書ヲ天皇ニ奉呈スルコトヲ得意見書ヲ發議スルニハ議員十五名以上ノ署名アルヲ要シ而シテ後全員ノ議決ヲ經ヘシ



第六十九條

兩議院ハ登場ノ議員總員ノ三分ノ一以上ニ滿タサルトキハ議事ヲ開クコトヲ得ス  
議員投決スル者總員ノ三分ノ一以上ニ滿タサルトキハ決テ舉クルコトヲ得ス  
此ノ規則ハ兩院合會ノ時ニモ通シ用フヘシ

第七十條

議事ハ登場議員ノ過半數ヲ以テ決テ舉ク但シ撰擧ノ爲ニ特ニ定ムル規則ハ此ノ限りニ在ラス  
可否相半スルトキハ議長ノ決ニ從フ

第七十一條

兩議院ノ會議ハ公聽ヲ許ス  
議長又ハ十名以上議員ノ請ニ由リ密會ヲ行ヒ議院之レヲ可決スルトキハ其ノ議事ニ限り公聽ヲ禁スルコト  
ヲ得

第七十二條

兩議院ハ各其内部ノ規則及議事規則ヲ議定シ上裁ヲ經テ之ヲ施行ス

第七十三條

兩議院ハ立法ノ建白書ヲ受ク  
建白書ハ二員以上議員ノ紹介ヲ得テ之ヲ捧クルコトヲ許ス其ノ紹介ナキモノハ議院ノ受理スル所ニ在ラス  
兩議院ハ建白書ニ本院ノ意見ヲ附シテ之ヲ上奏スルコトヲ得

第七十四條

各議員ハ自由發言スルコトヲ得議院ニ於テ發言シタル意見ニ就キ司法ノ糺彈ヲ受クルコトナシ但シ本院定ムル  
所ノ規則ニ依ルハ此例ニ在ラス  
自ラ其ノ會議ノ發言ヲ出版公布スル者ハ出版條例又ハ新聞條例ニ依リ其ノ責ニ任スヘシ

第七十五條

議員ハ現行犯罪又ハ犯罪ノ翌日ニ於テスルヲ除ク外開會ノ期內ニ本院ノ承諾ヲ得シテ勾引ヲ受クルコト無カ  
ルヘシ

第七十六條

何人モ同時ニ兩院ノ議員タルコトヲ得ス  
議員ハ非職武官ヲ除ク外國庫又ハ地方稅ノ俸給アル行政官屬ト相兼ヌルコトヲ得ス官吏ニシテ議員ノ撰ニ應ス  
ルトキハ其ノ官ヲ辭スヘク議員ニシテ官吏ニ任スルトキハ議員ノ職ヲ失フヘシ

第七十七條

兩議員ハ内閣員ノ職務重罪アリト認ムルトキハ先ツ其辯解ヲ求メ辯解明白ナラサルトキハ之レヲ彈告シテ天皇  
ノ裁ヲ仰キ高等法院ニ下シテ糺治セシムルコトヲ請フコトヲ得

第七十八條

官吏ノ職務罪ヲ以テ議院ノ彈告ヲ受ケタル者ハ議院ノ要請アルニ非サレハ恩赦ヲ與ヘラルルコトアルヘカラス

第七十九條



兩議員ハ事務ヲ審査スル爲ニ委員ヲ設クルコトヲ得而シテ其ノ委員ハ官民ニ向テ必要ナル當該事件ノ報告ヲ求ムルコトヲ得

裁判

第八十條

凡ソ裁判ハ専ラ法律ニ據ルヲ除ク外他ノ委囑ヲ受クルコトナシ  
裁判ハ必ス理由ヲ明示スヘシ

第八十一條

大審院各裁判所及裁判官屬ノ章程ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム  
臨時ニ特別ノ裁判ヲ設クルコト無カルヘシ

裁判所ト行政官屬ノ權限ノ争ハ參事院ニ於テ之ヲ判決ス其章程ハ法律ヲ以テ之レヲ定ムヘシ

第八十二條

判事ハ它官ヲ兼ヌルコトヲ得ス  
判事ノ三年間在職シタル者ハ本人ノ願又ハ老退ノ故ニ由ルニ非ラサレハ罷免セラルルコト無シ但シ裁判所ノ構成ヲ變革スルコトニ付非職トスルハ此ノ限りニ在ラス

治安裁判官ハ此條例ニ依ラス

第八十三條

凡ソ裁判ハ國安ニ關リ又ハ風儀ニ關スル者ヲ除ク外公聽ヲ許ス但シ刑事ノ豫審ハ此ノ限りニ在ラス

第八十四條

大赦特赦減復權ヲ與フルハ天皇ノ大權ニ由ル

第八十五條

陸海軍裁判所ハ専ラ軍律ニ據リ刑事ノミヲ裁判ス

會計

第八十六條

凡ソ國庫ノ歳出入ハ毎歳豫算ヲ以テ兩議院ノ議ヲ經ヘシ豫算ニ記載セサル租稅ヲ徵收スルコトヲ得ス

第八十七條

歳出ハ豫算ヲ超ユルコトヲ得ス其ノ非常ノ事情ニ由リ已ムヲ得サルニ出タル者ハ議院ノ開會ヲ待テ之ヲ報告シ其ノ認可ヲ取ルヘシ

第八十八條

凡ソ費目ノ議決ヲ經タル條項ハ彼此流用スルコトヲ得ス

第八十九條

政府ハ會計年度ノ終ニ於テ決算表ヲ作り検査院ノ検査ヲ經翌年兩議院開會ノ初之レヲ報告シ同時ニ國債表ヲ報告スヘシ

第九十條

検査院ノ章程ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ



第九十一條

内外國債ヲ起シ新ニ紙幣ヲ發シ及國庫ノ保證ヲ約スルハ兩議院ノ議ヲ經ヘシ  
年金ノ制ヲ設クルハ必法律ニ依ル

既ニ法律ヲ以テ定メタル國債保證年金ハ該年度豫算ノ議ニ由テ之レヲ變更スルコトヲ得ス

第九十二條

皇室ノ經費ハ法律ノ定ムル所ニ從フヘシ該年度豫算ノ議ニ由テ之ヲ變更スルコトヲ得ス  
法律ヲ以テ定メタル定額アル歳費ハ總テ該年度豫算ノ議ニ由テ之レヲ變更スルコトヲ得ス

第九十三條

現行ノ文武官屬ノ俸給ハ別ニ新則ヲ制定セサルノ間ハ總テ舊ニ依ルヘシ

第九十四條

明治十年第一號布告ノ地稅及其ノ他從前公布シタル諸般ノ稅法ハ更ニ新法ヲ頒布セサルノ間仍ホ舊法ニ依ル  
ヘシ

第九十五條

兩議院開會ニ至ルマテ豫算議決セス又ハ議決セスシテ解散ヲ命セラレタルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ニ依リ施  
行スヘシ

第九十六條

兩院ノ間叶議成局ニ至ラサルトキモ亦同シ

大臣以下文武ノ官屬<sup>等外雇御用</sup>掛<sup>ヲ除ク</sup>及兩議院ノ議員ハ就職ノ初皇室ニ忠順ニシテ國憲ヲ遵奉スル誓ヲ宣フヘシ

現任ノ官屬ハ此ノ憲法頒行ノ後五日內ニ誓ヲ宣フヘシ

下士以下兵隊ハ憲法ニ對ツテ誓フコトナシ

第九十七條

明治元年以來公布セル官署ノ沙汰書達書及八年以來太政官ノ布告書現行ノ條章此ノ國憲ニ抵觸セサル者ハ總テ  
法律ノ力ヲ有スヘシ

金九十八條

文武官ノ職制章程ハ此ノ國憲ニ特ニ正條アル者ヲ除ク外總テ內閣ノ制置ニ由リ法律ヲ用ヒ

第九十九條

法律ノ説明ハ參事院及大審院ニ屬ス

第一百條

戰時又ハ内亂ノ時ニ當テハ其ノ地方ニ限り此ノ憲法ノ第 條ヲ停止スルコトヲ得ヘシ  
其ノ細目ハ別段ノ法ヲ以テ之レヲ定ムヘシ

第一百一條

此ノ憲法ノ條項ヲ修正スルノ要目アルトキハ天皇ノ詔命ニ由リ兩議院ノ議ヲ取ルヘシ兩議院ノ登場ノ議員總數  
三分ノ二ニ上ラサレハ之レヲ議スルコトヲ得ス又現員ノ之レヲ可トスル者三分ノ二ニ上ラサレハ之ヲ決スルコ  
トヲ得ス



これにて終つて居る。全體の體裁が現行憲法に近づき、あるは注意すべき點である。

## 第八章 内亂と政論

前來叙述の如く、憲法制定は進んで居る一方には、依然として武力闘争が行はれ幾多の内亂が勃發して居る。如何に言論政治を標榜するものがあつても、武力闘争は猶ほ政争の重心を爲して居る。否寧ろ武力を背景としての言論政治を主張するものさへ少からずあつたのである。これがまた一面ではその主張に權威あらしめ、在朝者は引摺られながらも武力闘争を緩和するには言論政治を以てすべしといふ、憲政論に知らず識らずに一步／＼近づきつゝあつたのであるが、何をいふても、言論政治は武力闘争とは兩立すべきでなく、時勢は進んで居るのであるから、在朝者が全力を盡して、武力闘争を壓伏したときは、既に／＼言論政治が擡頭し牢固たる基礎を形造つて居つたのである。つまり幾多の内亂は在野の封建殘存勢力が憲政に地歩を讓るべく清算されたのである。然るに在朝の封建殘存勢力がこれを錯覺して、武力に據る政府反對をすら壓迫したのであるから、口先きばかりの政論などの壓迫は易々たるものと考へたのが、この後に來る朝野の軋轢時代となるのである。

明治の内亂の前驅とも見るべきものに、農民暴動がある。明治の二年から十年前後にかけて各地に勃發した幾多の暴民騒動は、徳川時代の百姓一揆とも異り、また今日の小作争議とも性質の違ふもので、新政に對する不満が主たる原因であり、今から考ふれば滑稽に類する理由もあるのであるが、社會の動搖、人心の不安に際して起つたので、純然たる政治運動では無いが、大衆運動の苗圃と見るべきものである。

而してこれとは關係は無いが、内亂は士族級の反抗運動であり、この農民騒動と内亂に依つて喚起されたる民衆の意識が、後に呼びかけられたる政黨運動に投じ來つて、その勢を爲すの素因となるのである。

明治七年、征韓論に敗れて野に下り、民選議院設立建白の一人たりし江藤新平は、二月佐 へ歸つて兵を擧げ、軍敗れ三月捕に就き、四月十三日臬刑に處せられた。

その檄文たる『決戦之議』には、冒頭に

夫國權行ハルレバ則、民權隨テ全シ。之ヲ以テ交戰講和ノ事ヲ定メ、通商航海ノ約ヲ立ツ、一日モ權利ヲ失ヘバ國其國ニ非ズ。

と説き出してあるのは、流石に江藤である、時代の先驅者たる響きがあるのである。

次いで起りしは、明治九年十月の熊本神風連の亂である。その檄文は

醜虜ニ阿諛シ我國固有ノ刀劍ヲ禁諱シ、陰ニ邪教ノ蔓延ヲ慫慂シ、終ニ神國ノ國土ヲ彼ニ賣與シ、内地ニ雜居セシメントス云々

畏クモ神勅ヲ奉ジ、諸國同盟ノ義兵ト共ニ姦邪ノ徒ヲ誅黜シテ以テ皇運挽回ノ基ヲ開カント欲ス云々  
といふのでこれはまた、典型的の右傾派である。

この神風連に應じ、秋月の宮崎車之助、今村百太郎等一派は兵を率ゐて出でしも、官兵の襲撃する所となり、敗れて事平らいたのであるが、以上の二者の聯絡の中心は、萩に於ける前原一誠の亂である。

前原は長州の代表的人物として、兵部大輔となり、參議となつたのである、明治三年辭して、郷里に在つたが此年十月兵を擧げて敗れ、捕に就き十二月三日、斬に處せられた。



前原が舉兵の始め同志に演説を試みた冒頭に

不肖一誠が現政府と其方針を異にするは、第一地租改正の件にあり。曩きに品川彌二郎余に贈るに國法汎論を以てす。試みに之を讀むに、政治の基本を國土國民制に取る、余之を抛ちて曰く、我政府にして若し其制に模倣せば、我二千年以來固有の王土王民制を破壊せざる可からず。今や政令の出づる毎に、徒らに新法の雨下せるを見るのみ、夫れ國體の基礎を變更する、聖主假令之を行ひさせ給ふとも猶ほ諫奏すべし。況んや無學無耻の俗吏輩之を爲さむとするに於てをや。王土を破壊して國土と爲す、是れ之を尊王と謂ふべき乎、余は斷じて之を賊と爲さむと欲す云々

といふ一節がある。國法汎論とはブルンチューリーの *allgemeine Staats Rechte* を加藤弘之が翻譯して進講したものが、後に出版せられて汎く識者に讀まれた書である。これを危険思想として憤慨した前原は、明治六年に憲法制定を主張した木戸孝允とは、政治的には同藩出身の對立的立場にありたりとはいへ、思想に於ては問題にならぬ程の隔りがある。

内亂の最大にして最終なるものは、明治十年の西南戦争である。武力闘争の最後にして、爾來到底武力を於てしては不能なりとの感を國民に與へ、一轉して言論政治に向ふ劃时期的の事變である、これを軍事上より見れば徵兵制度の試練として、武力を以て天下に鳴る薩摩軍人を斃したる百姓町人兵の勝利である、政治的に見れば封建勢力最後の破壊である、觀察の方法に依れば廢藩置縣の完成である。明治四年の廢藩置縣は薩藩にあつては形式に止め、實質は依然として鹿兒島藩であつたのである。所謂私學校黨なるものは私立の單なる學校生徒で無くて鹿兒島藩兵である。彈藥製造所さへ有して居る私兵である。鹿兒島縣廳なるものは、その實藩廳に過ぎない

のである。維新の原動力として幕府を倒したる薩藩は、その當然の結論たる廢藩を肯んじなかつたのである。否他藩は廢藩すべし我藩は廢藩せずとの方針であつたのである。これでは、大久保と西郷との征韓論の分裂がなくとも、日本國家としては、到底この變態は許すべきでは無い。西郷無しと雖西南戦争は何等かの形に於て起らなくてはならぬ。征韓論なしと雖この運命は免かれぬのである。討たれし方に廻つた西郷も、討つ方に廻つた大久保も等しく時の犠牲者であつたのである。西郷を擁立して心にも無き戰を爲さしめたのは桐野。篠原の徒であると謂ひ得るならば、そのまた桐野篠原等をして、その擧に出でしめしはそもく何者であるか。を検討せなくてはならぬ。維新の功臣をして、城山の逆臣と消へしめたのは誰人の本意でもなかつた、唯夫れ封建の因襲を最後迄保存すべく運命つけられた、薩日隅の變態政治が、時勢の大潮流に押し流されたに過ぎないのである。故に若し此情勢を觀察せずして、卒然として西南役を見んか、その起るや、あまりに唐突であり、その擧兵の名義の如きは特に拙の極である。一世の重望を負へる西郷南洲が、堂々數萬の選兵を提げながら、刺客の責を政府に尋問するといふのである。西郷であればこそ、この名義にても天下の同情を得たれ、それ以下の人士ならば到底問題にもならぬ擧兵の名義である。その部下には幾多の勇將猛卒を控へながら、熊本城一つ攻陥し得ず、中原進出の機を失したる如きは、何人の責でも無い、凡てが時勢に逆ふ後手であつたからである。これには氣の毒ながら、西郷自身も時勢の落伍者であるといはなければならぬ。幕府倒壞の大事業迄は西郷の一人舞臺であるが、それからは大久保の時代である。廟堂を去つて、閑雲野鶴、功名富貴を一抛して武村の吉の昔に返つた一代の人豪、南洲翁の高風は百世の欣仰する處であるが、これでは第一線に立つ政治家では無い。況んや明治六年から明治十年迄は時勢の急變は目眩しき迄の進展がある。朝野が眞劍に統一國家の完成に努力しつゝある間に、薩南の封建境



に歸つて居つては、如何に明敏の頭腦を有するものでも時勢に遅れざるを得ないのである。維新の原動力は薩藩の武力である功に恃み、この武力を提げなば政府の改革意の如くならんと考へたのは、そもく時勢を知らざるものである。雲の如き南洲幕下の人材中、一人の憲政的頭腦を有するものゝなかつたのは、南洲の爲め眞に惜むべきである。西南舉兵の報至るや、岩倉の書に對し木戸の答へたる一節に

西郷も決して尊氏の如き奸惡に非ず、惜哉識乏しくして時勢を知らず、一朝の怒を洩らすに己れの長ずる所を以て身を亡し、又國を害するなり、所長を以て身を誤まる古今皆是れなり、短なる所を以て身を誤るもの鮮し、西郷惡むべしと雖、亦憐むべきものなきにしもあらず。

とあるのは流石に卓見である。舉兵の當初に當り、これ程明快に論斷したものは他に無かつたのである。

西郷舉兵の報至るや、有柄川熾仁親王を總督として二月十九日、賊徒征討の令下る曰く

鹿兒島縣暴徒ハ擅ニ兵器ヲ携ヘ熊本縣ヘ亂ル、國憲ヲ憚ラズ叛跡顯然ニ付征討被仰候云々

とあつて、國憲の語を用ひてある。

また別に鹿兒島なる島津久光に對し、勅使を遣されたときの勅書の一節に

鹿兒島縣下逆徒熊本ニ亂入シ朝憲ヲ蔑如シ官兵ニ抗シ悖亂ノ舉動ニ及ブ云々

とあり、こゝには朝憲の語がある。

また、これに對する答書には

在縣し悉に横行すとも國憲に觸れざるときは政府の威力と雖も之を抑壓すべき權あるべからず云々

との一節がある、朝憲の語は古くよりあり、今日も猶ほ朝憲紊亂といへる法語の存する位であるが、國憲の語は

此頃始めて用ひられたのは注意すべきである。恰も此時は元老院に於て國憲を起草しつゝあつたときであるから、この語も民間に用ひられたのであらう。その朝憲といひ國憲といふも同じ意味で憲法概念的であつたのであらう。更に木戸の岩倉への復書には

腕力ヲ頼ミ國家ノ法憲ヲ破リ候者ハ至當之罪ニ被處候ハ不得已事ト奉存候云々

とある。國憲とは國家の法憲の約字といふ風に用ひてある。

斯くて官軍は全力を擧げて進發したのであるが、西郷兵を擧ぐとの急報は天下を驚動した。各地の不平黨はこれに響應したが、就中熊本の池邊吉十郎は一隊を率ひて之に加つた。その池邊の口供に

上下一體洋臭ニ心醉シ、或ハ、民權ヲ主張シ或ハ共和政治ヲ談ジ、其弊害一ニシテ足ラズ。遂ニ神祖建國以來、忠孝ノ遺風地ヲ拂フノ勢ニ至ル云々

といふのがある。民權と共和主義と同視し、そして、これが危険思想なりと憤慨して居る。

また、中津隊の首領増田宋太郎の檄文には

外夷ニ阿順シ苟且偷安、國權ヲ失墜シ、私意放縱、民權ヲ失墜シ、内怨ヲ積ミ、外侮ヲ甘ジ卑屈極リナシ、之ニ繼クニ金貨濫出國債繁殖、我二千五百三十年來ノ獨立帝國ヲシテ、終ニ外夷ノ制御ヲ受ケシメントス。其是ヲ何トカ謂ンヤ

の一節あり、多分に攘夷臭を包含せるが、それでも

上ハ以テ歴世皇恩ノ萬一ニ報答シ、下ハ人民天賦ノ權利ヲ回復シ、國威ヲ海外萬國ニ擴張シ、獨立帝國ノ面目ヲ改新センコトヲ企望ス云々



とあり、天賦人權の語あるは流石に時勢である。

茲に複雑なる態度に出でしは土佐派である。板垣は前述の立志社に據り言論政治を高唱しつゝあつたが、西南の亂起るや、これに應ぜんとする武力派と、民選議院開設建白の運動派とを生ずるに至つた。

明治十年六月立志社總代片岡健吉は、民選議院開設建白を京都行在所に提出せしが、之を却下せられた。その文中に

健吉等聞ク、國ノ政府アル所以ノモノハ、斯國ヲシテ治且安ナラシムル所以ナリ、治且安ナラシムル所以ノ者ハ、斯民ノ權利ヲ暢達シ以テ幸福安全ノ域ニ處ラシムルナリト、又聞ク天ノ斯民ヲ生ズルヤ、手足是レ具シ、頭目之レ備ハル。精神之ヲ管シ、自主自由ノ權理ヲ有セシムルト。夫レ然リ政府タルモノ漫リニ其力ヲ恃ミ、其威ヲ逞シ、以テ抑壓ヲ擅ニスルノ理アランヤ。人民タルモノ亦能之ガ束縛ヲ受ケ、之ガ鉗制ニ服スルモノナランヤ。云々

その明治八年の聖詔に對し

頒詔未ダ期日ナラズシテ既ニ其事ヲ忘ル、ガ如シ云々擅ニ元老院ノ章程ヲ改竄シ、當初授與ノ權限ヲ削減シ、曩日ノ左院ニ異ナラズ、大審院ハ之ヲ司法ノ下ニ附シ、各省ノ尾ニ班シ毫モ體面ヲ保セズ云々

といふ如きは正鵠を得て居るが、最後に

五事ノ誓約ト立憲ノ詔令トヲ唱へ、大聲シテ之ヲ訴へハ、大臣ハ之ヲ以テ全國ノ人民ニ對へ、陛下何ヲ以テ天神地祇ニ謝センヤ。此時ニ常ツテ外國其凌侮ノ心ヲ恣ニシ其併呑ノ志ヲ逞フシ、隙ヲ窺テ之ニ乗ズルアラバ、兵力ハ凋殘シ、府庫ハ耗竭シ人民ハ離散ス、陛下獨リ何ヲ以テ其後ヲ善センヤ、健吉等、陛下ニ聞セント欲ス

ル所以ナリ、陛下左右ノ言ニ惑フナク、健吉等ノ言ヲ聽納シ、衆庶ノ望ニ副ヘヨ、天下甚幸ナラン。

と結んでゐるのは不穩當の字句である。「文中不都合の廉あり」として却下せられたのも當然である。この建白書は吉田正春が大阪富田屋の二階にて起草したものである。

一方武力派の計畫未だ成らざる内、事發覺シ、林有造、片岡健吉、岡本健三郎、大江卓、竹内綱等捕縛せられ、板垣の左右は一掃せられたるの感があつた。

西南の役の終つた翌十一年五月大久保利通、紀尾井坂に刺された。これまた西南役の餘波である。

刺客の領袖島田一郎が、自首したとき

唯今途中に於て國賊を誅戮した、國憲を犯したことであるから自首します、相當の御處分に預りたい。

といひ、斬衰狀を差出した。その中に  
曰ク公議ヲ杜絶シ民權ヲ抑壓シ以テ政事ヲ私スル其罪一ナリ云々とあり、終りに

願クハ明治一新御誓文ニ基キ、八年四月ノ詔旨ニ由リ、有司專制ノ弊害ヲ改メ、速ニ民會ヲ興起シ、公議ヲ取り、皇統ノ隆盛、國家ノ永久、人民ノ安寧ヲ致サバ、一郎等ガ區々ノ微衷以テ貫徹スルコトヲ得バ、死シテ而シテ瞑ス云々

とある、また別に理由書がある、その一節に

抑明治六年、前參議副島種臣輩、民選議院設立ノ議ヲ立テシヨリ、民會ノ論大ニ起リ當時ノ論、是非相半ハスト雖ドモ、時勢漸ク進歩シ、今ヤ猶之ヲ非トスルモノナシ。奸吏輩將ニ曰ントス、民會ノ事、未ダ本邦人民開



化ノ度ニ適セズト。奸吏輩、政治ノ體裁百般ノ規則ヨリ、屋舎道路、器具雜品ノ末ニ至ル迄、本邦人民開化ノ度ヲ問ハズ、既ニ悉ク文明國ノ法ヲ取ル、而シテ民會ノ事ニ至リテハ、因循猶豫シテ其適否ヲ論ゼザルハ何ソヤ。

とあつて、議會政治を主張して居るのであるが、その口供には

同志ヲ集ムルコトニ盡力セシ處凡ソ千餘名計リモ集リタルニ依リ、其内ヨリ二名ヲ指出シ東京ノ愛國社ニ加入シ、民權擴張ノ事ヲ議セシメ、而シテ右千餘名ノ者モ、縣下ニ於テ社ヲ結ビ、愛國社ノ分社ニテ忠告社ト名付ケ、折々集會ニ、尋常ノ民權論盛ニシテ、自分ガ平素見込ノ腕力ヲ先ニスルノ説ニ同意スル者少ク、依テ自分等ハ斷然忠告社ヲ退キ云々

とあつて、直接行動派であつたのである。しかも、表面主張する處は議會論である。議會論に反對するが故に之を殺すと、いふことを何等の矛盾なく考へて居つたのである。

これは上來叙述の内亂に付ても、同様であり、議會政治に反對するものを攻撃することは、最も通りの宜かつた主張である。その内實はどこ迄議會政治の眞髓を解して居たかは疑問であるが、武力闘争にしても表面は議會論を主張せねばならぬ迄に時勢は進んで居つたのである。後年普選論が起つたときに、これに賛成する政黨も、反對する政黨も共に、眞意に主張したのではなかつたが、それでも遂に普選を實施せねばならぬことに立ち至つたと、似通つた状態であつたのである。

西南戦争を一轉機として、言論戦となり、政論の最高潮に達したのであるが、遡つて、その由來を考ふるに、最も早く我國人の頭に浸み込んだ學説はミルであつた。

ミルの『自由論』は明治四年、中村敬太郎(正直)に依りて翻譯せられ、明治五年二月に出版せられた。この書が如何に當年の青年政治家に讀まれたかは、政界の大立物となつた河野廣中が、明治六年この書を読み

三春町の川又貞藏からジョン・スチュアルト・ミルの著書で、中村敬太郎の翻譯した『自由の理』と云へる書を購入し、歸途馬上ながら之を讀むに及んで、是れまで漢學國學にて養はれ、動もすれば攘夷をも唱へた從來の思潮が一朝にして大革命を起し、忠孝の道位を除いただけで、從來有つて居た思想が、木葉微塵の如く打壊かるゝと同時に、人の自由、人の權利の重んず可きを知り、又廣く民意に基いて政治を行はねばならぬと自ら覺り、心に深き感銘を覺へ、胸中深く自由民權の信條を畫き、全く予の生涯に、至重至大の一轉機を劃したものである。而も其の變化が不思議と思はるゝ程の力を奮ひ起したことは、今更ながら、一大進境の種たりしを思はざるを得ない。自由の理を讀んで心の革命を起せしは其年三月の事だ。(河野磐州傳)

とあるにても知ることが出来る。ミルの書は、猶ほ明治八年より明治十一年に互り、永峰秀樹譯の『代議政體』があり、明治二十三年に、前橋孝義譯の『彌兒代議政體全』がある。

次いでスペンサーの學説が入り來つた。スペンサーのものは、明治十年に尾崎行雄氏の抄譯『權理提綱』があり、明治十一年には鈴木義宗譯、明治十三年に尺振八譯が出たが、その最も社會に影響を與へしは、松島剛譯の『社會平權論』である。

松島剛は明治十三年にスペンサーの「ソーシヤル・スタチクス」を譯し、始めは『社會平衡論』と題したのを後に『社會平權論』と改めて出版したのである。

明治十三年といへば、國會開設論やら自由民權論やらが大に沸騰しかけた時である。そこへ、此の『社會平



「權論」が現はれたのであるから、世間が大騒ぎして歓迎した。何よりも、此の平權の二字が有志家の頭にピリツと響いたのである。發兌元へは諸方から注文が夥しく、注文状が文字通り山積した。いくら刷つても足らず、市内の本屋はわざ／＼詰り切りで製本の出來上るを待つといふ勢ひで、大變な賣行きであつた。土佐の立志社などいふところからは、電報で何百何十とまとめて注文して寄越した。と同時に譯者たる剛氏に對する獎勵讚美の書翰が雨のやうにふつて來た。中には何か剛氏を勘違ひして憂國の過激志士と間違つたやうな手紙もするぶんあつた。出版元の報告堂が大乗氣で、次を次をと大催促をする。それで稿料なども約束の二十五圓が、だん／＼せり上げられて、たうとう全部で二千五百圓も貰つたといふ。云々此書は後に自由閣其他の書肆から出版されたものもあるから、總體としての部数は何十萬冊に上るかからぬといふ。(明治文化研究第四卷第三號 柳田泉氏の「松島剛」)猶ほスペンサーの翻譯書に付ては、下出隼吉氏の「自由民權論と其當時の社會學」(新舊時代第一第四、五冊)を参照せられたい。

しかも、これ等の思想の根柢を爲すものに、福澤諭吉の諸書がある。幕末から明治の初期へかけて、加藤弘之の『立憲政體略』、津田眞一郎の『泰西國法論』、福澤諭吉の『西洋事情』等の影響に付ては、拙著『維新前後に於ける立憲思想』に於て述べたから、これを略するが、これが、民權論に勢を添へたことは勿論である。穂積八束博士の『憲法制定之由來』に

今ノ加藤弘之博士ノ立憲政體ニ關スルノ著書ヲ初トシ、津田、西、福澤等諸學者ノ西洋ノ國法ヲ論ズル書既ニ久シク行ハレ、世論大ニ動ク、就中福澤氏ノ著書ハ其影響スル所廣ク朝野ニ及ビ勢力頗ル大ナリキ。木戸公ノ米國ニ使スルヤ、憲法ヲ立ルニ付キ參考ノ書ヲ彼ノ政治家ニ問フ、彼レ答フルニ立憲ノ政體ハ本ト「モンテス

キニ」ノ論ニ起由スルヲ以テス。公即チ屬僚ニ命ジテ之ヲ邦譯セシム。立憲政體ノ本旨ハ之ニ由リテ明カナリ。今傳ハル『萬法精理』是レナリ。然レドモ世上ハ福澤氏等ノ簡易ニシテ急進ナル歐米政談ヲ喜ビ、論議動モスレバ輕躁ナラントス。

とあるのは、即ち是れである。明治初期の慶應義塾は正に、啓蒙運動の總本山であつたのである。

民選議院建白ノ出テシヤ慶應義塾ノ最モ隆盛ナル時ナリキ。各個的自由的教育ヲ受ケタル三田書生ガ文壇ニ演壇ニ漸ク其技倆ヲ試ミ初メタル時ナリキ。民選議院論ヲシテ天下ニ波及セシメタル者三田書生ノ功半ニ居ル。慶應義塾ガ最モ熱心ニ各個的自由的教育ヲ施シタル事ハ、當時夫ノ國家的嚴師父的空氣中ニ人ト爲リタル薩長肥三藩子弟ガ其塾ニ入ルコトヲ屑シトセザリシヲ以テ證ス可シ。土人ノ入塾セン者少カラズ、是レ、氣質ノ理論的自由ナル所以ナリ。土州政治家ガ久シク政府ニ立ツコト能ハザリシ所以ナリ、自由民權ノ實行者タル所以ナリ云々(薩長土肥)

而して更に一層の油を濺ぎしはルソーの民約論であつたこれは後の章に述ぶることとする。

明治七年に出た加藤弘之の『國體新論』は、天賦人權論を説いて、非常な影響を與へた、加藤は獨逸學者として、明治天皇の侍讀となつて居つた地位にあつて此説を述べたのであるから、其前、明治三年に出版した眞政大意と共に強き學理的根據を民權論に與へた。

國體新論は「國家の主眼は人民にして人民の爲めに君主あり政府ある所以の理」(君主及び政府の人民に對する權利義務)などいへる章目の下に、

君主も人なり、人民も人なり、決して異類の者にあらず、然るに、獨りその權利に到りて、斯く天地背壤の懸



隔を立つるは、抑々何事ぞや、かゝる野鄙陋劣なる國體の國に生れたる人民こそ、實に不幸の最上といふべし云々

縱令天皇の權と雖も我輩人民を待つに牛馬を以てし玉ふを善しとするの理は決してあるべからず云々

など大膽な立言がある。しかも、この著者は民選議院設立の建白に對しては、尙早論を以て反對したのであるが、更にこの著者は、民權論の熾烈を極めた明治十五年に『人權新説』を著し、進化論に變じたことは後に述ぶるが、此兩極端の説は恰も、初期の混沌たる思想界の變遷を物語るに際し研究すべき一事象である。

扱てまた以上の各思想の宣傳方法として新聞雜誌が發達し、その發達はまた宣傳となつたのである。

幕末に始めて出た新聞雜誌は、極めて不完全なるニュースに過ぎなかつたのであるが、それでも官軍の忌諱に觸れ筆禍を蒙つたものもあつた、これが明治の新政となると、文明開化の必要物として、政府よりこれを奨勵し、遂には各官廳に備付けしめ、その豫算費目迄もあり、新聞の内にも、第一流の東京日日新聞が、「太政官御用」を標榜して得々とし、日新真事誌また「左院御用」の肩書を冠して誇りし如き、時代であつた。政府者は文化の開發機關として兼ねて政府の主義政策を國民に知らしめて、現政府を謳歌せしめる積りであつた。國民もまた多年の封建生活の餘弊として、新聞に依りて政府の政策を批判し若くは攻撃すべきものとも考へなかつたが、幕府の遺老にして新知識に富み、しかも文藻の豊かなる、成島柳北、栗本勘雲、福地源一郎等が固より薩長氏の政府に仕ふることも出来ねば、市井に隠るゝことも出来ざりしに、新聞といへる論壇の開かれたから、これに依りて氣を吐き、筆鋒自ら現政府に利ならざるに至り、世人もその人と文と氣とに依り、漸くこれを重んずるに至りしが、偶、民選議院設立建白が、日新真事誌に掲げられ、その可否が紙上にて論ぜらるゝや俄然政論の勃興を來

たし、一度この論壇の開かれて、公然不平吐露の好場面の展開せらるゝや、論議は勢ひ急調ならざるを得ず、永く壓せられたる反動は極端なる解放とならざるを得ないのである。爰に於て政府者は狼狽したのである、恰も飼犬に手を噛まれたるの感がしたのである。それに又それ程迄の考はないにしても、政府に反抗するものは謀反人なりとの封建イデオロギーや、徒らに平地に波瀾を起して不平等を煽動するものなりとの單純なる潔癖論やらが、ゴツチャになり民論壓迫といふ段取りとなるのである。固より歐米諸國は言論を尊重すといふことは知らぬではないが、それは眞實國を愛へ、國民民福を増進する爲めに相互、研究討論するをいふので、日本の如き反對の爲めの反對論や、國家を害する爲めの言論は、これを壓迫すること國家の爲めなりといふ。いつの時代でも頭の單純なる政府者の陥る錯覺と同じ考へて民論を壓迫したのである。その政府者も維新前には勤王論を唱へて、時の政府たる幕府より壓迫せられたる苦き經驗を忘れて、若くはそれを顧ることを知らずして、政府者としての愚を繰返したのである。

明治八年六月、新聞紙條例を改正し、讒謗律を制定し、大に言論の自由を壓迫した。しかも此時は大阪會議の結果元勳網羅内閣成立し、就中在野の政論家たる板垣退助が參議たる時である。この時にして此發令あるは、政府部内の不統一といはんよりも、在野者が言論に理解なかりしといふ方が説明し易い。

この頃は新聞と雜誌とは判然分化して居らなかつたが、政論の好壞場たることは一であつた。

しかし民論もまた、節制を缺き訓練が足らなかつた、情の激する所、筆の馳する處、過激奔放、勢ひ底止すべからざるもがあつた。能く例に援かるゝ、明治九年一月發行『評論新聞』の『壓制政府顛覆すべき論』同年六月發行『草莽雜誌』の『壓制政府は顛覆すべきの論』『暴虐の官吏は刺殺すべきの論』の如きは、今日から見ても處罰する



に値する論文である。それが官僚萬能、絶対専制の時代であるから溜らない、嚴刑酷罰立どころに至つたのも當然である。しかも此の如き論調の出で來りし時勢と、更にその嚴罰の結果が、益、民論を激せしめて、自由民権思想の傳播に力を添ふるに至つたのである。

## 第九章 國會願望運動

西南の大戦漸く終りて中央政府の基礎は確立した。唯だ此間、西郷の陣歿前に、木戸は病んで歿し、翌十一年五月には大久保刺されて、維新の三傑は、この一二年の間に亡び、代つて政局を擔當したる、大隈重信伊藤博文等は第二流の人材と目せられ鼎の輕重を問はるゝの感なきにしもあざりしも、新進氣鋭、新文化の吸収に向つて突進したのである。

これより先き明治十一年四月、第二回地方官會議開かれて、參議伊藤博文議長となつた。此時は第一回の際の權威は無かつたが、府縣會規則、地方稅規則、町村編制法が議せられ、同年七月、府縣會規則發布せられ、始めて公選議員、地方自治制の施行せられたのは大なる收獲であつた。

翌十二年始めての府縣會規則が實施せられたときは、各地方共これ他日の國會の下稽古なりとし、また府縣會議員たるものは府縣民の代表者なりとの意味を、眞劍に考へ、その選出せられたるものは、いづれも、その地方地方の第一流の名望家、人材であつた。従つて東京府會の如きも議長福地源一郎副議長福澤諭吉にして議員も皆名流であつた。後年衆議院議員として、また中央政界の大立物として活躍した人々は、多くこの頃府縣會議員で

あつたのである。しかもその後は年を追ふて素質の低下したのは、衆議院議員に於ても同様であることは、憲政史としては大に考へねばならぬのである。在朝者の施設は此の如くであるが民間の議論は一層急激である。武力闘争の時代に於てさへ發達し來りつゝあつた言論は、その武力闘争の最後の幕を閉ぢて、言論戦のみに主力を注ぐべき時機となつては、勢ひ益激烈ならざるを得ないのである。而してその中心として在野の輿望を一身に集むるものは、土佐の板垣退助であつた。武力黨が、相率ひて西郷桐野等を鹿兒島に訪ひしより以上に、青年政客は必らず土佐を訪はなくては談ずるに足らなかつたのである。河野廣中の東北より、杉田定一の北陸より來り、其他栗原亮一、竹内正志、頭山滿等の來りしを始めとし、當年の土佐は實に自由民権のエルサリウムであつたのである。

此狀勢に乗じ、明治十一年四月、土佐の立志社は盟主となり、大阪に會し、愛國社再興を企て、各地方に向つて遊說員を派遣した。同年九月大阪に於て大會を開く、來り集るもの數十名、愛國社再興合議書十二條を定め、明年を期して再會を約し、散會した。

されど、此時は

其集會せしものは、土州を始め唯だ士族社會のみにして、未だ平民の隻影をも見る能はざりし、以て當時全國の政況を卜すべし。云々(明治政史)

といふ狀況であつたが、翌十二年三月、第二回大會を大阪に開きしときは、各地方の有志八十餘名、十七縣廿一社を代表して來會し、同年十一月更に第三回大會を同地に開き、國會開設を、天皇陛下に願望し奉らんが爲めに、其の實施の方案を草し、各社總代は米春三月の大會に提出することとし、又愛國社擴張の爲めに二十餘の同盟各



社は、各自遊説すべしとの決議を爲した。

この決議に基づき「國會開設ノ願望致スニ付四方ノ衆人ニ告グルノ書」が起草せられ印刷して配布せられた。この書は此運動の爲めに必要であり、また憲政史上逸すべからざるものであるに拘はらず、從來あまり知られて居なかつたから、煩を厭はず左にこれを掲載する。

今也國會ヲ興サザルベカラザルコトハ最モ緊切ニシテ、國民ノ之ヲ興スコトヲカメザル可カラザルモ、亦萬々己ム可カラザル所也。豈ニソレ怠忽スルコトノ是アル可ケン哉。故ニ吾輩ハ今其最モ大且ツ重ナル所ノ要領ヲ舉テ、以テ試ニ國會ヲ設立スルコトヲ希謀セザル可カラザルヲ云ハン。

謹テ惟ルニ我輩聖文武ナル 明治天皇陛下ハ明治元年三月十四日ヲ以テ、五箇條ノ誓文ヲ立テ、廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スベキコトヲ定メラレ、明治八年四月十四日ニ至テ更ニ五箇條ノ誓旨ヲ擴充シ漸次ニ國家立憲ノ政體ヲ立テ汝衆庶ト俱ニ其慶ニ賴ラントスルノ洪詔ヲ發セラレ、乃チ舊來ノ政體ヲ一變シ立憲政體ニ至リシメントスルコトヲ明示セラレ、而シテ人民ニ於テハ則チ明治七年ニ江藤新平、副島種臣、後藤象二郎、板垣退助等、若干名ノ連署シテ民選議院ヲ設立ス可キ建言アリテ、凡ソ今日ノ人民ハ概ネ國會ヲ望マザルコト莫ク、天皇陛下ハ實ニ之ヲ欲シ、全國衆民ハ厚ク之ヲ望ミ、之ヲ開設スベキハ則チ尺寸ヲ讓ル可カラザルノ最大急務ニシテ、然シテ尙且ツ實際ニ之ガ開設ヲ見ルニ及バザルモノハ、誠ニ可憐ノ太甚シキモノニシテ、國家ノ爲メニ不是タルコト豈コレヨリ大ナルモノアラン哉。國ノ人民タルモノハ曷ゾ國會ノ開設ヲ圖ラザル可ケン哉。

今上天皇ノ明治元年戊辰ニ立定セラルル所ノ誓文五箇條ニ曰ク、廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決ス。上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フ。官武一途庶民ニ至ル迄、各其志ヲ遂ゲ人心ヲシテ倦マザラシム。舊來ノ陋習ヲ破リ天

地ノ公道ニ基ク。智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スト。其旨廣大崇遠ニシテ實ニ美善ナラザルハナキナリ。今者宜シク其旨ニ循テ之ヲ實行セザル可ケン哉。而シテ今其廣ク會議ヲ興シ、萬機公論ニ決スルノ實ヲ舉ゲントスルニハ、國會ヲ興スニ非ズンバアラザル也。國會ヲ興スハ則チ廣ク會議ヲ興スノ理ニシテ、國會ヲ興サ、レバ則チ其他ニ如何ナル會議ヲ興ストモ未ダ以テ廣ク會議ヲ興スト云フニ足ルコトナク、且ツソノ公論ト云フモノハ全國民ノ衆意思ヨリ生スレバ、則チ萬機ヲ公論ニ決セントスルモ亦國會ヲ興シテ以テ全國ノ代議人ヲ會スルニ非サレバ能ハザレバ也。上下心ヲ一ニシ盛ニ經綸ヲ行フノ實ヲ得ベキモノハ國會ヲ興スニ非ズシテ何ゾヤ。專制ノ政治ハ則チ庶民ヲシテ其志ヲ通セズ人心ヲシテ倦マザラシムルノ實ヲ得ベキモノハ國會ヲ興スニ非ズシテ何ゾヤ。專制ノ政治ハ則チ庶民ヲシテ其志ヲ通セズ人心ヲシテ倦マザラシムルノ甚キモノニシテ、而シテ國會ヲ開クコトハ庶民ヲシテ其志ヲ勵マシ人心ヲシテ競勉セシムル所ナレバ也。舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クノ實ヲ得ベキモノハ國會ヲ興スニ非ズシテ何ゾヤ。專制ノ政治ハ則チ舊來ノ陋習ニシテ、立憲政體ヲ立テントスルコトハ則チ當今我國ノ公論ニ依リ且ツ其適當ヲ見ル所ナレバ則チ公論ニ循テ適當ヲ見ルノ事ヲ施スモノハ即チ天地ノ公道ナレバ也。智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スルノ實ヲ得ントスルモ亦必ズ國會ヲ開カザルヲ得ンヤ。今世ニ在テ國會ヲ開クコトハ則チ世界ノ智ヲ學ブ所以ニシテ、之ヲ開カザルコトハ則チ世界ノ智識ヲ顧ミザル者ト爲スベク、而シテ皇基ヲ振起スルモ亦カノ國會ヲ開テ人民ノ愛國心ヲ勃發セシメ、及ビ全國ノ一致スルニ非ザレバ能ハザレバ也。ソレ如此矣。然ラバ則チ今日ノ我國ニ在テ五箇條ノ誓文ヲ讀ム者ハ爭テカ國會ヲ興スコトヲ力メザルベケンヤ。曷ゾ國會ヲ開設スルコトヲ願望シテ之ヲ急ニセザルベケン哉。今夫佞諛ノ徒ノ如キハ



偶々我國ノ今日ヲ目シテ、或ハ維新ノ昭代ト爲シ、明治ノ太平ト稱スルモノアルモ、熟ラ之ガ實跡ヲ觀察スルトキハ、則雲井龍雄ノ今政府ニ叛ヲ謀ランコトヲ企テシヲ初メトシテ、江藤新平等ノ亂ヲ佐賀ニ起シ、肥後人ノ熊本ニ暴動シ、前原一誠等ノ亂ヲ長州ニ起シ、西郷隆盛等ノ事ヲ九州ニ起シ、其他福岡ノ如キ、大分ノ如キ、各所ニ兵ヲ起シテ政府ニ叛セル者アリ、近衛ノ兵ニシテ王都ノ下ニ暴動ヲ企ツル者アリ、或ハ大臣ヲ途頭ニ暴撃シ、或ハ參議ヲ白晝ニ邀殺シ、農民ノ一揆騷動ノ如キハ、幾ント指ヲ屈シテ算フルニ邊アラザルノ多キニ及ビ、國家一歳ノ寧靜ヲ得ルナク恰モ明治ノ年號ト背違シテ擾亂會テ絶ユル事ナク、然カモ今日ニ至ル迄ハ則政府尙其整齊ノ力ニ藉リ能ク彼ノ變亂ヲ鎮制シテ大抵叛者ヲ克服スルヲ得ルガ如キモ、今ノ所謂鎮靜ナルモノハ、則力ヲ以テ鎮靜スルモノニシテ、法ヲ以テ鎮靜スルニ非ズ。今ノ所謂勝利ナルモノハ、則專制政府ノ勝利ニシテ國家ノ勝利ニ非ズ。熟ラ其實ヲ察スレバ則哀シム可キノ至ニシテ、勝利ノ喜色ハ實ニ國家ノ疲弊ヲ蔽フニ足リ、凱歌ノ歡聲ハ人民ノ怨言ヲ妨クルニ過ギズシテ、人傑多ク死亡シ、國財頗ル匱底ヲ拂ヒ、萬民生ヲ聊スル事ナシ。曷ソ徒過シテ以テ匡救ノ策ヲ施サザルニ置ク可ケン哉。之ヲ匡救スルハ國會ヲ開設スルヨリ先ナルハ莫シ、今日ノ人民タル者ハ豈ニ國會ヲ開設スル事ヲ圖ラザル可ケン哉。

現今我國ノ景況ヲ觀ルトキハ、則頻ニ外國ノ文明ヲ輸入シテ汽船也電線也鐵橋也石室也燧燈也皆之ヲ作ラザルハ無ク、警保法郵便ノ法海軍陸軍ノ制ノ如キヨリ凡百ノ器類ニ至ル迄、悉ク之ヲ取リ之ニ倣ヒ、以テ文明ナル所ノ事物ヲ取ルコトアルモ、未ダ以テ文明ナラシムルノ精神ヲ得ルコト少ク、政府ハ既ニ轉換スルト雖ドモ、專制ノ政體ハ未ダ改ムルニ及バズ、廢藩置縣ノ舉アリト雖ドモ、國家ハ結合一致スルノ實ナク、徵兵令ノ發行アリト雖ドモ、人民ハ參政ノ權ヲ得ルニ至ラズ。地券ノ發行アリト雖ドモ租稅ノ徵收ハ政府ノ專裁ニ出

デ、士ノ常職ヲ解釋シテ四民同一ニ歸スルノ名アリト雖ドモ、全國ノ人民ハ愛國ノ心ヲ減削シ、左ニ教育ノ法アルモ右ニハ人智ヲ抑束スルモノナキニ非ズ。元氣振ハズ自由長セズ、廉潔忠敬ノ氣風ハ退滅シテ汚穢狡猾ノ曹ヲ増シ、概シテ之ヲ論ズレバ、則徒ニ開化ノ形貌ヲ得ルアツテ、而シテ開化ノ精神ナキコト、恰モ金玉筐ニ馬糞牛溺ヲ填充スルニ似タルモノアリ。豈ニ之ヲ可ナリト謂ハン哉。須ク國會ヲ開テ人民ニ參政ノ權利ヲ與ヘ、以テ愛國ノ心ヲ長セシメ、自由ヲ許シテ十分ノ能力ヲ發展セシメ、以テ文明ナル所ノ本原ヲ養ヒ以テ、開化ナラシムルノ基本ヲ起サズンバアルベカラズ。是レモ曷ンゾ國會ヲ開設スルコトヲ望マザルヲ得ン哉。我國財政ノ上ニ就テ之ヲ見ルニ、曾テ大藏卿ノ政府ニ捧呈シ而シテ政府ノ官署院使府縣ニ達セラレタル明治十一年度歲入出豫算表ノ書中ニ於テ、大藏卿ガ陳言スル所ヲ以テスレバ「客歲西南ノ變亂大ニ影響ヲ從來ノ財政ニ及ボシ、國債ノ償還、賞勳年金、軍人恩給、警察費等頗ル其需要ヲ加ヘ、其他諸般ノ費途モ又増ス所アルヲ以テ、爲ニ太政官以下省院使局ノ常費若干ヲ節減セリ、且ツ國債償還ノ如キハ嘗テ其方法ヲ設定シタリト雖ドモ、客歲ノ事變ノ爲ニ紙幣ヲ増發シ借入金ヲナシ、及ビ金庫公債起業募集等ノ舉アツテ、其額遂ニ參億七千五百萬圓餘ノ多キニ及ビ、既定ノ方法ヲ以テ之ヲ償還スルニ足ラズ、更ニ之ガ方案ヲ設ケ、來年ヨリ始テ歲入ノ内毎ニ貳千萬圓ヲ割キ、廿八ヶ年ヲ以テ完償スルノ議ヲ宣申セリ」云々ノ言アリ。我邦國債ノ多キコト歲入ト相比スルノ割合ニ依テ之ヲ論ズレバ、則世界中ニ於テ最モ多額ニ上ルモノト云フベク、唯彼ノ大藏卿ノ云フ所ノ方案ニ依リ、年々貳千萬圓ヲ積置クアレバ則廿八ヶ年ヲ以テ完償スルニ足ルベキアリト雖ドモ、然カモ國債ノ多キ今日ノ如キニ至レルモノハ、非常事件ノ多ク生ゼシニ基キ、既定ノ方法ノ國債ヲ償却スルニ足ラザルニ至レルモ、亦是レ非常ノ事變ノ生出セシニ關スル所ナレバ、今ヨリ廿八ヶ年ノ長キヲ通シテ、一モ變亂非



常ノ興起生出スルコトナクンバ則猶ホ可ナラント雖ドモ、國家ノ大勢ハ仍ホ前日ノ如クニシテ、未ダ會テ其政ヲ變革スルコトナケレバ、將來モ亦管ニ變亂ナキヲ保ス可ラザルノミニ非ズシテ、若シ且ツ既往ノ實迹ヲ推シ以テ將來ヲ推考スレバ、則明治十一年ノ後モ亦明治十一年ノ前ト同ク、十有餘年ヲ平均シテ年々一回二回ノ變亂ヲ生ゼシガ如ク、世有八年ノ後ニ至ル迄年々一回二回ノ變亂ヲ見ンコトモ亦是ナシト云フベカラズ。然ラバ則大藏卿ノ考案モ亦決シテ行ハレザルノミナラズ、益々國債ヲ増加シ愈々償却ノ道ヲ失ヒ、竟ニ如何トモスカラザルニ臻ランコトモ亦測ルベカラズ。豈ニ大ニ憂フベキニ非ズ哉。故ニ之ヲ救フニハ只當ニ國家變亂ノ本ヲ防グベクシテ、而シテ變亂ノ本ヲ防グモノハ國會ヲ開テ人民ノ自主愛國心ヲ發生セシメ、及ビ全國人民ノ心思ヲ通シテ相一致シ相協和スルニ在ル可シ。國家ノ民タル者曷ソ國會ヲ開設スル事ヲ謀ラザル可ケンヤ。

凡ソ國家ニ急要ナル所ノモノハ、則人民ノ一致協和スルニ在リテ、人民ノ協和一致スルコトハ各人同シク其國ヲ愛スルノ心ヨリセズンバアラズ。故ニ民ニシテ愛國ノ心ナケレバ、則各々別離シテ一致協和スルコトナク、國民ニシテ一和セザレバ則亂妄隨テ興リ百災由テ兆シ、國力爰ニ衰退シ、綱紀茲ニ頽廢シ、復タ文明ヲ進ムル能ハズ、復タ隆昌ニ到ル能ハズ、而シテ甚シキハ則竟ニ其國ヲ滅シ或ハ其國ノ大權ヲ喪ヒ、不可言ノ大害ヲ蒙ルニ及バン。豈是レ憂懼ス可キニ非ズ哉。然リ而シテ國家ノ民人ヲシテ自主愛國ノ心ヲ起サシムルモノハ、只其人民ヲシテ自ラ國政ニ關與セシメ、自ラ國事ヲ知得セシムルニ在レバ、今ノ我國ノ如キハ則何爲ンゾ速ニカノ國會ヲ開テ、人民ヲシテ自主愛國ノ一大精神ヲ發起セシメザル可ケン哉。吾等ハ曷ソ國會ヲ、開設スルコトヲ切望セザルベケン哉。

夫レ我日本ハ古來立君ノ國ニシテ、而シテ皇統ノ連綿タルコト世界ニ比ナク、萬國ニ對シテ獨リ美トスベキ所ナリ。然リト雖ドモ愈々王室ノ安泰ヲ保全シ其鞏固ヲ得ベキ事ハ定律政治ニ若クコトハナク、王室ヲ危殆ニ陥レ王位ノ鞏固ヲ失ヒ易キコトハ、專制政體ヨリ甚シキコトハナシ。故ニ專制ノ政體ヲ以テスルノ政府ハ火山ノ頂上ニ坐スル如ク、定律政體ヲ以テスルモノハ、鼎ノ確立スルガ如ク、二者ノ利害得失ハ昭々トシテ實ニ明カナリ。日本ノ人民ニシテ王ニ忠シ國ニ報ズルノ心アル者ハ速ニ陛下ノ木旨ヲ翼成シテ、立憲ノ政體ヲ立ツルニ心身ヲ盡サザルベケン哉。曷ソ國會ヲ開設スルコトヲ切望セザルヲ得ン哉。

凡ソ天下ノ國家タルモノハ唯一國アル而已ニシテ、外國ノ對立交際スルモノナケレバ、則其弱ハ弱ニシテ已ム可ク、其衰ハ則衰ニシテ已ム可シト雖ドモ、外國ノ四方ニ雄視シテ其隙ヲ窺フ等ノ者アルトキハ、則復タ其一國ノ衰弱スル而已ニ止ルヲ得ンヤ。忽チ外難ヲ受クルコトヲ免カレズシテ、非常ノ禍ヲ招クニ至ラン。豈ニ恐レザルベケンヤ。我國今日ノ如キハ未ダ十分ニ獨立ノ大權ヲ張ルコト能ハズシテ、不正ヲ外國ニ受クルモノ甚ハダ多ク、條約ノ改正ハ未ダ善ク行ナハレズ、年々ノ輸出入ハ常ニ平均ヲ失フテ、頗ブル金貨ヲ脱出シ、今マ又琉球ノ事ニ就キテ清國ト葛藤アルノ巷説アリ、其他時々ノ外人ト相關スル所ノモノヲ云ハバ、竊カニ禁制ノ阿片ヲ輸入セシ英人アリ、我國ノ大權ヲ恭ハザリシ李國郵船アリ、或ハ式法ヲ違亂シ、我國ヲ凌侮シ我民ヲ輕蔑シ、諸ノ辱ヲ我ニ施スコトハ固ヨリ言フニ勝ユベカラザルモノアリ。今ニシテ猶ホ此ノ如シ。之ヲ一變スルコト無クシテ徒ラニ經過セントスレバ、則チ益々屈辱ヲ蒙ルニ至リテ已ムコトナク、竟ニ言フニモ忍ビザルノ大事ヲ生出センモ亦測ルベカラズ。豈ニ思ハザル可ケン哉。然リ而シテ國家ノ原素タルモノハ則人民ニシテ、國ハ民ニヨリテ立ツ所ニ外ナラザレバ、人民ニ自主自治ノ精神ナク、人民ニ權利ヲ有スル事ナケレバ則國家ハ能ク不羈獨立スベキ由ナク、克ク國權ヲ張ルヲ得ベカラザルノ理ナレバ、則今ノ我國ノ如キハ只速ニ國會ヲ開



設シテ人民ニ自主愛國心ヲ増進セシメ、大ニ眞成ノ國力ヲ養ハズンバアルベカラザルナリ。是レ實ニ最大ノ急務也。國家ノ人民タルモノハ、曷ソ國會ヲ開設スルコトヲ望マザル可ケン哉。

ソレ如斯ナルヲ以テ、右ニ陳述スルガ如クナレバ、則國會ノ開設ヲ希圖スル事ヲカム可キハ果シテ萬々已ムベカラザル所トナスベク、今日日本國民ニシテ之ヲカメザルモノハ、天皇陛下ノ本旨ヲ翼賛セザルモノト謂フベク、國家ヲ思フノ心ナキモノト謂フベク、我身ヲ愛シ我分ヲ全フセザル者ト云フベシ。何ゾ國會ヲ開設スルコトヲ希圖セザルベケンヤ。故ニ吾輩ハ則明治十三年ノ三月ヲ以テ國會開設ノ願望ヲ 天皇陛下ニ致サント欲ス。仍テ望ムラクハ、現今我が愛國社ニ同盟スル者ト否ラザルモノトニ拘ラズ、凡ソ志ヲ同フスル者ハ來テ大阪ニ會セヨ、其十名以上ノ組合アル者ハ相共ニ連合シテ其願望ヲ謀ルコトアルベシ。

明治十二年十一月

この頃、政府にては集會條例制定の議が起つて居つた。此年七月四日山縣有朋より内務卿伊藤博文への手紙の一節に

如貴論、誹議暴論ノミ極ムルモ縣令ニ對シ暴行ヲナスカ、或ハ武器ヲ携帯シ横行スルノ形跡ヲ顯サマレバ、輕易ニ着手スルモ、却而政府之誹謗ヲ來スノミ云々  
渠ノ論究スル點ハ、民權ヲ主眼トシ、政事ヲ誹謗シ、官吏ヲ罵詈訾シ、暴論誹議無所不到、以テ四方不平士族ヲ誘惑シ、禍害ヲ天下ニ蔓延センガ爲、年月ヲ遅延シ、人心ヲ結合シ、時機ニ投ジ政府ヲ顛覆セントスルノ外ナカルベシ。故ニ日一日ヲ稽緩スレバ、禍毒益各州ニ流注シ、壯士少年輩ノ心頭ニ浸潤シ、遂ニ不可測知ノ禍機ヲ醸出スルハ必然之勢也。云々

といふのがある。在朝者の觀察は此の如くであつたのである。  
そこで伊藤は

臣博文、近頃頻リニ道路ノ説ヲ聞クニ、失意ノ舊官吏、不平ノ士族等

陛下御旨ノ在ル所ヲ察セズ、黨類ヲ結合シ、名ヲ民權ニ假託シテ衆庶ヲ煽動シ、政府ヲ誹議シ、漫ニ政體ヲ變革セント謀ル者アリト。臣日夜、天顔ニ咫尺シ、親シク

陛下至仁ノ御旨、民ヲ愛シ國ヲ利スルニ汲々タルヲ知ル。然リ而シテ

陛下ノ御旨獨リ未ダ天下衆庶ニ貫徹セザル者アルガ如シ。臣一念此ニ至ル毎ニ、恐懼身ヲ措ク所ヲ知ラズ。臣ガ聞ク所ニ據ルニ、頃ロハ各縣士民大阪府下ニ集合スル者アリト。臣願クハ此時ニ乗ジ、往テ大阪ニ至リ、厚ク此輩ニ説諭シ、上ハ

陛下至仁ノ御旨ヲ發揚シ、下ハ良民ヲシテ苟モ方向ヲ誤リ、罪辟ニ墜ルコト無ラシムル様盡力仕り度、懇願ノ至ニ堪ヘズ、謹而奏請 裁可ヲ仰グ臣博文誠惶頓首

三月十九日

と上奏したが、如何なる都合であつたか、恐らくは留めるものがあつたからであらう大阪へは行かなかつたのである。そしてまた、井上毅に宛てた書翰には

昨今結社演說條例頒布、是ニハ立志愛國社中不平ヲ鳴ラシ候位ノ事ハ可有之、過激ノ少壯輩暗殺ト出掛ケ候ガカ一杯ノ事ト被推察申候云々

といふのがある。愛國社大會か如何に在朝者の脅威であつたかを知ることが出来る。



斯くて、太政官大書記官渡邊洪基の手に依りて集會條例を起草し、元老院の議に付したのであるが、議官楠本正隆は、これに反対し

熟々方今社會ノ景況ヲ察スルニ、政論ハ頗ル講シク、日々熾盛ノ姿ヲ致ス。此時ニ方リ、突然之ヲ施行セバ、忽チ反動力ヲ生ジ、夫ノ壓力ト相觸レ、社會ニ大患ヲ起スニ至ルヤ必セリ云々。

と述べ、議官柴原和は

本官ハ政府本案ヲ布告スルハ實ニ止ムヲ得ザルモノナリトスト雖モ本案ノ如クンバ、却テ其困難ヲ生ゼンコトヲ恐ル、

とて、即ち法律は必要であるが、この法案の如くでは、適用を誤り、法に觸るゝもの無數で、監獄は狹隘を告ぐるに至らんとて反対したが、結局多數にて可決確定し、翌十三年四月、發布せられたが、これは恰も愛國社大會當時であつた爲め、非常に世の攻撃を受け、立憲史上に於ける惡法として、今に至る迄、非難的となつて居るが、條文自身は、そうたいした不都合の法律でもない。しかし當時の民權論者は恰も、今日の共產黨連中が、治安維持法に對すると似たような心持で、この法律を嫉視し、また當時の官憲も、この法律の適用は極度に慎むべきにも拘はらず、得たり賢しと、これを濫用し、また人權の尊重すべきを知らなかつたからで、要は執法者の罪といふべくして、法律自身の罪では無い。

愛國社の大會に先ち、國會願望の第一聲を揚げたのは、岡山縣の有志である。

明治十二年十月岡山市に會合したる同縣の有志は、總代として備前より三村久吾、備中よりは忍峽稜威兄、美作よりは井出毛三の三名を總代とし、國會開設の願望の建白を爲すこととし、左の檄を四方に布いた。これは前述

の愛國社の分よりは美文であり青年の血を沸かしたのである。此時代の文體と青年の程度を知る爲め左に其全文を掲げる。

#### 同胞兄弟ニ告グ

嗚呼我同胞三千五百有餘萬ノ兄弟ヨ、嗚呼我同胞三千五百有餘萬ノ兄弟ヨ。仰テ芙蓉峰ノ高ヲ望ミ、俯テ琵琶湖ノ深ヲ瞰ヨ、豈美ナル山川ニアラズヤ、豈愛スベキノ邦土ニアラズヤ。此美ナル山川ニ、此愛スベキノ邦土ニ居住棲息スル我同胞三千五百有餘萬ノ兄弟ヨ、今日ハ是何等ノ時ゾヤ、貴フベキノ民權已ニ伸暢スルカ、重ズベキノ國權已ニ擴張スルカ、之ヲ思ヒ之ヲ憶ヘバ、月明カナリト雖モ以テ我輩ノ心ヲ愉ハシムルニ足ラズ、花美ナリト雖モ以テ我輩ノ情ヲ慰ムルニ足ラズ、憂鬱胸裏ニ塞リ、悲憤心肝ヲ貫キ、奮然蹶起シ潸然涙下ルヲ覺ヘザルナリ。嗚呼我同胞三千五百有餘萬ノ兄弟ヨ、兄弟ノ心情如何ゾヤ。

今ヤ外人ハ鷓鴣ノ慾ヲ逞フシ、我々民人ヲ見ルコト雀鴉ノ如ク、兒童ノ如ク、卑屈ナル奴隸ノ如ク、條約改正ノ期既ニ迫ルト雖モ未ダ彼ガ許諾ヲ得ル能ハズ、獨立ノ體面ハ果シテ何ノ處ニアルカ。夫レ國家ハ活機ナリ、一人一個ノ左右スベキニアラズ。各自人民ヲシテ國事ヲ自任スルノ氣象ヲ振起セシメ、國家ト共ニ終始スルノ精神ヲ發揮セシメザレバ、決シテ之ヲ運轉スベカラザルナリ。然ラバ今日ニ際シテ國會ヲ開設シ、以テ衆智ヲ集メ衆力ヲ合スルハ止ムベカラザルノ勢ナリ。國會已ニ開クレバ則民權始メテ伸張ス、民權既ニ伸張スレバ何ゾ國權ノ擴張セザルヲ憂ヒン。何ゾ外人ノ陸梁ヲ患ヘン。嗚呼國會開設ノ期ハ既ニ已ニ來ル矣。今日ヲ措テ將タ何ノ日ニ於テセン、時失フベカラズ。機晩ルベカラズ、苟モ此時機ヲ失シテ獨立ノ體面ヲ缺クトキハ、智者モ智ヲ施スニ所ナク、勇者モ勇ヲ用ユルニ地ナク、生命財産他人ノ手ニ制セラレ、復タ奈何トモ爲スベカラザ



ルニ至ル。是我輩が國會ノ開設ヲ熱心渴望シテ止ム能ハザル所以ナリ。  
抑明治初年ノ御誓文ト同八年四月十四日ノ聖詔トハ我輩聖文武天皇陛下ノ美德ニ出デ、千載ノ下、青史ニ垂レテ赫々タルモノニシテ、今更我輩人民ノ頌讚ヲ須ヒズシテ昭々タル所ナリ。當時我輩ハ此聖詔ヲ拜スルノ榮ヲ得タルヲ以テ、謹テ以爲、國會ノ開設ハ方ニ遠キニアラザルベシト、首ヲ延ヘ足ヲ跋テ以テ之ヲ仰望スル既ニ久矣。然ルニ今日ニ至ルマデ此義舉ノ決行ヲ見ル能ハザルモノハ何ゾヤ。既ニシテ以爲、國會ノ事タル、我輩人民ガ痛癢休戚ノ關係スル所ナリ、徒ラニ空望ヲ懷テ政府ガ之ヲ開設スルノ僥倖ヲ期スルハ、迂遠疎濶ノ甚キモノニシテ、恰浮雲ニ梯シテ九天ノ高キニ登ルヲ求ムルガ如シ、是我岡山縣下兩備作三國三十一郡一區一千一百七十一ヶ村一百六ヶ町ノ有志者ガ、自ラ反シ自ラ省ミ自ラ罪シ自ラ悔ヒ、奮發興起以テ國會ノ開設ヲ熱心渴望シ、遂ニ本日哀訴懇願セシ所以ナリ。聞ク福岡縣下ノ有志者モ亦、此頃共愛公衆會ヲ開キ、以テ縣下ノ人民ヲ結合シ、不日國會ノ事ヲ政府ニ建議スル所アラントスト。是寔ニ氣運情勢ノ嚮フ所ヲ察知シ、公愛公利ノ有ル所ヲ自任スルモノニ出デ、實ニ我輩ト感テ同フシ情ヲ同フスルモノナリ。此感此情豈福岡縣下ノ有志者ニ止マランヤ。五畿八道三府三十五縣三千五百有餘萬ノ同胞兄弟モ亦同感同情ナルヲ知ル。嗚呼我同胞三千五百有餘萬ノ兄弟ヨ、兄弟ハ已ニ我輩ト感テ同フシ情ヲ同フセバ、何ゾ進デ國會ノ開設ヲ懇望セザル。何ゾ奮ツテ民權ノ伸暢ヲ欣慕セザル、何ゾ誓ツテ國權ノ擴張ヲ企謀セザル。嗚呼仰デ芙蓉峰ノ高ヲ望ミ、俯テ琵琶湖ノ深ヲ瞰ヨ、此美ナル山河ノ風光、此愛スベキ富饒ノ邦土、何ゾ美トセザルヤ、何ゾ愛セザルヤ。起テヨ愛國ノ精神、奮ヘヨ獨立ノ氣象、如此ノ邦土山川、坐カラ人ニ付スルカ。

明治十二年十二月二十九日

岡山縣兩備作三國有志人民

翌十三年一月東京に至り、建白書を元老院に提出した。  
次いで右の書にもある福岡共愛會は、條約改正及國會開設を請願することとし、箱田六輔、南川正郁其總代となりて上京し、同月元老院に建言した

四月大阪に於て第四回愛國社大會を開く。同盟の二十七社、二府二十二縣八萬七千餘人の總代百十四名來り會し、愛國社の名を改めて「國會開設願望有志會」と稱し、國會期成同盟規約を定め國會開設願望書捧呈委員として片岡健吉、河野廣中を推した。

愛國社會合の狀況に付ては、小久保喜七氏の談では

何しろ民權運動などをやる者は大抵士族ばかりで、小倉袴に鐵扇を持つて、錦繪の壯士其まゝだつた、勿論議論なども随分無茶苦茶なものがあつたのだ。可なり有名な男でさへ、俺は徳川時代に逆轉させれば宜いんだ」など、公言して居たのでも、一般が想像出來よう、兎に角誰れ一人として不平でないものはなかつた。云々

(伊藤博文秘録)

といふ狀況であつた。

斯くて、河野、片岡の兩人は四月十七日太政官に至り「國會ヲ開設スルノ允可ヲ上願スル書」を提出した。その全文は餘りに有名であり、また長文であるから省略するが、要は前に記した「國會開設ノ願望致スニ付四方ノ衆人ニ告グルノ書」の趣旨を敷衍して、國會開設を陛下に願望する書であつたのである。

太政官では元老院に提出すべしといひ、元老院では之を受理せずといひ、兩人は兩衙の間を往復せしが、遂に受理せられざるより、願末書を作りて、これを各地の同志に報告した。これより先き、前の岡山、福岡の有志總



代の願望書は却下せられ、今またこの結果となつたから、一層願望運動熱を高め、長野縣松本の獎匡社總代松澤求策等を始めとし、各地方の有志總代は續々東京に來り、或は太政官に元老院に、又は有栖川左大臣邸、岩倉石大臣邸等に至るもの陸續絶へなかつたが、いづれもその目的を遂げなかつた。今、元老院の「明治十三年建白一覽表」に依ると

- 國會開設ノ儀 福岡縣士族 南川 正雄 外一名
- 同 岡山縣平民 三村 久吉 外二名
- 國會開設スベカラザルノ儀 堺 縣平民 宇陀 太郎
- 國會開設ノ儀 大分縣士族 宮村 三多 外一名
- 同 廣島縣平民 長 井 勝
- 同 開 拓 使 本 多 新
- 同 愛媛縣士族 綾野 宗造 外一名
- 同 廣島縣士族 藤村 章造
- 同 愛媛縣平民 小西 甚之助
- 同 兵庫縣士族 井上文慈郎 外一名
- 同 鹿兒島縣士族 内藤 佳一郎 外四名
- 同 長崎縣士族 重松 宰十郎 外一名
- 同 茨城縣平民 大津 淳一郎

- 同 茨城縣平民 芳川 源藏
- 國會開設スベカラザルノ儀 宮城縣士族 岸 光輝
- 政規確立ノ儀 宮城縣士族 大島 懿恭
- 國會開設ノ儀 青森縣士族 本多 庸一 外一名
- 國會開設スベカラザルノ儀 高知縣士族 下元 敏功
- 國會開設ノ儀 福島縣士族 門馬 尙經
- 同 高知縣士族 片岡 健吉 外一名
- 同 これには「本人ノ願ニ依リ却下」とある
- 同 島根縣士族 渡部 潤一 外一名
- 同 松村 辨治郎
- 國會開設ニ先ダチ國憲ヲ制定スベキノ儀 岩手縣 青木 逸民
- 國會開設ス可カラザル儀ニ付建議 堺 縣平民 安井 定孝 外一名
- 國會開設時尙ホ早キノ儀 愛知縣平民 中尾 正直
- 國會ヲ開設セザルモ猶ホ別ニ富國強兵ノ策アルノ儀ニ付建議 堺 縣平民 安井 定孝 外一名
- 片岡健吉等ノ國會開設願望書ノ悖慢無禮ヲ天下ニ示シ民心ノ動搖ナカラシ



コトヲ欲スルノ議

岩手縣 青木逸民

國會開設ノ儀

秋田縣平民 遠山角助

同

神奈川縣士族 松本福昌 外十四名

同

新潟縣平民 島田茂 外一名

國會開クベカラザルノ儀

長野縣平民 松本眞弦 外一名

立法上ニ付臣民ヨリ奉呈スル願望書ヲ受理アランコトヲ乞フノ儀

新潟縣平民 山際七司 外一名

國會開設請願書受理セラレンコトヲ乞フノ儀

埼玉縣平民 保泉良輔

國會開設願望書受理方法ヲ制シ建言ノ自由ヲ得セシメラレンコトヲ乞フノ儀

千葉縣平民 萩原庸之助 外一名

國會開設ノ儀

福島縣平民 三浦茂次郎

官民共和シテ政ヲ行レンコトノ儀

德島縣平民 藤江二良三郎

國會開設ノ儀

德島縣士族 長尾覺 外八名

同

熊本縣士族 本村眞史

同

滋賀縣平民 片岡伍三郎 外十二名

同

愛媛縣平民 小西甚之助

同

群馬縣平民 吉田修太郎

國會請願者取扱ノ儀ニ付建議

山口縣平民 藤本益樹 外一名

國會開設ノ儀

德島縣平民 宮内泉 外一名

方今國會ヲ開設セバ恐ラクハ災害ヲ招クニ齊キニヨリ暫ク時機ヲ待テ而シテ後ニ

確乎タル國會ヲ開設セラルベキノ儀 滋賀縣平民 三大寺專治

奸吏ヲ嚴刑ニ處シ九重路ヲ通シ國民ノ望願タル國會開設ニ至ランコトノ儀

岩手縣平民 小田源太郎

國會開設ノ儀

愛知縣士族 間官伴左衛門 外七十三名

同

山形縣士族 佐藤重孝

同

栃木縣士族 戸田讓 外一名

國會開設セラル、ニ於テハ徵兵遁避ノ弊モ自ラ消滅シ人民奮テ徵兵ニ應ズ

ルノ儀

茨城縣士族 永田友彦

國會開設ノ儀

和歌山縣 山田正

同

三重縣士族 木村光綱

同

鹿兒島縣士族 柏田盛文

同

栃木縣平民 山口信治

國會開設等ノ儀

茨城縣 小山俊齋



國會を請願スルノ儀

山口縣士族 田口彌八郎

國會開設ノ儀

朽木縣平民 大谷 宗七 外一名

の多数の國會に關する建白がある。

猶ほ甚だしきは近衛伍長小原彌惣八、封事を懷にして官邸の前に自刃せんとして止められ、軍律に處せられ、越後の赤澤常容も太政官の門前にて自殺せんとしたることさへある。

猶ほ甚しいのは、山梨縣の古屋專藏、田邊某等が天皇御巡幸の途次に於て、山梨縣有志連署の請願書を上り、英國人民が國王を擁し、マダナカルタに調印せしめた故智に倣はんと企てるものさへあつた、この事は他に止められて、中止したのは幸ひであつた。

こんな時勢となつたから、山縣有朋の末松謙澄へ宛てた手紙の一節に

昨年來今春に到り國會論諸方に沸騰し、元老院に建言する者已に數十通の多きに及候、中には急進激烈の主義者も有之、或は全く國會の何者たるを不知所謂めくら判を以て加入する者も有之由、爲之人數は大勢なれども、其正味純粹なる者割に少なき様也。孰れの日か國會は到底無之ては不相成事は知者を不俟て相分候事に候。就ては將來政略の目的を充分不相立ては、日本丸の運轉は針路を誤り候事は必然と存候云々

といふ一節がある。また當時の新聞には

殆んど識者ヲシテ、此景狀ハ、安政文久年間ニ諸藩ノ有志輩ガ争テ攘夷鎖港論ヲ幕府ニ差出シタル不祥ノ日ニ同ジキガ如シト、窃ニ憂懼セシメタリキ云々

倍テ有志ノ總代ヲ以テ、國會請願書ヲ太政官ニ捧呈スルコトノ、俄然一般流行ノ如クニ成リタルハ、夫ノ愛國

社ノ總代ノ上京ニ引續キ、地方官會議ノ傍聴トシテ各府縣ヨリ上京セル府縣會議員中ニ數十人ノ相會シテ、之ニ論及スルアリタレバ、其歸國スルニ及テハ多少ミナ請願ノ途ニ向ハンコトヲ獎勵シ、或ハ連合ノ請願ヲ望ミ或ハ獨行ノ建白ヲ是トスル等ノ差異ハアリツレドモ、其國會ヲ開設シ給ヘ、國憲ヲ制定シ給ヘト、願望シ奉ルノ精神ニ至リテハ同一轍ニ出デ、其一書ヲ呈スル毎ニ、輒チ新聞紙ニ於テモ、演說會ニ於テモ、嘖々之ヲ讚嘆セルヲ以テ、今ハ此請願ニ從事セザル地方ハ、慶應年間ニ勤王仆幕ヲ唱ヘザリシ諸藩ノ如ク、世上ニ片身狹キ心地セラル、様ニ思ヒ、何レモ我レ後レジト憤起シタルモノ歟。於是乎、丹波、丹後、相模、駿河、伊豆、甲斐、常陸、越後、奥羽七國、備前、備中、美作、讃岐、土佐、筑前、薩摩等ノ諸國ヨリ有志總代ヲ以テ請願書ヲ太政官ニ捧ゲ、或ハ建白ヲ元老院ニ呈シタルモノ枚舉ニ遑アラザルニ至リ、今ハ請願ノ名目ナレバトテ、一概ニ之ヲ擯斥セラルベキニ非ザレバ、一時ハ請願條例制定ノ說ナドモアリタルガ、中央政府ハ遂ニ本年十二月九日第五十三號ヲ以テ、凡ソ人民ノ上書一般公益ニ關スル上書ハ何等ノ名目ヲ以テスルモ渾テ建白ト爲シ元老院ニ於テ取扱ヒ候條、管轄廳ヲ經由シテ同院ニ差出スベシト布告セラレタリ云々。(明治文化全集雜史篇所載本末)

とあつて、全く一時の流行の觀があつたのである。しかもその流行たるや極めて、眞面目に眞劍であつたのである。

斯ふなつては政府では、どうしても國會を開設せなくてはならぬ勢に迫られた。そこで岩倉は、三條太政大臣、有栖川左大臣に對し

今ヤ國會開設ヲ熱望シ嗷々ト論議スル者四方ニ起ル、若シ放擲シテ之ヲ願ミザルトキハ、恐ラクハ詭激ノ言行



ヲ以テ、益々衆心ヲ煽動シ、國家ノ平安ヲ擾攘シ、終ニ防制ス可カラザルノ禍害ヲ見ルニ至ラン。具視之ヲ憂フ。因テ願フニ廟堂宜ク速ニ國會開設ノ期ヲ豫定シ、我方國體ヲ本ト爲シ、旁ラ歐米各國ノ良制ヲ酌衷シ、以テ憲法ヲ起草スベシ、其草案成ルノ日ニ及バ、聖上既往ニ鑒ミ、將來ヲ慮リ、得失利害ヲ審カニシ給フテ之ヲ裁定シ、以テ億兆ノ臣民ニ昭示シ給ハ、冀クバ國家ノ平安ヲ永遠ニ保持スルヲ得ン、其レ具視ガ切望シテ已マザル所ナリ、實美、熾仁親王之ヲ然リトス。具視乃チ實美、熾仁親王ト共ニ其擔任ノ責ニ當ランコトヲ約ス。

(岩倉公實記)

明治十三年十一月、前述の國會開設期成同盟の會合に基づき、且つは國會開設請願の容れられざりし爲めの善後策を議する爲め、第二回の大會を東京京橋區西紺屋町元愛國支社に開いた。會するもの二府二十二縣の同盟委員で「大日本國會期成有志會」と改め、本部を東京に置き、合議書を改定した。

席上大政府の小島忠里は曰く

退テ日本人ノ有様ヲ視察スルニ、魯國虛無黨ノ甲什ルレバ乙起ルノ勢アルニ非ズ。云々

土佐の林包明は曰く

看ヨク々々佛國ノ景況ヲ視ヨ、彼ノガムベツタノ非常ノ艱苦ヲ嘗メ或ハ獄ニ投ジ或ハ身ヲ山野ニ隱スノ時ニ當リテハ、佛國人民ハ非常ノ金額ヲ醜集シ其遺族ヲ扶助シ、毫モ究困ノ患ナカラシム、佛民ノ義心可羨可慕、豈ニ之ヲ非トスル者アラムヤ云々

とある、當時の政客の採用する所は、露國虛無黨か、佛蘭西革命であつたのである。

また小島の言に

法律ニ思念、決心、未成犯、已成犯等ノ別アリ、思念決心ハ無形ノモノナレバ、假令如何ナル思想ヲ爲スモ政府決シテ責罰スル能ハズト雖、已ニ犯形ヲ爲ストキハ法律、素ヨリ之ヲ罰スルヲ得ル、亦罰セザルヲ得ズ。幸ニシテ免ル、者ハ所謂僥倖ナリ、云々

とあるは、所謂、研究は罰せないが、實行運動はこれを罰すとの意味である。

同人は更らに曰く

始メ予輩ハ請願建白ニテモ随分國會開設ハ出来ベキモノト思惟セシガ、當春以來政府ノ請願建白者ニ應答スル模様及ビ春來政府ノ我黨ニ對シ施設セル爲政ノ有様ヲ熟考スルニ、迎モ請願建白ニテハ國會ノ開設ヲ得ルコト難カルベシ。然ラバ則チ如何ニシテ可ナランカ、汎ク全國人民ヲ團結シ我黨ノ勢力ヲ強クスルヲ急務トス。之ヲ爲スノ方、新聞紙ヲ發兌シ及ビ演說者ヲ派出スルヲ得策トス。云々又最モ今日ノ緊要トスル所ノモノハ決心ノ士ヲ養成スルニ在リ、維新ノ際舊幕府ヲ傾覆シ得シ所以ノモノハ、他ナシ決心ノ士在リシニ由ル。今日廟堂ニ在テ政柄ヲ掌握スルモノハ維新ノ際決心事ヲ謀リシモノナリ、今日輿論已ニ此ニ至リ而シテ國會ヲ開設スル能ハザル者ハ、畢竟決死ノ士ニ乏キニ原由ス。故ニ今日ノ急務ハ須ラク決心ノ士ヲ養成スベシ、此レ該案ニ國會ノ爲メ變故ニ遭遇セシ者ノ家族救助ノ方ヲ設クル所以ナリ。

と述べて『遺變者遺族扶助法』が可決されて居る。從來の數回の會合よりも、會議の内容が充實して居るのは確かに進歩である。

また松澤求策は

本員ハ請願シテ大ニ政府ニ功能アルヲ知ルナリ、第一元老院ニ於テ不完全ナガラモ憲法ヲ草定セシハ我黨ノ請



願ノ刺衝ニ由テナリ云々

小島忠里は

萬々一政府、官令憲法ヲ以テ國會ヲ開キ、國會ノ代議士ト爲ルヲ得ベキ者ハ、敕奏官ニ位シ今日ノ民間ニ居ル者ニ限ルト謂フ如キコトアラシメバ、八番ハ能ク満足シ得ルカ、國會ヲ請願スル以上ハ勿論此等ノ點ニ充分着眼セザルベカラズ。

宮津の澤邊正脩は

苟モ國會ヲ請願スルニ於テハ、勿論憲法ノ見込ヲ立テザルベカラズ、何トナレバ、萬々一、政府、官令憲法ヲ以テ國會ヲ開設スルアラバ、諸君ハ徐々憲法草案ヲ起シ政府ニ向ツテ憲法ノ改良ヲ要請スルカ。

との言もあり、また

本會ニ於テ國憲見込書ヲ審査議定スベシ

前條見込書起草委員五名ヲ公選スベシ

別ニ審査委員十名ヲ公選スベシ

との議案が提出され、これは否決されたが、それでも議決せし合議書に

第四條 來會ニハ各組、憲法見込案ヲ持參研究スベシ

との條項がある。所謂私擬憲法研究の時代であつたのである。政府が都合の好い憲法を造つたときは、民間にも憲法按を作つてこれを修正せしめねばならぬ、また政府に民間の意嚮を示して控制する必要があるといふ、意見はあつたのである。

しかし、これを、まだるいとして、上野の新井毫は

事ニ緩急アリ物ニ順序アリ、憲法ヲ議スルモ素ヨリ緊要ナリト雖、國會アリテ後ノ憲法ナレバ、國會ヲ請願スルコソ急務ナレ順序ナレ云々

と發言して居る。これも當時の一部の議論であつた。

また席上、勤王護國有志大會の話が出て居る、いつの時代でも、こゝいふ大會があるものと見へる。

國會開設願望運動で、當局者の神經が極度に過敏となつて居る處へ、更らに大に驚かしたのが、西園寺公望の東洋自由新聞である。西園寺公は明治三年に巴里に遊學し、十年の間、磨きかけた新知識として歸朝したのが明治十三年の十月で、正に國會願望運動の熾烈を極めたときであつた。公は先づ岸本辰雄、宮城浩藏、矢代操等と共に明治法律學校(明治大學の前身)を創立して、行政法を講義し、明治十四年三月、松田正久、松澤求策等と謀り、社長兼主筆として「東洋自由新聞」を發行し、大に自由主義を鼓吹した。

華族が新聞社長となるのは何等怪しむべきではないが、この頃では大變な事であつた。當局者の目では何しろ自由主義などは、今日の共產黨以上に危険視せられ居り、新聞とはそれ等の巢窟であり、壯士輩の集團のようになつて居つたところへ、事もあらうに華族の中の華族たる清華の家柄である西園寺がその仲間へ這入つたといふのであるから、腰を抜かさなばかりに驚いたのである。その論旨は必らずしも政府攻撃ではなかつたが、そんなことは問ふ處ではない、一日も早くこれを罷めさせねばならぬといふで、あらゆる手段を廻らして、遂に社長を罷めさせることとなり、間もなく新聞も廢刊になつたのである。

その社長を罷めさせられた事に付ての、頭末は、松澤求策の配布した左の文書に依つて一面の事實を知ること



が出来る。

拜啓陳者、東洋自由新聞社々長西園寺公望氏、昨八日宮内省へ召喚せられ候に付、出省致候處、豈圖らんや、勅命を以て東洋自由新聞社を退くべき旨、宮内卿より達せられ、勅命の重き拒むに道無く、終に已を得ず御請に及び、即日同紙上社長の名を除き去り候。

當時徳大寺より西園寺氏に逼り、此の勅命は實に内勅なるが故に、決して社員たりとも此書を示すべからずとの誓を爲さしめたり、眞に咄々怪事と云つ可し。抑此勅命の下る所以の者、全く偶然のことに非ず、昨冬發起人の西園寺と約を結ぶや、親戚貴顯咸之を遏め、以て一等官に任ぜんとせり。然るに同氏肯て之を諾せず、皆其諫を容れず斷然事茲に従ふに至れり。而して先日發行の廣告を出すや、岩倉右府人を以て又之を罷めんことを説けり。同氏其説客に答て曰く、予は右府と知己に非ず、然るに吾一身上の進退に容喙す、是謂はれなきことなり。予好し新聞を罷むべし、右府其職を罷むるや否。干茲説客其説くべからざるを悟り、去て再び來らず。其後開業す、日を経る數日ならず、三條太政大臣、同氏の實兄たる徳大寺に謂て又同社を退くことを促す。其言に曰く、今や國會黨進歩して自由黨と爲る。然れども其勢力甚だ微弱、各新聞之を賛くるも是亦深く憂ふるに足らず。何となれば、今日新聞記者なる者は、皆政府に不満を抱けるの徒にして、彼の日々の福地、朝野の成島、毎日の沼間、報知の栗本、曙の岡本等皆悉く舊幕の殘黨たり、故其言ふ所、其論する所、世人の信用甚だ薄し、是を以て此等の徒如何に力を盡すと雖、迎も政黨の樹立思ひも由らず。是政府の敢て憂とせざる所なり。然るに西園寺公の地位あり、履歴あるの身を以て、久しく海外に遊學し歸朝朝に登らずして即ち新聞に従事す。此無疵の人にして奮て之を爲す、天下の人、是より正に新聞を信用するの心興り、自由黨の盛年期して

見るべきなり。是由々々々朝廷の大事なり。是非西園寺を諭して彼の社を退しむべし。徳大寺説を聞き、乃ち之を可とせり。然れども、是迄數々留められたれども敢て留まらざるの經驗あるを以て、又留むるも無益なるを知り、三條に向て予の能ふ所に非ることを陳べ之を謝絶せり。居る數日、三條西園寺を官邸に招き、曰く主上深く貴下の新聞社長と爲りたるに付宸襟を惱まし給ふ。速に彼の社を退くべし。西園寺驚き、其惱まし給ふ所以を問ふ、三條乃ち答ふるに、曩に徳大寺に傳へたる言を以てす。西園寺心密かに其内閣の意に出でて、其意見の卑陋なるを嗤笑し、即ち精細に彼等が僻論を駁碎し、然る後、書を天子に上つて、公望の此事に従事するは、自由の誤謬を正し、外國の侮りを禦ぎ、國民の開進を謀り帝祚の無窮なるを畫らんが爲なることを縷々懇切に論述せり。其書を奉るの意、蓋し天子に咫尺して説破せんと思ひしなり。而して其後暫らく意絶えて別に何の沙汰もなかりしが、去る二日三條又氏を招く、往けば即ち罷めよ、退けよの詞なり、唯官員となることを頻りに薦めたり。氏色を變じて之を謝絶し去る。而して又何の沙汰もなかりしを以て、氏も想ふ。彼等最早思ひ止まりしと。而して突然去る八日を以て宮内省へ召喚せらる。干茲、氏以爲く、今日必ず天子に拜謁せしむべしと。出省すれば即ち圖らざりき、嘗て氏の呈したる上書を却下し、別に一通の達書を宮内卿自ら授く。披て之を見る其書に曰く「先般東洋自由新聞發行に付、貴下其社長を擔任せらるる趣、右は主上思食を以て退社可爲致旨御内勅有之、乃ち實則御内達に及び候也。宮内卿徳大寺實則、正三位西園寺公望殿」氏此達書を一見するや、頗る激怒して曰く、人の世に生る、各其好む所に隨て其職に従事するは是天與の自由なり、魯の壓制と雖、未だ人民の職事に干渉せず、然るに今公望をして此好欲の自由を失はしむ。是寧ろ自殺せよとの勅命に非るなからんか。將又公望華族たるを以て如斯干渉を蒙るか。果して然らば速に其族 其位爵とを奉還せん。宮内卿



慌忙答て曰く、今たとへ脱族返位すると云ふと雖、是迄華族たるを以て、其義は御允し無之候と。何を陳ぶるも敢て取あはず、唯違勅することは相成まるじとのみ申居候に付、氏胸中密に以爲く、國家に盡すの道、又他に無しとせず、於茲乎御請に及びけるなり。其概略如斯。夫西園寺氏の性質たるや、卓落不羈、學識業に勝れ、才智世を壓す、而して其分を守り、他の分に干渉せざる恰も放任して知らざる者の如し。眞に天性の自由家にして、余輩をして我國自由開拓の爲、天此人を下したるかと思はしむるに至る。此勅命を蒙むるや、氏憤懣措く能はず身は同社に在らずと雖、其心は常に本社に在て從來よりも又一層の勉強あり。氏の如斯富貴を顧みず、忌諱を憚らず、余輩有志の事に茲に従事する所以のもの、諸君唯に新聞を好むに在ると思はるるかは知らざれども、決して然らず、新聞は唯一の小部分のみ、一の枝葉のみ、一の耳目のみ、一の器械のみ、他に大なる目的の存するある也。聞く西洋各國、政黨を樹立するに、新聞紙を以て其器械と爲し、以て其主義のある所を知らしめ、専ら其黨派を誘引すと、蓋し公望君の深意此に存する也。今東洋自由新聞紙上、氏の姓名無しと雖、其論其說一も此持論に協はざるは無し。皆氏の心なり、皆氏の言なり、諸君夫れ之を疑ふこと勿れ。氏爾來其身上に如何なる難事の墮落し來るも、鐵腸敢て碎けざるは余輩の深く信する所なり、諸君今より一層の憤激を爲し、不屈不撓、我此自由黨をして倍強盛の域に至らしめよ。余輩も亦益々勉焉として怠らず、正大公明、名利の爲に決して精神を屈し、筆鋒を枉げざるべし。嗚呼諸君と共に、自由の花に遊び自由の月を賞するの日は、其れ將た何れの時ぞ。蓋し遠きに非ざるべきを信す。書言を盡す能はず。足下爲國家、幸に自愛せよ。頓首

但し生は東洋自由新聞の發起人なりと雖、此信書は則ち生が一私書、君の舊誼に報ずるのみなれば、新聞社より出せしものと誤認する勿れ。

明治十四年四月十日

松澤求策

猶ほ竹越與三郎氏の『陶庵公』に據ると、この事に關し西園寺公の上奏した文書が、偶然のことから數年前に宮中で見出されたとのことである。

## 第十章 明治十四年の政變

朝野の政情が上來叙述の如く切迫して居る際に、更にこの勢を激成して國會開設の大詔渙發に至らしめたのは、明治十四年の政變であつた。明治十三年より翌年にかけて、各參議が、續々憲法制定に關する意見書を上つたことは、本編第七章第二節に於て述べた處であるが、獨り首席參議たる大隈重信は未だその意見を上らなかつたから、有柄川熾仁親王は、大隈に對して、これを促されたるに、大隈は「御前に召されたる時に於て、親しく上言すべし」と御答をしたが、天皇はこれを聽させ給はなかつたから、大隈は意見書を草して、熾仁親王に由りて、これを上つた。

此書は從來世に知られて居らず、また異説紛々であつたが、伊藤博文が之を手寫したものが、伊藤家で發見せられ、畏友海軍主計中將刑部齋君が、昭和三年十月、伊藤博文忌辰に際し、體裁から紙質まで、原本と寸分も違はぬように複製せられ、世に公にせられて、始めて明白となつたから、左にその全文を掲ぐる。

臣謹テ按スルニ、根本立テ而テ枝葉榮ヘ、大綱ヲ舉テ而テ細目定ル。今日ノ政務ニ於ケル應ニ立ツヘキノ根本アリ、應ニ舉クヘキノ大綱アリ、今ヤ廟議方ニ、明治八年ノ聖勅、國議院設立ノ事ニ及フ。則チ意見ヲ論述シ



テ以テ進ム。垂鑒採納ヲ賜ラハ、何ノ幸カ是ニ若カン。臣重信、誠惶誠恐頓首謹言

明治十四年三月

參議 大隈重信

- 第一 國議院開立ノ年月ヲ公布セラルヘキコト
- 第二 國人ノ輿望ヲ察シテ政府ノ顯官ヲ任用セラルヘキコト
- 第三 政黨官ト永久官トヲ分別スルコト
- 第四 宸裁ヲ以テ憲法ヲ制定セラルヘキコト
- 第五 明治十五年末ニ議員ヲ選舉シ十六年首ヲ以テ議院ヲ開クヘキコト
- 第六 施政ノ主義ヲ定ムヘキコト
- 第七 總論

第一 國議院開立ノ年月ヲ公布セラルヘキコト

人心大ニ進テ、而テ法制太タ後ルルトキハ、其弊ヤ法制ヲ暴壞ス。人心猶ホ後レテ、而テ法制太タ進ムトキハ、法制國ヲ益セス。故ニ其進ム者未タ甚タ多カラス其後ルル者稍々少キノ時ニ當リ、法制ヲ改進シテ以テ人心ニ稱フハ、則チ治國ノ良法ナリ。

去歲以來國議院ノ設立ヲ請願スル者少カラス。其人品素行ニ至テハ種々ノ品評アリト雖トモ、要スルニ、是等ノ人民ヲシテ斯ノ如キ請願ヲ爲スニ至ラシムル者ハ、則チ是レ人心稍ク將ニ進マントスルノ兆候ニシテ、自餘一般ノ人心ヲ察スルニ、其後ルル者亦タ甚タ稀少ナラントス。然ラハ則チ法制ヲ改進シテ以テ、國議院ヲ開立セラルルノ時機、稍ク方ニ熟スト云フモ可ナリ。又人心稍ク進ミ、法制稍ク後ルルトキハ、人心ノ注著スル所、一ニ法制ノ改進ニ在ルカ爲メニ、夫ノ人民ニ緊要ナル外國ニ對峙スルノ思想ト内國ヲ改良スルノ思想トハ、殆ント其ノ胸裏ヨリ放離シ去リ、唯制法改革ノ一邊ニ熱中セシムルニ至ラントス。是亦國家ノ不利ナリ。

故ニ民智ノ度位ヲ察シ、國內ノ清平ヲ謀リ、制法ヲ改進シテ以テ、漸次立憲ノ政ヲ布カセラルヘキ聖勅ヲ決行アラセラレント、是則今日應ニ舉ヘクキノ大綱、應ニ立ツヘキノ根本ナリ。請フ速ニ議院開立ノ年月ヲ布告セラレ、憲法制定ノ委員ヲ定メラレ、議事堂ノ創築ニ着手セラレントヲ。

(開立ノ年月ハ第五條ニ詳記ス)

第二 國人ノ輿望ヲ察シテ政府ノ顯官ヲ任用セラルヘキコト

君主ノ人物ヲ任用拔擢セラルルハ、固ヨリ國人ノ輿望ヲ察セラルヘキコトナレトモ、獨裁ノ治體ニ於テハ、國人ノ輿望ヲ表示セシムルノ地所ナキカ故ニ、或ハ功績ニ察シ、或ハ履行ニ求メ、其最モ國人ノ爲ニ屬望セラルヘント叡鑒アルノ人物ヲ延用シテ、政務ノ顧問ニ備ヘラルルモ、是レ已ムヲ得サルニ出ル者ナリ。若シ政體ニ於テ國人ノ輿望ヲ表示セシムルノ地所アランニハ、其輿望ヲ察シテ以テ人物ヲ任用セラルヘキハ無論ナリ。斯ノ如クセハ、則チ撰拔明ニ其人ヲ得テ、皇室益尊カルヘシ。

立憲ノ政治ニ於テ輿望ヲ表示スルノ地所ハ何ソ、國議院是ナリ。何ヲカ輿望ト謂フ、議員過半数ノ屬望是ナリ。何人ヲカ輿望ノ歸スル人ト謂フ、過半数ヲ形ル政黨ノ首領是ナリ。抑國議院ハ國人ノ推撰スル者ニシテ、其ノ



思想ヲ表示スル所ナルカ故ニ、其推撰ヲ被リタル議員ノ望ハ則チ國民ノ望ナリ。國民過半数ノ保持崇敬スル政黨ニシテ其領袖ト仰慕スルノ人物ハ、是豈輿望ノ歸スル所ニアラスヤ。然則チ立憲ノ治體ハ是レ聖主カ恰當ノ人物ヲ容易ニ甄鑒アラセ玉フヘキ好地所ヲ生スル者ニシテ、獨リ鑒識拔撰ノ勞ヲ免レ玉フノミナラス、國家ヲシテ常ニ康寧ノ慶福ヲ享有セシムルヲ得ヘキナリ。何トナレハ斯クシテ撰用セラレタル人物ハ、人民參政ノ地所ナル國議院ニ於テ過半数ヲ占有スルカ故ニ、外ニハ則チ立法部ヲ左右スルノ權ヲ握リ又 聖主ノ恩寵ヲ得テ政府ニ立チ、自黨ノ人物ヲ顯要ノ地ニ配布スルカ故ニ、内ニハ則チ行政ノ實權ヲ握ルヲ得ヘシ。是ヲ以テ、内外斥ラス、庶政一源ヨリ發シ、事務始テ整頓スヘケレハナリ。

其治體ハ立憲ニシテ其國康寧ノ慶福ヲ享ケズ、或ハ時トシテ紊擾紛亂ノ勢態ニ至ル列國治亂ノ迹ヲ按スルニ、是等ノ不幸ニ陷入スルノ病源ハ、常ニ執政者カ其地位ヲ眷戀愛惜シテ捨テ難キト、當時ノ君主カ其寵遇ノ顯官ヲ罷免シ能ハサルトヨリ、立法部ニ於テ輿望ノ歸シタル政黨ノ首領ト行政顯官トノ間ニ軋轢ヲ生スルニ因フサル者ナシ、夫ノ有名ノ立憲國ナル英國ノ如キモ、千七百八十二年以前ハ則是ノ如キ狀勢ナリシナリ。然レトモ積年累歲ノ經驗ヨリ同年以降ハ、君主モ輿望ヲ察シテ顯官ヲ撰用シ、國議院中多數政黨ノ首領タル諸人ニ重職ヲ授與スルニ至レリ。然リシヨリ以來ハ、政府議院ノ間ニ於テ復タ軋轢ノ迹ヲ見ルコト能ハス。同國政黨ノ爭ハ常ニ議院ニ於テスルモ、復タ政府ニ於テセサルニ至レリ。

立憲政體ノ妙用ハ其實ニ在テ其形ニ存セス。立法行政司法ノ三權ヲ分離シ、人民ニ參政ノ權理ヲ付與スルハ是其形ナリ、議院最盛政黨ノ領袖タル人物ヲ延用シテ、之ヲ顯要ノ地位ニ置キ、庶政ヲ一源ニ歸セシムル者ハ是其實ナリ。若シ其形ヲ取テ而テ其實ヲ捨テハ、立憲ノ政體ハ徒フニ國家紛亂ノ端緒ヲ啓クニ足ルノミ。然則前

述セル君主カ、人材登庸ノ責任ヨリ論スルモ、一國康寧ノ政理ヨリ論スルモ、列國治亂ノ實例ニ鑒照スルモ、政府ノ顯官ニハ議院中ナル多數最盛政黨ノ領袖タル人物ヲ任用アラセラレサル可ラス。

然レトモ、人智ノ薄弱ナルカ爲メニ、一面ハ國民ノ輿望ヲ得タル政黨モ、其施政ノ巧拙ニ因テ又衆望ヲ失ヒ、議院中ノ多數勢力却テ他ノ政黨ニ移轉スルコトアルヘシ、是等ノ場合ニ於テハ

聖主亦タ衆望ヲ察セラレ、新勢ヲ得タル政黨中ノ人物ヨリ更ニ顯官ヲ拔撰セラレサルヘカラス、議院政黨ノ盛衰ヨリ生スル如キ顯官ノ更迭ハ、尤モ整然タル秩序アルヲ緊要トス。其新陳交代ノ間ニ存スヘキ順序ハ左ノ如クナランコトヲ要ス。

内閣ヲ新ニ組織スルニ當テハ

聖主ノ御親裁ヲ以テ議院中ニ多數ヲ占メタリト鑒識セララル政黨ノ首領ヲ召サセラレ、内閣ヲ組立ツヘキ旨ヲ御委任アラセラレベシ、然ルトキハ是ノ内勅ヲ得タル首領ハ其政黨中ノ領袖タル人物ヲ顯要ノ諸官ニ配置スル組立ヲ爲シ、然ル後チ公然奉勅シテ内閣ニ入ルヘシ、内閣ノ組立ヲ委任セララルハ、通例政黨ノ首領ヲ可トスレトモ、時トシテ其黨中自餘ノ人ニ命セララルモ可ナリ。但斯ノ如キ場合ト雖トモ、行政長ハ猶其首領ナラサルヘカラス、英國ニモ時トシテ此例アルヲ見ルナリ。斯ク最盛政黨ヲ鑒識セララルノ時ニ於テハ、政黨ニ關係セサル官方、或ハ三大臣ニ顧問アラセラレンコソ可ナルヘシ。

内閣ヲ組立ル所ノ政黨、稍ク議院ニ失勢スルトキハ、政府ヨリ下府スル重大ナル議案ハ、反對黨ノ爲メニ攻撃セラレテ、屢々議院中ニ廢棄ト爲ルヘシ。是則チ内閣政黨失勢ノ兆候ナリ。斯ノ如キトキハ、庶政一源ニ出ルコト能ハサルカ故ニ、失勢政黨ハ是時ヲ以テ退職スルヲ常トスヘシ。



斯ク失勢ノ兆候既ニ顯然タル時ニ於テ、其政黨勢威ニ眷戀シ猶ホ行政部ヲ去ラサルドキハ、得勢ノ反對黨ヨリ議院ニ於テ「内閣行政ノ顯官ハ議院ニ於テ信用ヲ失ハサルヤ否」ノ決議ヲ爲サンコトヲ動議スヘシ、是ノ動議ニ從ヒ、取決シテ而テ、失信用ナリト決ストキハ、議院ヨリ

聖主ニ奉書シ、内閣已ニ信用ヲ議院ニ失フ速ニ親裁更撰アルヘキ旨ヲ請願スヘシ。失勢政黨猶ホ退職セサルトキハ

聖主ハ議院ノ求ニ應セラレ、之ヲ罷免セラルヘシ。(英國等ノ例ニ因リ、失勢ノ兆候現ハレシト同時ニ退職スルヲ常トスヘシ)然レトモ、執政々黨、既ニ議院ニ失勢ノ兆ヲ現ハシ、失信用ノ議決ヲ受ケント欲スルニ臨ムトモ、若シ廣ク國人ノ意想ヲ察シ、其實ニ我政黨ニ多數ノ屬望アルヲ洞識シ、現在ノ國議員ハ誤撰ナリト認ムルトキハ

聖主ノ允許ヲ蒙リ 聖主ニ特有シ玉フ議院解散ノ權ヲ以テ直ニ之ヲ解散シ、其改撰議員ニ於テ我政黨ノ多數ヲランコトヲ望ムヘシ。若シ多數タラハ内閣ヲ永續セン、若シ少數タランニハ則退職セサルヘカラス。是ノ解散權ハ則各政黨カ最後ノ依頼ト云フモ可ナリ(是權ハ最モ濫用ヲ慎ムヘシ、常用スレハ大害ヲ醸ス、英國ノ如キモ是例ハ兩三回ニ過ギス)以上政黨更迭ノ順序ハ大抵英國ノ例ニ依ル者ナリ。

### 第三 政黨官ト永久官ヲ分別スルコト

前述スルカ如ク、政黨ノ盛衰ヨリ顯官ノ更迭ヲ生スルノ時ニ方リ、其更迭ハ全部ニ及フヘキヤ、將タ幾分ニ止ルヘキヤハ則チ重要ナル疑問ナリ。凡ソ諸般ノ事務ハ最モ習熟ヲ要ス、加フルニ官衙ノ事ノ如キ、其細瑣ノ條件ハ多ク舊法古例ヲ参照スルカ故ニ、最少ノ費額ヲ以テ淹滞ナク最多ノ事務ヲ辨セント欲スルニハ屬僚下吏ノ

永續勤務ヲ以テ最モ緊要ナリトス。然ルニ是等ノ官吏ヲシテ常ニ政黨ト更迭ヲ與ニセシメハ、其不利不便蓋シ言フ可カラサル者アラン、且ツ幾萬ノ官吏其進退ヲ政黨ノ盛衰ニ繫ケハ、各派軋轢ノ勢、轉々暴激ヲ極ムルニ至ラン。故ニ官吏中ニ於テ其職指命ヲ司テ細務ヲ親執セサル者ト、指命ニ服事シテ細務ヲ親執スル者トヲ區別シ、甲ヲ政黨官トシテ政黨ト共ニ進退シ、乙ヲ永久官(則チ非政黨官)トシテ終身勤續ノ者タラシムヘシ。又上等官人ノ中ニ於テ、其地位重職ニ在リト雖トモ、一國ノ治安公平ヲ保持スルカ爲メニ政黨ニ關與セシムヘカラサル者有リ、是等ヲハ中立永久官ト爲シ、一種ノ終身官トスヘシ。

(英國ノ例ニ依ル)

政黨官ノ種類ヲ略記スレハ、參議、各省卿、輔、及諸局長、侍講、侍從長等はレナリ。以上ノ政黨官ハ大概ネ議員トシテ上下院ニ列席スルヲ得ル者トス(大抵英國ノ例ニ依ル、政黨官及ヒ非政黨官ノ別ハ、憲法制定ノ時ニ於テ猶ホ評議ヲ要スルカ故ニ、今唯大要ヲ掲ク、以下亦同シ)

永久官ノ種類ハ、各官廳ノ長次官局長ヲ除テ、以下ノ奏任及ヒ屬官等はナリ。是等ノ官人ハ議員タルヲ得サル者トス(同例)

中立永久官ハ三大臣(政黨ニ關與セス 聖主ヲ輔佐シ奉リ、内閣組立ノ爲メ最盛政黨ニ内勅ヲ下サル時等ニ於テ顧問ニ備リ、公平ニ國益ヲ慮レンカ爲メ其非政黨官タランコトヲ望ム。且ツ大臣三位ハ與ニ無人則缺ノ官ト定メラレテ可ナルヘシ)及ヒ軍官、警視官是レナリ。以上三種ノ職ハ皆國內ノ治安公平ヲ保存スルニ在ルカ故ニ、其最モ不偏中正ノ令徳ヲ備ヘンコトヲ欲スヘシ。若シ是等ノ官人ニシテ熱心政黨ニ關與セハ、他黨ヲ壓スルカ爲メニ、或ハ兵力或ハ裁判權ヲ用ヒ、國內ノ治安ヲ妨ケ、或ハ其公平ヲ失シ、社會ノ騷亂ヲ醸生スル



ニ至ル。是其中立不偏ヲ以テ令徳ト見做スノ所以ナリ。以上ノ官人モ亦議員タルヲ許サ、ル者トス(同例)  
又永久官則チ非政黨官ニシテ政黨ニ干與スルノ迹アレハ、其主長タル者之ヲ退職セシメテ可ナリ。何トナレハ政黨官タル主長トノ關係ニ於テ公事ニ不利多ケレハナリ(同例)

## 第四 宸裁ヲ以テ憲法ヲ制定セラルヘキ事

諸規已ニ立テ而テ人之ニ依ルトキハ事輒ク定ル。法規未タ立タスシテ而テ人先ツ集ルトキハ事動テ定ラス。今ヤ無前ノ治體ヲ天下ニ施サレント欲スルニ當リ、其完成ニ緊要ナルハ社會康寧ノ秩序ナリ。嚮案一タヒ絶ユルトキハ、六馬奔逸シテ秩序容易ニ收復スヘカラス。故ニ先ツ宸裁ヲ以テ憲法ヲ制定セラレ、是ニ依テ以テ國議員ヲ召集セラレントヲ欲ス。右憲法ノ制定ニ付テハ、内閣ニ於テ委員ヲ定メラレ、速ニ着手セラレントヲ冀望ス。

憲法ノ制定ハ重要ナル條件ニシテ、就中上院ノ組織、下議員ノ選舉權、被選舉權等ニ至テハ、最モ深密ノ用意ヲ要ス。是等ノ諸件ハ憲法制定ノ日ニ上陳スヘキカ故ニ、今は處ニ贅言セス。

前述ヘル如ク、立憲治體ノ妙用ハ多ク其實ニ存スルカ故ニ、憲法ハ極メテ簡短ニシテ大綱ニ止ランコトヲ要ス。又憲法ハ二様ノ性質ヲ具備センコトヲ要ス。二様トハ何ゾ、其第一種ハ治國政權ノ歸スル所ヲ明ニスル者ナリ。其第二種ハ人民各自ノ人權ヲ明ニスル者ナリ。政黨ノ政行ハレテ、而テ人權ヲ堅固ニスルノ憲章アラスンハ、其間言フ可ラサルノ弊害アラン。是レ則チ人權ヲ詳明スルノ憲章、憲法ニ添附セント欲スル所以ナリ。

## 第五 明治十五年末ニ議員ヲ撰舉セシメ十六年首ヲ以テ國議院ヲ開カルヘキコト

立憲政治ノ眞體ハ政黨ノ政タルカ故ニ、立法行政ノ兩部ヲ一體タラシメ、庶政一源ニ歸スルノ好結果ヲ得ルニ

至ルハ、已ニ前述スル所ナリ。之ヲ畢竟スルニ、立憲ノ政ハ社會ノ秩序ヲ紊ラスシテ、國民ノ志想ヲ平穩ニ表示セシムルニ在リ。然ルニ今國內政黨無キノ時ニ於テ、卒然國議院ヲ開立セハ、假令ヒ一朝幾多ノ政黨ヲ生立スヘキモ、其根本堅固ナラス、一般人民モ亦タ何レノ政黨ハ如何ナル主義ヲ持張スルヤヲ知ル能ハスシテ、政黨ノ勢威頻々浮沈スルコト多カラン。果シテ然ラハ、其混亂紛擾ノ慘態ヲ政治上ニ現出シ、夫ノ社會ノ秩序ヲ保持スルノ治具ニ因テ、却テ之ヲ紊亂スルノ恐れアリ。戒慎セサルヘケンヤ。

政黨ノ峙立セサルハ、蓋シ之ヲ生スルノ地所ナケレハナリ。然レドモ立憲ノ治體ヲ定メラル、ヲ公示セハ、政黨ノ萌芽ヲ發生スルコト應ニ速ナルヘシ。斯クシテ一歳若クハ一歳半ノ年月ヲ經過スルヲ許サハ、各政黨ノ持説大ニ世間ニ現ハレ、國人モ亦タ甲乙彼此ノ得失ヲ判定シテ、各自ニ其流派ヲ立ルニ至ラン。是ノ時ニ於テ議員ヲ撰舉シ、議院ヲ開立セハ、能ク社會ノ秩序ヲ保持シテ、以テ立憲治體ノ眞利ヲ收メ得ヘシ。

故ニ議院開立ノ布告ハ太々速カナランコトヲ要ス。開立ノ時期ハ卒然急遽ナルヘカラス。是等ノ事理ニ因テ考察スレハ、本年ヲ以テ憲法ヲ制定セラレ、十五年首若クハ本年末ニ於テ之ヲ公布シ、十五年末ニ議員ヲ召集シ、十六年首ヲ以テ始メテ開立ノ期ト定メラレントニ冀望ス。斯ノ如クンハ以テ大過ナカルヘキヲ信スルナリ。

## 第六 施政ノ主義ヲ定メラルヘキコト

凡ソ政黨ハ幾多ノ原因ヨリ成立スト雖、亦々專ラ施政主義ノ大體ヲ同クスルヲ以テ相結集スル者ナリ。而テ政黨ノ盛衰ニ致ス所以ノ者ハ則チ、其施政主義カ人心ヲ得ルト否トニ在リ。又各政黨カ互ニ人心ヲ得ンコトヲ望テ相攻撃スル所ノ點モ亦々各自ノ主張スル施政主義ニ在リ。故ニ政黨ノ争ハ、則チ施政主義ノ争ニシテ、其勝敗ハ則チ施政主義ノ勝敗ナリ。前述スルカ如ク立憲ノ治體ヲ定立セラレ、國人ノ輿望ヲ察シテ政府ノ顯官ヲ任



用セラル、ニ至ルトキハ、則チ政黨ヲ成立セサルヘカラス。政黨ヲ成立セント欲スルトキハ則チ其持張スル施政ノ主義ヲ定メサルヘカラス。故ニ現在内閣ヲシテ一派ノ政黨ヲ形クル者タフシメント欲セハ、其成立ニ最モ緊要ナルハ、則チ施政主義ヲ定ムルノ一事是ナリ。然ルカ故ニ、國議院設立ノ年月ヲ公布セラル、ノ後ニ於テ、直ニ現在内閣ノ施政主義ヲ定メラレントヲ切望ス。施政主義ニ就テハ、重信所見ノ在ルアリ、他日別ニ之ヲ具陳スヘシ。

## 第七 總論

立憲ノ政ハ政黨ノ政ナリ、政黨ノ争ハ主義ノ争ナリ。故ニ其主義、國民過半数ノ保持スル所ト爲レハ、其政黨政柄ヲ得ヘク、之ニ反レハ政柄ヲ失フヘシ。是則チ立憲ノ眞政ニシテ又眞利ノ在ル所ナリ、若シ其形體ニ則テ而テ其眞精ヲ捨テハ獨リ國土ノ不幸ナルノミナラス、蓋シ又執政者ノ禍患ナリ。管ニ執政者當時ノ禍患ナルノミナラス、其戀權ノ汚名ヲ後世ニ遺傳スルニ至ラン。

假令ヒ潔清明白ノ心事ヲ以テ天下ニ行フモ、尙ホ或ハ戀權自利ノ心アルヲ疑ハル、ハ是レ執政者ノ通患ナリ。然ルニ今ヤ立憲ノ政ヲ施コサレントスルノ時ニ當リ、立憲國現行ノ通則ニ反シ、其眞利ヲ捨テ、而テ却テ戀權ノ痕ヲ現ハサハ、執政者ニシテ焉ソ國人ノ爲メニ厭忌セラレサルヲ得ンヤ。況ンヤ其ノ戀權ハ却テ急速失權ノ種子タルオヤ。

然リト雖ドモ權勢ヲ棄却スルハ古ヨリ人情ノ難スル所ニシテ、唯國家ヲ利スルニ熱渴スル者獨リ能ク之ヲ爲ス。政府ニ強大ノ威力ヲ畜フル今日ノ執政者ニシテ、勢威ニ眷戀セズ、立憲政治ノ眞體ヲ固定セハ其徳ヲ後昆ニ表示スルニ足ラン。又假令ヒ社會ノ毀譽ニ關セサルモ亦タ自ラ顧テ以テ中心ニ快然タルヲ得ス。世人常ニ曰フ、

邦國ノ治亂ハ多ク政治ノ慣習ニ生スト、果シテ然ラハ、社會ノ秩序ヲ紊サスシテ、靜穩ナル政黨更迭ノ類例ヲ定立シ、政治上ニ於テ國人ニ康寧ノ慶福ヲ享有セシムルノ端緒ヲ啓カンコト、是豈今日ノ執政者カ應急ノ急務ニアラスヤ。

右謹テ議ス。

この書は矢野文雄氏の執筆であり、二三字句の訂正ありとすれば、小野梓あたりの加筆であらうとのことである。矢野氏の談に依れば

全文盡く我輩が執筆したものである。其頃大隈、伊藤、井上の三人は何れ劣らぬ進歩主義者で、勿論相互の間に議論もあつたが、絶へず親密に往來して意見の交換をして居た。けれども三人の間に、色々議論は闘すが、何等具體的の成案は出來て居らなかつた。議院を開設するとして、それを何年後にするか、其遲速を議する迄には至らなかつた。又憲法を制定するとしても、其運用の上にて、英獨法の何れを規準とするか、それらの相談は全く纏まつては居らなかつた。當時私は頻りに英國法を研究して居て、議院制度の調査では、密に第一人者を以て自任して居たので、これに關する意見書は幾篇となく書いた。その内の一篇が即ちこれで、當時私に對しては、大隈侯は何も話されなかつた。(伊藤博文秘録)

而して、その所謂、議院制度研究の第一人者たる矢野氏の蘊蓄はといへば、これも御自身の談では今から考へれば、其頃の慶應義塾の書館は實に貧弱なもので政治書は特に乏しく、五六百頁の米國憲法史の一卷が最も大なる冊子であつた。それでも此書全篇を通讀した者は我輩が初めて、他人は未だ之を通讀した者すらなかつたとは、其頃の塾の先輩の話しであつた。故に我輩は比較的人に先つて立憲政治を信すること固



く云々(松枝保二編『大隈侯昔  
日譚』の矢野文雄氏談)

とある。米國流の憲法が頭に入つて居つたのであるが、右の上書にある三大臣を動かさないものとして、これを今日の樞密顧問か元老の如くにして、その下に政黨内閣を造るといふ考はどこから出たのであらう。これに付ては矢野氏は、この制度さへ確立して居つたなら、今日の如き政黨の弊は生じなかつたらうと云はれて居る。その議論の當否は兎も角もとして、これに似た考は、前述の大隈會議に於ける木戸案が、三大臣參議の下に、三權分立制を布かんとしたのと同じようである。斯ういふ思想は永く、我國の朝野を支配したのであつた。これも前に述べた如く、天皇は政治の衝に當らせ給ふべきものといふ考と、しかもまた政争の外に超然とし給ふべきものといふ考と、立憲政といつても天皇の大權を制限すべきものでないとの考とがゴツチャになり、政黨はその範圍外に於て活動し善政を布くべきものであり、政黨不可侵の標木の内は公卿が傳統の力に依り、動かざる地歩を占むべきものであるといふのであつた。これが後に、漸次その標木の範圍が縮まりつゝ行く内に、藩閥がこゝに巢を構へ、その藩閥がこゝも漸次追はれて軍閥に寄生するに至るのである。扱て大隈の右の書は從來密奏と稱せられて居つたが、實際はそんなもので無く、また此書は御手許へ達せなかつたようにも傳へられて居るが、伊藤がこれを寫した書の末尾に

右明治十四年六月二十七日三條太政大臣ニ乞テ 陛下ノ御手元ヨリ内借 一讀ノ上自寫之

博文

とあるから、その然らざることが明らかである。

また更に重大なる誤りの傳はつて居るのは、大隈は右の密奏に添へて、私擬憲法を上つたといふのであり、現にその憲法を読んだといふものもあり、竹越與三郎氏の『陶庵公』には、その内の一條を指摘して批評などしてあ

る。しかしこれは全然誤傳であり、何等上つたものはなかつた。その憲法なるものは明治文化全集正史篇下巻にその全文が載つて居り一時若山儀一案と誤傳せられた國憲按であり、大隈の上書とは關係がなかつたのであるがその寫しは松平春嶽の手許に保存せられ、また參事院の用紙に寫したものが有栖川宮家に在ると承つて居るから當時相當に重要視されたものであらう。只だ當時は所謂交詢社案の私擬憲法が造られて居り、而してその連中は大隈の門に出入して居り、大隈が憲法に關する上書をしたといふところから、この話が結びつき、誤傳に誤傳を重ねたのであらう。

扱て大隈が右の上書の際に、熾仁親王に對し、殿下奏覽せざる前に大臣參議に示されざるやうにと、申したのであるが、親王は上書を讀まれて驚き、これを三條實美と岩倉具視に示されて後に、御前へ上られた。親王が何故に大隈の言を聽かれずに、三條岩倉に示されたかといはゞ、その事柄の重大なのに驚かれたからであらうが、一は前に述べた元老院の國憲草按さへ、御前へ進奏の前に、一應岩倉まで示すとの御内約があつたのであるから、今回もその例に倣はれたのであらう。

それから岩倉は大隈と會つて意見を聞いたのであるが、大隈は堂々と所信を披瀝した。そこで岩倉は三條と謀り伊藤に右の上書を示した。

岩倉の「座右日歷覺書」に

余思フ事アリ再々問フ、足下ノ主義ハ伊藤ノ論ト異同如何ン、大異無シト答フ

とある、この「思フ事アリ」とは如何なる意味であつたか解し難いが、それから三條と相談し、三條が右上書の下御下けを願ひ、伊藤に示した。この時伊藤が手寫したのが伊藤家現存の前述の分である。あれ程の長文を伊藤自



ら手寫したのは流石に伊藤である。

右「覺書」には、次に

其翌日伊藤ヨリ條公ニ向テ曰ク、大隈建議内見ヲ以テ示サル、ト雖トモ默スルヲ得ス。如何トナレハ曩キニ我建議ヲ同氏ニ示シ意見ノ異同ヲ問フ、同意ノ旨ヲ以テ答フ、然シテ今此主義ヲ以テ密ニ建言ス。同氏斯ノ如キ主義ヲ以テ行ハントスレハ、共ニ庶堂ニ立テ事ヲ行フ共、將來ノ目的更ニ相立難ク、且説ノ異同ノミナラス、同氏甚々情義ヲ破ル、自ラ職ヲ云スル云々、大ニ憤怒ノ語氣アリト、條公ヨリ之ヲ聞ク。

とあり、博文より岩倉への手紙にも

大隈此節之建白、熟讀仕候處實ニ意外之急進論ニテ、トテモ魯鈍之博文輩驥尾ニ隨從候事ハ出來不申

とて解職の意を述べて居る。伊藤がそんなに憤慨する必要もなさうに思はれるが、これは伊藤井上大隈の三人が互に憲法論で意見の合ふて居つたのは、國家的見地から政府部内より改革提唱する積りであつたのが、大隈の奏議は民間の勢力を背景にし自己の勢を張る爲めなりと解し、換言すれば薩長政府を顛覆する手段なりと曲解し、出し抜けの行動もその爲めと憤慨したのであつたらしい。恰も往年薩長討幕の裏をかき土佐藩が大政奉還議會論を主張した遣り方と似て居ると思つたらしい。その政黨内閣論の如きは邪推して見れば、大隈が在野の勢力と結託し民間の政黨で内閣を組織し、薩長閣を追ひ拂ふ爲めとも見られ、三大臣は終身官とするのは流石に三條岩倉に遠慮したのであるが、侍講、侍從長迄を政黨員とする如きは宮中の大恐慌であつたらう、これでは薩長出身の參議連は警戒して、次に來る開拓使問題で大隈を追つ拂ふに至つたのも當然といはねばならぬ。しかしこの時は三條岩倉の仲裁もあり、大隈は伊藤に面して他意なきを述べ

伊藤參議之儀、大隈氏之間熟談相整、伊藤參議にも八日より出勤相成、先以平和に歸し候段至幸之儀に有之候、御安心給度、偏貴君御配慮之儀と於生等も欣喜此事に存候云々

と熾仁親王、三條から岩倉へ申送られたのも束の間で、またく大波瀾を生じたのである。

明治二年北海道に設置せられたる開拓使は、今日の朝鮮總督府、臺灣總督府以上の抱負を以て、非常なる権力と、豊富なる財力とを以て、あらゆる事業を試みたのである。幕末までは、蝦夷地と稱せられ、恰も異人種でもあるかの如きアイヌ人の棲息し、雪は深く、羅熊の横行する大森林を以て蔽はれ居る蠻地と考へられて居つたので、今日の人々が亞非利加内地を想像する以上に無智識であつたのである。然るに幕末には頻々として魯人の却掠があり、しかも無限の寶庫であるかの如く傳へられて來たから、明治新政府の新興氣分と國防、富源等の干係から、北海開拓が非常に重視され、開拓使を置き、新政府の一人物たる黒田清隆が、その長官となるに及び、大にその権限を擴張し、北海開拓に努力したのである。特にその副産物ともいふべき、札幌農學校が異色ある教育を施し、各方面の人材を出したるが如き、又は、明治五年に始めて女子の米國留學生を出したるが如きは、明治の教育史上、文化史上の一大功績である。

しかし、北海開拓の事業も大に進み、漸次特種の行政機關を必要とせざる程度に、一般の文化の進みたと、また一は財政の都合上もあり、明治十四年度で支出金の期限が切れるから、これを打切りとする方針であつた。そこで、これを機とし、その官物拂下を出願した關西貿易商會なるものがあつた。

然らばその關西貿易商會なるものは如何なるものであるかといへば、この拂下を目的とし此時に造られた利權團體であり、その幹部といへば、薩人たる五代才助に舊山口縣令たりし中野梧一と、その他に開拓大書記官安田定



則、同權大書記官折田平内、今非信之、鈴木亮等であつた。

これもマアよいとして、その明治十四年七月二十一日に提出した願書に依ると東京大阪敦賀札幌根室に在る官有地、建物、艦船、製造所、獵場等を擧げて、三十八萬七千八百一十二圓一錢七厘と見積り、無利足三十個年賦に拂下げられたしといふのであつた。而して一面明治二年より明治十三年迄、開拓使の費した金額は一千四百九萬六千八百圓に達して居り、これが以上の諸物件につき込まれてあつたのである。勿論その金全部がそれらに固定したのではないが、兎に角これだけの金を食つたものを三十餘萬圓と見積り、無利足三十個年賦で、極端にいへば只で拂下げようといふ出願である。而して、これが許可されたのである。

これは開拓使や關西貿易商會側に云はすれば相當の理由のあつたことであらうか、事あれかしと待ちかまへて居つた民間の政客は承知しない。一齊に政府攻撃の火蓋を切つたのである。

あらゆる新聞の論調は急激となる。各所の演説會は彈劾の氣勢を揚げる、遂には政府の御用新聞記者であつた福地源一郎の如きも、新富座で、政府攻撃の大演説をするといふ大騒ぎとなつた。

しかして、それらの論調は、これ國會の開設なき故、藩閥が斯の如く勝手な振舞をするのであるといふ點に迄進んだのである。

さなきだに國會願望運動に脅へた政府は、更にこの攻撃に對し二重の脅威を感じたのである。政府部内に於ても、なか／＼反對論が強い。元老院副議長長佐々木高行の建言には

抑目下民間に民權説を囁唱仕候過激粗暴の流、筆舌を以て天下を鼓動せんとする輩に於て、何哉廊廟の失策を採得し以て辭柄と爲さんと欲し日夜相伺候折柄、開拓使官有物拂下一條を以て連城の奇寶を得たる如くこれを

翻弄して置かず。此事果して廊廟の失擧とせんか、宛かも倒まに大阿を持て之を賊に授くるに異なること無からん。往々國會をも御開設可相成と信認罷在候折柄、如し此際彼等廊廟の失擧を口實と爲し、従前請願する所の民權主義なる國會開設の議を主張し、天下を鼓動して以て簞々たるに至らしめ、遂に止むことを得ずして、其請願を允許せらるゝ如きに至らば、過激粗暴、輕薄奸黠者流大に志を得て、或は佛國革命の景況に至る如きあらば、臍を嚙むも及ばざる儀と奉存候云々

とあり、又元老院議官河田景興は

公議輿論の歸する所は、強大の威力を以てするも又之を制壓するに足らず。之を今古萬國に徴して明かなり、今や開拓使を處分するに當り、偏愛曲庇を問はず斷然決行せば、忽ち不測の禍亂を激成するやも保つべからず。豈大失計ならずや云々

と建言し、鳥尾小彌太、三浦梧樓、谷干城、曾我祐準等の將軍連も、國憲制定と拂下一件の處分とを建議して居る。

この騒ぎが大きくなると共に、これは大隈が民間の政客を煽動し、内外相應じて此擧に出でたのであるとの風説が強くなつた。當時大隈は、聖駕に扈從して東京に居らなかつたのであるが、この時の政府攻撃の中心は慶應義塾の出身連中であり、その連中は大隈の門に出入し、また前の奏議の際も、これ等の連中の意見が加はつて憲法制定政黨内閣論を主張したのであるから。成程思ひ合はされるといふ風に、大隈煽動説が信用の可能性を帯びて来る。

三條の岩倉へ送つた手紙の一節に



大隈氏建言已來、専ら福澤黨之氣脈、内部に浸入之事に至つては、一同憤激之模様、有之候間、此般は到底大隈氏と一和は難整、必内閣破裂之場合に切迫致候事と存候云々。

とありまた北島治房の大隈へ宛てたる手紙にも  
開拓使の非擧をならし候三菱福澤の所爲は、全、閣下の煽動せられしに出たりと喋々して止まず、是蓋し彼建白の旨趣を之に藉つて貫かんとの所爲なりなど、芋團連の云ふは矢張内閣連より牽聯するならんと察せらる云々

岩橋徹輔の大隈への書中にも

讒者の言に曰

第一 大隈参議國會開設の主唱となり、福澤岩崎等は羽翼となり、民心を動搖し、大權を收め同僚を攘はんと欲す云々

第二 同参議同僚と不詢、開設之奏議を左府公に奏上す、破規擅權他日甚可恐云々

といふのもある。

然るに、更に途法もなき風説が流布された。

當時の政府の騒ぎは中々一通りでない、政府が動けば政界の小輩も皆動搖して、隨て又種々様々の風聞を製造する者も多い、其風聞の一二を申せば、全體大隈と云ふは專横な男で、様々な事を企てる。其後には福澤が居て謀主になつて、其上に三菱の岩崎彌太郎が金主になつて、既に三十萬圓の大金を出したさうだ、なんて馬鹿な茶番狂言の筋書見やたうな事を觸廻はして云々(福翁自傳)

また

矢野先生はこの問題の勃發する頃から、恰度隈侯が不在で、小閑を得たのを幸ひに、暑中休暇をとつて、郷里大分縣に歸り、佐伯の水邊に釣を垂れて悠々英氣を養つて、足一步も縣外には出でなかつた。ところが八月の終りに歸京すると大藏卿佐野常民は先生をひそかに招いて

この度の騒動は君も知つてゐるだらう。内閣の間では、矢野が九州に歸り、肥薩の間を潜行して各地の人心を煽動してゐるといふ評判が専らである。在官の身を以て然様なことをやつては大いに困る。

との事である。先生には全く寢耳に水の話であつた、馬鹿氣たことと思ふもの、

それは全く無根のことで、自分は郷里佐伯の外、嘗て何處へも行つた事がない。事實を調査すれば直ぐに判ること、お話の件は途法もない流言です。

と答へた。佐野もこれには驚いて

なるほどさうか

といつた有様であつたが、これ等の流言はいかにも廣く行はれてゐた。佐々木高行の日記、八月二十九日の條にも

さて伊藤の内話に、この頃大隈の内意は方今の民權論へ同意いたし、只今の政府にては、とても見込無之との趣旨にて、極密局外の者と相結び候趣、矢野文雄へ命じ、九州地方へ巡回の砌、その趣旨を申述べさせた由。肥後人より内通があつた。これは三菱會社及び福澤諭吉と相計りたる由。實に惡むべきこととある、これを事實とすれば、藤公までも宣傳に迷はされてゐたものと見へる。云々



しかし當時の騒ぎに薩長を攻撃したものの中には云々攻撃論者の出身學校を見れば偶然にも三田派が最も多数を占めてゐた。云々攻撃の急先鋒は宛として三田派であるかの如き觀を呈した。まして隈侯と福澤翁とは最も親しい間柄である云々。(龍溪矢野文雄君傳)

そして、今にも反逆か暴動でも起すといふ風説である。隨分馬鹿けた話であるが、この頃の謀反とか、暴動といふことは、近頃の彼は危険思想なりといふ程度のもので、對手を傷くるに最も好む辭柄である。それに廟堂の大官たりしものが反亂を起した實例は近く世人の記憶に新なる處である。また國會願望運動は百姓一揆の親類ぐらゐにしか思つて居らぬ當局者は、その蜂起、煽動といふのは、反亂に近いものと考へて居り、政黨内閣説などは危険思想と考へて居つた處へ、これ等が悉く大隈の手から出るとなつては、右の風説の起るのも無理もない、これは政府側の捏造もあらうし、また民間からも宣傳したものもあるかも知れぬ。議論を強める爲めに宜加減に言ひ出したものもあるかも知れぬ。

こうなつては愈々騒ぎが大袈裟になつた。井上毅の岩倉への手紙に

現今の景況、立志社其他昨年之請願連中は、府中に於て國會期成會を催ふし、福澤は盛に急進論を唱へ、其黨派は三四千に滿ち、廣く全國に蔓延し、已に鹿兒島内部にも及び、其他各地此二三十日來、結合奮起の勢にて、此儘打過候には事變不測と相見へ候云々。

とあり、黒田清隆の岩倉への手紙にも

實に國體に關する無此上危急之場合に而苦慮罷在申候云々必ず天下の輿論とて陰に計畫を働き候に萬々相違有御座間敷、決して御動搖無之、彼の術中に陥らざる様奉頼願候、返すくも姑息之情義に惹かれず斷然たる御

處分無之候而は、臍を嚙とも不被爲及、不可救御難題に立至、天下萬民をして塗炭の苦界に陥らしむるは案中にて、千歳之遺憾に御座候云々、又時機を失しては一世那翁さへ一夜の後に帝位の尊きも遂に擣となり云々とありナポレオンを例に引くのも大袈裟なるに、その後、更に岩倉への手紙には

今般之事の如きは、實に國家の安危に關し候場合に付、初より身を死地に置き云々古今大事を誤り候者、纔に一瞬間の遲疑に依り遂に回復す可からざるの勢に至り候例不少、禍福之機其間髪を不容、廣く之を古今に徴する迄も無之、王政復古の際云々

とて鳥羽伏見の戦の例迄援いてある、狼狽さ加減笑止なくらいである。

また、こんな噂もある。前掲岩橋の手紙に

黑參(參議黒田清隆) 函館より永山武四郎之急密信に

屯田兵中壯勇敢死之士拾名撰拔之を引率して至急出京可致云々

永山(屯田兵司令官) 書を得て考案數刻、終に之を堀に謀る。堀答て狂人に刃を假す至危なり、無論獨行して可なりと、於是永山決意、單に一名のみ携て出京す。

堀之忠意實に感涙仕候、二首之歌あり即ち辭世なり、宜御推知奉仰候云々

とある。狂人に刃物とは痛快な批評である。まるで大震災當時の朝鮮人騒ぎである。こうなると、薩長などいふ少々な問題では無い。

當時の政變は政府人の發狂とでも云ふやうな有様で私(福澤諭吉)は其後岩倉から度々呼びに来て、ソツと裏の茶室のやうな處で面會、主人公は何かエライ心配な様子で、此度の一件は政府中實に容易ならぬ動搖である。



西南戦争の時にも随分苦勞したが、今度の始末はソレよりも六かしいなんかと話すのを聞けば、餘程騒いだものと察しられる(福翁自傳)

西南戦争以上に當局者の眼に映じたのである。斯ふなると、もう夢中だ、大隈免官、國會開設、拂下取消といふ方針に旨進したのである。議決するや東北より御還幸の車駕を千住驛に奉迎し、形勢を言上し、十月十一日、御還幸、即夜御前會議を開かれ、大隈を除きたる各參議、寺島宗則、山縣有朋、伊藤博文、黒田清隆、西郷従道、井上馨、山田顯義、の外、三條、有栖川宮、岩倉の三大臣列席、大隈參議免黜、國會開設勅諭、開拓使官有物拂下等の件を議した。その時各參議連署の奏議に

憲法ヲ定ムルノ標準ニ至テハ、臣等竊ニ以爲ク、建國ノ本各源流ヲ殊ニス。彼ヲ以テ此レニ移スヘカラス。祖宗、基ヲ創メ、傳フルニ神器ヲ以テス。民ト之ヲ守ル萬世不易ノ道ナリ。陛下照鑒シ、古今ヲ變通シ將ニ政權ヲ分テ之ヲ衆庶ニ公ニセントス。蓋シ實ニ祖宗ノ遺烈ヲ揭ケ懿訓ヲ廣ムルニ過キサルナリ。今民間政談ヲ爲スモノヲ視ルニ、好テ歐米詭激ノ説ヲ主張シ、國體ノ何タルヲ顧ミサル者往々之レ有リ。臣等實ニ之ヲ危ム。窃ニ願クハ憲法ノ成ル、各國ノ長ヲ斟酌スルモ、而モ我國體ノ美ヲ失ハス。廣ク民議ヲ興シ、公ニ衆思ヲ集ムルモ而モ我王室ノ大權ヲ墜サス、乾綱ヲ總攬シ、有極ヲ建定シ、以テ萬世不拔ノ基ヲ垂レンコトヲ

そして、元老院を設くること、陸海軍は帝王の親ら統帥する所とするのが、立憲君治の基趾を鞏固にする所であると述べて居る。謂はゞ樞密院と軍人のみが忠君愛國の專賣者にして優秀民族である、危険思想は此處で食ひ止めなければならぬといふ議論である。而してその元老院の組織は、皇族、華族、文武官の外に

士族ノ封建武門ノ世ニ於ケル、平民ノ上ニ位シ、教育素ヨリ氣節有爲ノ人多ク其間ニ出ツ。是レ宜ク貴族ノ一

部タルヘシ。今其中ニ拔キ、之ヲ榮用シ、華族ト共ニ元老ニ列セシメ、其報效ヲ收ムヘシ云々

といふのがある、これは伊藤の持論である。席上、有栖川宮と岩倉は發議して、大隈の處分問題は別に方法があるであらう。今夜は、國會開設の詔勅と、開拓使官有物拂下處分取消の事を議決せんと、いふので議、決し、即夜西郷、伊藤の兩名大隈を訪ひ辭職を勸告し、大隈は遂に辭表を提出した。

傳ふる所に依れば、大隈處分を奏請したるとき、天皇は、それでは薩長聯合して大隈を放逐するよりに聞ゆるではないか、との御下問があり、恐懼したとのことである。

寂慮眞に感泣の極みである。

翌十二日、國會開設の勅諭發せられた。

### 勅諭

朕祖宗二千五百有餘年ノ鴻緒ヲ嗣キ中古紐ヲ解クノ乾綱ヲ振張シ大政ノ統一ヲ總攬シ又夙ニ立憲ノ政體ヲ建テ後世子孫繼クヘキノ業ヲ爲サンコトヲ期ス嚮ニ明治八年ニ元老院ヲ設ケ十一年ニ府縣會ヲ開カシム。此レ皆漸次基ヲ創メ序ニ循テ歩ヲ進ムルノ道ニ由ルニ非サルハ無シ爾有衆亦朕カ心ヲ諒トセン

願ルニ立國ノ體國各宜キヲ殊ニス非常ノ事業實ニ輕舉ニ便ナラス我祖我宗照臨シテ上ニ在リ遺烈ヲ舉ケ洪謨ヲ弘メ古今ヲ變通シ斷シテ之ヲ行フ責朕カ躬ニ在リ將ニ明治二十三年ヲ期シ議員ヲ召シ國會ヲ開キ以テ朕カ初志ヲ成サントス今在廷臣僚ニ命シ假スニ時日ヲ以テシ經畫ノ責ニ當ラシム其組織權限ニ至テハ朕親ラ衷ヲ裁シ時ニ及テ公布スル所アラントス

朕惟フニ人心進ムニ偏シテ時會速ナルヲ競フ浮言相動カシ竟ニ大計ヲ遺ル是レ宜シク今ニ及テ謨訓ヲ明徴シ以



テ朝野臣民ニ公示スヘシ若シ仍ホ故ラニ躁急ヲ争ヒ事變ヲ煽シ國安ヲ害スルモノアラハ處スルニ國典ヲ以テスヘシ特ニ茲ニ言明シ爾有衆ニ諭ス

奉勅

太政大臣 三條實美

明治十四年十月十二日

此の勅諭案の起草は井上毅であるといふ。同時に開拓使官有物拂下は取消を布達した。翌日天皇、大臣、參議、各省卿を御前に召し、左の勅語を賜はつた。

昨者詔命ヲ頒チ明ニ天下ニ示スニ朕カ意ヲ以テシ將ニ歲ヲ期シテ立憲ノ政體ヲ舉行セントス惟フニ維新以來中外草創ノ事業施行方ニ半ナルモノアリ百揆ノ敍猶整頓ヲ要スルモノ多シ爾群臣各爾ノ事ニ從ヒ經畫周備將來繼クヘキノ緒ヲ爲シ以テ朕カ命ヲ對揚セヨ

また右の勅諭中の二十三年を期し云々の語に對し、疑議を抱くものがあつたから

今般被仰出候勅諭文中、國會開設期限ノ儀誤解ノ向キ不少ニ付、爲念伺出候處、別紙之通御指令有之候ニ付其旨可相心得、依テ其(府縣)下發行ノ諸新聞雜誌等右ニ抵觸セル旨趣ヲ以テ掲載セルモノハ、既往ニ遡リ嚴重ニ正誤可爲致、此旨相達候事

國會御開設期限之儀ニ付伺

過ル十二日勅諭ヲ以テ明治二十三年ヲ期シ議員ヲ召シ國會ヲ開キ云々被仰出候ハ、二十三年ヲ待チ始メテ國會御開設可相成旨ニ可有之處、民間或ハ解釋ヲ異ニシ、二十三年マデノ内ニモ御開設可相成御旨趣哉ニ誤解之向有之、新聞ニモ掲載致シ不都合ニ付、兼テ地方官ヘ爲心得相達置候處、右者勅諭ニ關シ候ニ付謹テ相伺候也

明治十四年十月二十日

内務卿 松方正義

太政大臣三條實美殿

詔書ノ御趣意ノ伺之通ニ候條心得違無之様地方官ヘ可示置事との達を出して注意した。

官僚の間には、之を見て大に喫驚した人が多かつた。當時外務省に芳川顯正氏は三等出仕であつたが、國會に反對的な議論を爲して「二十三年を期し」と云ふのは二十三年頃と云ふ意味だらう、と云つたもので、余(吉田正春)は同じく外務省の大臣附きの少書記官であつたから、いやそんなことはない、期しと云ふのは其月其日ときめて指すのだから、二十三年には必ず國會を開かねばならぬのだと論じたのであつた云々(吉田正春談)いろ／＼な議論もあつたと見へる。

右の詔は勅諭と仰せられてある。これは、翌十五年一月の軍隊勅諭と共に、勅諭の語ある一對である。惟ふに軍隊勅諭も、右の御前會議の各參議の上奏中に、軍隊統率のことあるから、同時に起草されたものであらう。(但し軍隊勅諭の草案は近年福地源一郎の家から発見せられた)

二十一日太政官職制改正、參議と各省卿との兼任に復し、また別に參事院を置き、閣員の交迭あり、議長中心の内閣が出来上つたのである。

大隈の辭職と共に、その黨與と目せられた官場の新智識たる

統計院幹事太政官大書記官

矢野文雄

統計院少書記官

牛場卓造



統計院権少書記官	尾崎行雄
同	犬養毅
外務権大書記官	中上川彦次郎
一等検査官	小野梓
農商務大書記官	牟田口元學
外務権少書記官	小松原英太郎
農商務権少書記官	中野武營
文部権大書記官	島田三郎
文部権少書記官	田中耕造
大藏権少書記官	森下岩楠
農商務卿	河野敏鎌
驛遞總監	前島密
判事	北島治房

もまた願に依つて本官を免ぜられた。正に征韓論以來の大政變である。そこで一體、この政變の原因となつた事柄に付ては、肝腎の大隈本人はどこ迄關係があるか、若くは責任があるかといふことは、明治史上の一大疑問である。

從來世間では、往々開拓使官有物拂下事件の囂々たるに乗じ、大隈が國會開設の密奏を爲し、私擬憲法を提出し、一舉して功を收めんとしたのが、薩長連合して逆に、大隈を放逐したといふのである。これはながく信ぜられた説であり、これ大隈の自己陶醉であるとか、勢力の過信であるとかの非難まであり、近時世に出た相當信用すべき書にも、掲げられた説である。しかし、その説自體順序を顛倒して居ることは上來叙述した通りである。開拓使問題は憲法奏議の後で、出願は七月二十一日であり、大隈は七月三十日東北御巡幸に供奉して、十月十一日御還幸の時迄、扈從して居つたから、留守中の騒ぎであつた。留守中だとして、この騒ぎは知つて居つたらうが、どこ迄指揮が出来たであらう。また出發前豫想して煽動して置いたと見るべきであらうか。この點は判明しない。しかし騒ぎが、彼の通り大袈裟にならうとは、大隈に限らず何人も豫想しなかつた處である。しかし斯く大騒ぎとなつては、これを冷眼視して居る大隈ではない、この勢に乗じ、大に謀る所あらん位の考で歸京したとは想像しても宜しからう。しかし時既に遅し、薩長聯合の大隈排斥は、陣立が整つて、流石の大隈も最早手も足も出なかつたといふのが真相であらう。

此政變の獲物として最大なるものは國會開設の勅諭であつた。次いで薩長中心の内閣は基礎を定め、野に下つた大隈は政黨を組織して、朝野の勢力對立の勢を爲したのは、相俟つて憲政の一進展である。また、その副産物としては、福澤諭吉が「伊藤、井上、大將大隈の首を斬つて敵の軍門に降るの記」一篇を草して、政界の裏面を痛罵し、これを一轉機として、政治に關係せず、大なる社會教育家として慶應義塾に全力を盡き、一面大隈が早稻田専門學校を經營し、今日私學の二大權威の基礎を爲したのは、思ひ設けざる大なる獲物であつた。



## 第十一章 政黨の勃興

是より先き、開拓使拂下問題の猶ほ置々たるのとき、板垣退助は八月二十六日所謂海南の草蘆を出で、と英雄的形容詞を以て土佐を出で遊説の途に上つた。この時の板垣の聲望は眞に凄じいものであつた。九月一日神戸に着するや時の大阪朝日新聞は「雷雨來矣、雷雨來矣」と題して、一大低氣壓の海南より起るを諷した。九月十日大阪戎座に於て「未開の人民と雖ども權理に差等あるべからず」の演題の下に、五千の聴衆を酔はし、海路横濱に着し、九月十六日東京に入るや、新橋驛頭の歓迎は盛觀を極めた。在野の各黨名派擧つてこれを迎へたのであつた。

二十三日の上野精養軒に於ける歓迎會席上、各派團結の議起りしも、大隈派と板垣派との議相容れず板垣は袂を拂つて東北遊説の途に上つた。後ちに、自由黨と改進黨とが共同の敵を前にして、相争ふの因縁は遠く此時に發したのである。

一面、全國期成同盟會の連中は、昨年の約を履んで東京に集り會議を開いて居る間に、國會開設の勅諭が煥發せられた。

一方河野廣中等は純然たる政黨組織を企て、自由黨結成の盟約を造つて居つたとき、大詔煥發せられたから、國會期成同盟會と自由黨とは合同すべしとの議が、期せずして起つて、急遽その大會が開かれた。河野廣中の談に曰く

一旦大詔が煥發さると云ふと、集會條例其他政府の辛辣なる壓迫に辟易し殆んど聲を潜むると云ふ程に萎靡不振に陥つた人心も、俄かに元氣付き、四方に散在して居た人物までが、大詔煥發の機運を作つたのは恰も我等であるといつたやうな顔をして帝都に群集した。而して民權運動の殊勳者たる板垣や、及ばずながら明治十三年十月愛國社總會に於て政黨組織の事を決し之が一切の準備を依囑されてより以來東奔西走其の活動を續けあらゆる困苦と闘ひ眞個に有力有爲なる政黨を組織せんと努力して來た予等に、何等謀る所もなく、又其臨席をも待たずに、急遽大會を開いて自由黨組織を決定し、而かも板垣を排して他の人物を總理に推さんとするが如き状態を目撃し、予は其の輕佻浮薄なる態度に呆然たるを得なかつた云々(河野整州傳)

といふ不平もあつたが、また國會開設の勅諭が、あまり突然で、寢耳に水であつたから急に大會を急いだといふ事情も、多少は參酌して遣らねばなるまい。

十月十八日、淺草井生村樓の大會に於て、自由黨盟約并に規則を議定し、選舉に依り、總理板垣退助、副總理中島信行、常議員後藤象二郎以下夫々定まり、東北遊説中の板垣へは、その旨電報を以て通知し、こゝに我國始の組織ある政黨としての自由黨が生れたのであつた。

只だこの大會の際、九州の委員は土佐派と合はずして去り、これに加らなかつた。これは愛國社第四回大會のときにも、九州人は土佐人の行動と相容れず正に決裂せんとしたことありしと同じく、後來永く自由黨の勢力範圍には九州が加はらなかつたのである。

此自由黨にありて、理論的體系を與へたのは民約論であつた。

民約論とはルソオのコントラソシヤールの譯であるが、明治十年に服部德譯『民約論』が出版せられ、明治十



六年に原田潜の『民約論覆義』が出て居るが、その最も有名なのは中江篤介の『民約譯解』である。中江篤介は始め、田中耕造と共に『歐米政理叢談』を發行して居つたが、その中に民約譯解を連載し、明治十五年に單行本として出版された、漢文を自在に驅使して、明快なる文章を以て意譯したもので、當時の青年に愛讀せられたものであつた。中江は自由黨に参加し、自由新聞にありて、盛んに此主義を宣傳したから、この形式論理に醉はされた政客は眞一文字に突進したのである。

民間には民約論が熟讀せらるゝに對し、官界には「政治論略」が讀まれた。これは金子堅太郎が英のエドモンドボルクの著を抄譯し、明治十四年十一月、元老院から出版せられたのである。此書に付て金子子の談に曰く、明治十三年四月に元老院權少書記官を拜命して、元老院に出仕して居たが、此頃は丁度、國憲所謂元老院草案の上奏前後であつた。自分は米國留學中に英國の政治家ボルクの著書を読んで、深くその穩健な學說に敬服して居たし、佛國革命の餘毒が英國に及ばなかつたことも、全くボルクの力であることを知つて居たのである。素と素と自分も全々米國仕込と云ふ譯でなく、漢學も筑前の藩校で學んで居るし、國學に於ても水戸の弘道館記の如きは、最も愛讀したものであつて、漢學の素質土臺に皇學の存するものがあつたので、當時世論の趨勢を見、今更にボルクの著述を我國人に知らせたいとの意志は充分にあつた。そして此の説に共鳴せられて居たのは、佐々木高行東久世通禧の兩伯や、細川潤次郎君等で、外國にもかかる穩健な説があるかと感服せられたのである。此等の事は細かに「政治論略」の緒言中に「ボルク」の傳、竝に英國政治上に於けるボルクの地位と共に、詳しく記述して置いたから、就いて見らるゝがよろしい。

かくて自分は此學說に基いて、皇族方へ御進講の光榮を有して、隔週一回進講した。皇族方と申すと、有栖

川宮熾仁親王、同威仁親王、伏見宮貞愛親王、東伏見宮嘉彰親王、北白川宮能久親王の五殿下であつた。歳末には畏多いことであるが、紅葉館に御籠招を蒙つて、難有き御沙汰を拜して居た。又地方官會議に上京した地方官に於ては、當時地方人が民權民權の聲を盲信して居るので、此を緩和する學說は無きやと思ふて居る際、宛もよし、當時の内務卿山田顯義伯は、本書の出版を熱望された人であつたので本書を地方官に見せられたから、地方官は大に喜び、歸任の際には、何十部と云ふ位各官之を持ち歸つて、縣官、郡長等に之を頒布し、又地方管下人民への訓示資料としたから、此の「政治論略」は日本全國に普及して講讀せられた。

近頃佐々木高行侯の日記を主として記述した「明治聖上と臣高行」と云ふ書を読んだが、其内に明治十四年一月元老院副議長たりし侯が、有栖川熾仁親王宮に言上せられ文言が引用せられて居るが、侯は宮に

今日民權家と申せば、内閣にては悉く急進漸進兩論者共に一視するやう一般に心得て居るゆへ、少しく時勢に眼を注ぐ者は、政府が守舊主義で、明治八年の聖勅に違ふやう考へ、疑惑を抱いて居ります。高行なども局外者に對して、政府の意のある所を答へかぬる場合があります。政府も眞に守舊主義で封建の政體を以て進むのではない事は、信ずる所であるが、何分判然と國是の一定をなさぬので、政府部内でさへ、各自の意見が扞格し、統一されて居ないやうに見えます、されば一日も早く國是の確立をせなければ急激なる民權黨の爲め、恐るべき結果を生ぜんも測り難い。既に民約憲法論者も夥しいやう聞きます、就ては明治八年の聖勅の御趣旨に基き、判然と國是を確立するが急務と存じます。千七百三十年に生れたる英國のエドモンド・ボルクが、佛國革命の弊害を見て、大に政治の主義を論じたるを見るに、我國今日の國是一定には、參考として讀むに有益のもの認め、元老院にて金子堅太郎に命じて翻譯させて居ります。殿下には此の書を御一



覽あり、政府の方針を立てさせ給はんことを、希望仕りまする、如何思召されませうか。宮の御答へに

尤も、いづれ主義を立てずばなるまい。今のまゝの組織では、不都合の甚、大に改革するであらう。と。出版當時の事情を知るに足る資料である。

是に依て之を見れば政治論略は、上は皇族より下は國民に至る迄、苟くも心を政治に傾くる人々は、之を披讀したものである。是れ即ち當時に於ける過激なる「民約論」の鋭鋒を防禦して、穩健著實なる政論の根據を培養したるものと謂ふべきである。(明治文化第六卷第一號)

自由黨に次いで起りしは、明治十五年二月の大坂の『立憲政黨』であり、同年三月『九州改進黨』が組織せられた、これは改進黨の名はあるも、後の大隈の改進黨と異り、自由黨の別働隊であつた。

一方、明治十四年の政變に際し野に下りたる連中が、大隈を中心として、明治十五年三月立憲改進黨を組織した。その政綱に

夫ノ陋見ニ惑ヒ徒ラニ守舊ヲ主トシ、彼ノ急躁ヲ競ヒ好ンデ激昂ヲ務ムルモノ、如キハ、我黨ノ卻ケテ共ニ其翼望ヲ與ニセザルモノナリ。我黨ハ實ニ順正ノ手段ニ依テ我政治ヲ改良シ、着實ノ方便ヲ以テ之ヲ前進スルヲランコトヲ冀望ス。

との一節がある。英國流の自由主義に據るといふのである。その組織は智識階級を中心として、穩健著實主義で進まうといふのである。これが地方の有志を中心として猛進しようといふ自由黨と色彩を異にする所で、共同の敵を控へながら、後來永く相反撥し居つた所以である。これは少し比較は失するか、現今の社會民衆黨と勞農黨

との關係に、稍似通つた點があるともいへる。

斯くて改進黨は大隈重信推されて總理となり、小野梓、牟田口元學、春木義彰、選ばれて幹事となつた。以上の自由、改進黨の二黨に對し、起つたのは明治十五年三月に成立したる立憲帝政黨である。

これは在朝の伊藤博文、井上馨、山田顯義等に依り主唱せられ、福地源一郎、丸山作樂、水野寅次郎、岡本武雄等が表面に立ち、國家主義を標榜して組織されたのである。自由黨改進黨が左翼ならば、これは右翼の御用黨であつたのである。

これ等の三黨、各機關新聞を有し、論陣を張り、演說會を開き、政界は活機横溢した。その第一の論點は、自由黨の國約憲法論(國民議會にて憲法草案を議すること)と帝政黨の欽定憲法論(天皇親裁の憲法)であり、第二は主權論で、帝政黨は主權在君論を唱へ、自由黨は主權在民論であり、改進黨は、主權は君主と議會とに在り、を主張した。

その中、議論としては、東京日々新聞に據る福地の筆と、帝國大學に在つた渡邊德積、關直彦等の筆と共に帝政黨の論鋒は一段の冴へを見せたのであつた。が政黨としては、最も影が薄かつたのである。

更に根本的の議論としては、前に明治七年に「國體新論」を著はして、天賦人權を主張した加藤弘之が「人權新説」を著はし、進化論を主張し、天賦人權説は蜃氣樓の如しと述ぶるに至つて、反對論も亦た盛んなるに至つたのである。當時の政論を極めて大雜把に概論すれば、改進黨は英國流で、自由黨は佛蘭西流であつた。而して獨逸流は帝政黨であるべきであるが、此黨には獨逸學者は居なかつた。しかし此獨逸流は漸次、官僚間に喜ばれて、憲法制定の背景を爲すに至つたのである。



この頃となりては各地に政黨が勃興した。

自由黨系

- 岳南自由黨 (静岡)
- 海南自由黨 (高知)
- 但馬自由黨 (但馬)
- 淡路自由黨 (淡路)
- 愛知自由黨 (愛知)
- 三陽自由黨 (三河)
- 大津自由黨 (近江)
- 石陽自由黨 (石見)
- 頸城三郡自由黨 (越後)
- 自治黨 (越中)
- 東北七州自由黨
- 兵庫改進黨 (兵庫)
- 静岡改進黨 (静岡)
- 水戸改進黨 (茨城)
- 若越改進黨 (福井)
- 越中改進黨 (越中)

改進黨系

帝政黨系

- 大分改進黨 (大分)
- 秋田改進黨 (秋田)
- 新潟改進黨 (新潟)
- 柳川改進黨 (福岡)
- 紫 涇 會 (熊本)
- 宮津漸進黨 (丹後)
- 立憲中正黨 (東京)
- 扶桑立憲帝政黨 (東京)
- 中正會 (岡山)
- 立憲保守黨 (山梨)
- 高陽立憲帝政黨 (土佐)
- 公議政黨 (熊本)
- 立憲眞正黨 (金澤)
- 立憲帝政黨 (筑前)
- 能奥自由改進黨 (能登)
- 博 愛 黨 (鹿児島)
- 慮 愛 會 (越前)

其他



先愛會  
 扶植會(愛媛)  
 同友會(和歌山)  
 知憲會(福井)

この頃の政界を冷靜に回想した内田魯庵翁の記述は、寸鐵殺人の概があり、且つは魯庵翁の政治記事は頗る珍らしいから、左に掲ぐる。

其頃の自由民権といふは、幕末の尊王攘夷の浪人氣分に、佐倉宗五郎的の百姓一揆直訴氣分を加味した反政府の運動であつて、自由民権を馬印としてゐても、其の言葉の内容はホントウに理解してゐなかつたし、又ドウでも宜かつたのである。唯權威に反抗して悲憤慷慨し、大聲壯語して反政府の氣勢を煽るを快とする。劍舞でもするやうなツモリの政治運動であつたのだ(尤も自由民権に限らず、政治運動もものは、大抵五十歩百歩のお祭り騒ぎで、主義や主張はミコンを擔ぐワツシヨワツシヨの懸聲に過ぎないものだ。今でも昔でも)

明治何年頃たつたが忘れたが(尾佐竹君は能く御存じだらう)タシカ西南戦争後間も無くだつた。太政官の門前で直訴の建白書を懐ろにして割腹した地方有志者があつた。此の事件の顛末は忘れたが、恐ろしい世の中になつたといふ恐怖の印象が残つて居る。其頃が自由民権の叫びの最も盛んな頃で、夫より数年後の岐阜の遭難の頃は自由民権は最早田舎の政治論であつた。都會では自由民権ナド、いふ言葉はモウ黴が生ゑてゐた。同じ政論でも内容のある説が喜ばれて、空虚な自由民権論などに耳を傾けるものは無かつた。

が、地方では悲憤慷慨や大聲壯語が俚耳に入り易いから、空虚な自由民権論はイツマデも喜ばれて、多分明治

二十三年の國會開設の頃までも續いたらう。封建時代の豪士氣分や百姓一揆の強訴氣分から自由民権の熱烈な叫びに共鳴して矢鱈と政府に喰つて掛り、演説が面白くて先祖代々の田地まで賣つて了ひ、半世の政治運動で收穫したものは、タダ鼻の下の髻だけであるといふ奇談は到る處で聞かされる奇談であつた。今日の政友會の故老と稱されるものは、大抵先祖代々の田地を鼻の下の髻に換へたお仲間の生き残りである。

が、其頃の地方の知事の勢力といつたら、今の大臣どころでは無かつた。知事の管轄地内を巡回する時などは、土下座をして出迎へもすれば、又土下座を強壓したものだ。封建時代のお代官の權威と維新の浪人の蠻力を加へた暴威を振り、何の事は無い、熊の膽と唐辛子とを混ぜて無理に口へ押込むやうな暴政を布くものもあつたのだから、人民も亦眼を白黒して多少の氣骨ある有志家氣分のもものは、自由民権の叫びを擧げざるを得なかつた。云々

私は少年時代餘り政治に興味が無く、周圍にも亦政治に熱狂するものが無かつたから、記憶が臆氣で餘り印象に残つてゐるものが無い。自由民権の聲は頗る盛んで、近事評論だの、扶桑新誌だのといふ極端な猛烈な違言議論を侃諤した政論雑誌もあつたが、帝都のは言論だけで、自由民権の直接行動となつて火花を散らし、鼎鑊館よりも甘き壯烈なキヤタストロフを演じたのは重に地方であつた云々(「新舊時代」第二巻第四、五號自由民権の憶出)

また當時活動した吉田正春の談に

今から公平に考へて見ると、一口に自由民権と云つても、士族民権と平民民権との區別が見えて居た。明瞭にさうなつて居るのではないが呼吸の合はぬ所があつたのである、云々とあるのは研究すべき點である。



また中村太八郎氏の面白い觀察がある。

自由民権論は、もと佛國の思想に由來するものであるが、然しあれほど全國的に盛になつたのは、一面に於て一種の英雄崇拜熱が餘程大きく手傳つてゐるからだと思ふ。官尊民卑の極端だつた當時は、郡長ぐらゐの役人ですら人民とは同席で話をしないのを當然とし、縣令に面會するには縣會議員の紹介を要するといつた様なわけで、抑々誰某と同席で話が出来るといふことが、謂はゞ偉らさの標準を示す程であつた。従つて偉らい人なれば偉らい程、庶民などには目も呉れないものと一般には信じられてゐた。然るに自由黨の板垣、後藤象二郎の如き參議の位置に在る人々が、而かも同席で話をして呉れるといふのだから、庶民から尊敬を受けるのも無理はない。殊に後藤伯は人扱の上手な人で、田舎から上京する代表者などを堂々たる高輪の邸に招いて優待したものだ。明治二十年有名な大同團結が出来た當時、よく後藤邸の洋館大理石の階段に、齒の缺けた足駄が散らばつて居たのを今に記憶してゐる。斯ふいふことから餘程強い感化を及ぼした結果、自由黨が田舎に、そして全國的にあれ丈けの根を下ろすに至つたのではなからうか云々(明治文化研究 第四卷第七號)

これは確かに一面の觀察である。英雄崇拜熱といふ程でなくとも、ホスピタルといふか物珍らしとでもいふべきか、交通不便な時代に、永く仙國へ出ることを禁ぜられて居つた、従つて知識慾にも渴して居つたとき、中央の大官から新しき説を聞くといふことは、非常に地方人を惹きつけるためである。しかもそれが多年泣く子と地頭に勝たれぬとのあきらめと、絶対服従を強いられて居つた官憲に對し、公然堂々と攻撃するといふことは、青年の血を沸かしたのである。今でこそ大臣次官等への面會は利権運動と極つて居るが、その以前は、所謂敬意を表すといふ丈けで、何等の内容なく面會すれば宜かつた、更にその以前は所謂、嚙咳に接すといふ程度であつたも

のが、それがその大官より意を迎へて呉れるといふのであるから地方有志たるもの有頂天となつた筈である。

この地方遊説中、全國民に最も大なる衝動を與へたのは、板垣退助岐阜遭難事件である。

明治十五年三月、自由黨總理板垣退助は東海道の遊説に就き、静岡、名古屋を経て、四月六日岐阜金華山麓なる神道中教院に於て大演説を爲し、將に立脚を出でんとするとき、愛和縣の小學校教員相原尙斐に襲はれたが傷は幸ひに淺かつた。此報一度達するや、全國の自由黨員は電馳して岐阜に集り、これ政府が手を廻して板垣總理を殺さんとしたものなりとて慷慨激越、意氣正に天を衝くの概があつた。此時板垣が刺客を睥睨して「板垣死すとも自由は死せず」と一喝した、との挿話は天籟の如く傳はり、岐阜は思想界の靈地と呼ばれ、板垣の聲望は絶頂に達したのであつた。後年板垣の晩年の落莫たるや世人は若し、岐阜のとき死せしならば自由の神と祭られしならんにと悲んだのも故ありである。

變報東京に達するや、後藤象二郎は、余は板垣の屍體を壇上に横へて吊演説を爲さんとて、アントニーを氣取れば、岐阜にある一派は士氣の激越に乗じ、名古屋監獄を破壊し、囚徒を放つて名古屋鐘臺を攻略せんと企て、バスチルの破壊を夢るものあり、刺客が出獄するや板垣邸に於て、自由黨員立會の上にて謝罪する場あり、凡てが芝居が、つて居るが、しかし當時はいづれも、極めて眞面目で眞劍であつた。懐へば面白い時代であつた。また、この時板垣の傷を診察した愛知病院長たりし青年醫師が、後年政界官界の大立者となりし後藤新平であつたこともこの事件の談柄に華を添へるのである。

この事件の顛末は拙著『明治 秘史 疑獄難獄』に於て述べてあるから参照せられたい。特に有名なる「板垣死すとも自由は死せず」の語に付ては、多少の考察を加へてあるから、これまた注意せられたい。



## 第十二章 伊藤博文の歐行

明治十四年の大詔煥發あるや、政府に於ても憲法制定に着手せねばならぬから、先づ翌十五年二月二十四日、三條太政大臣、有栖川左大臣、岩倉右大臣より奉答書を上つた。その中に

蓋立憲ノ大綱ハ國會ヲ開設スルニ在リ、國會ノ用ハ衆思ノ嚮フ所ヲ探ルニ在リ。故ニ國會既ニ開キテ而テ人心潰裂奔蕩收拾シ難キニ至テハ、成典明條アリト雖、以テ之ガ防ヲ爲スニ足ラズ。世道ノ變ハ常ニ人心ニ因ル。憲法ノ行ハル、ト行ハレザルト、其永久易ハラザルト、變動常ナキト、專ラ人心ノ向背何如ト視ルナリ。故ニ國家治ヲ制スルノ道、他ナシ。善ク人心ヲ制スルニ在ルノミ。方今政府ハ漸進ヲ以テ標準トス。而テ天下ノ人心ハ反テ急躁ヲ喜ブ、上下ノ情往々背キテ相馳ス。蓋我國民ノ前日ニ於ケル、舊俗自ラ安ンジ、狹陋ニシテ外ヲ賤ミ、數百年ノ間相因テ習ヲ成シタリシニ、一朝其樊圍ヲ脱シ外國ト交際スルニ及テ、其勢遽ニ一偏ニ競争シ、進爲ニ急躁シ、前事ト相反動スルニ至リ、加フルニ歐洲過激ノ政論先づ都鄙ニ浸染シ、青年子弟新奇ニ心醉シテ迷フテ返ルコトヲ知ラザル者、滔々トシテ皆是ナリ。今ノ勢ニ由テ往クトキハ、其ノ或ハ大局ヲ敗リ大本ヲ傷ツケ、寢クニ挽回スベカラザルニ至ルモ亦測ルベカラズ。此レ臣等實ニ日夜寒心シテ措クコト能ハザル所ナリ云々

との一節あり、而して、皇室財産は國庫と區別の事、華族を教養して將來上院を組織せしむること、士族の安撫、行政、會計のことを述べてある。

また此頃岩倉は皇室財産に關し建議する所があつたが、その一節に

夫レ率土ノ濱王土ニ非ザルコトナキハ我建國ノ體ナリ。然ルニ明治五年人民ニ土地所有ノ權ヲ與ヘラレテヨリ、人民各自其土地ヲ私有シ、政府ヲ維持スルニ其租稅ヲ納ル、コトヲ以テス。於是人民參政權ノ進取ヲ論ズルモノ輩出シ、隨テ憲法建定ノ期ヲ促セリ。乃チ眼睚ヲ合セテ國會開設以後我邦ノ景況如何ヲ冥想スルニ、激進ノ民權論ハ常ニ其適當ノ程度ヲ超過スルガ故ニ、非政府ノ論議ハ益其勢力ヲ得可ク、而テ人民自治ヲ務メズシテ自由ヲ求メ、官民乖離ノ情況ハ、今日ノ府縣會議ヲ以テ之ヲ推察スルニ足ルベシ。然ル後ハ民權論次第ニ激進シ、憲法ノ明文其力ヲ實際ニ保ツコト能ハズ、天子ト雖國會ニ左右セラレ、皇位ハ有レドモ無キガ如ク、大權遂ニ其鈞石ヲ失ヒ、萬世不易ノ國體ヲ損シ、外ハ其侮ヲ受ケ、内ハ其民ヲ安ズルコト能ハザルニ至ラン。此事ノ必無ヲ今日ニ保證スルハ甚ダ難シ。

といふのがある。こんな心配があればこそ、民論を彈壓したのも成程と思はれる。而して

憲法ノ力ヲ保ツガ爲ニハ、其實質即チ、皇室ノ財産ヲ富贖ニシテ、陸海軍ノ經費等ハ悉皆皇室財産ノ歲入ヲ以テ支辨スルニ足ラシム可シ云々

大權ノ鈞石ヲ失ハザラント欲セバ國民ノ財産ト皇室ノ財産トヲシテ大差等ナカラシムルニ在リ云々

我邦ノ法、古來皇室ハ全國ヲ奄有シ、人民ハ尺寸ノ私地アルコトナシ。然ルニ明治五年以來土地ニ官有民有ノ區別ヲ判然立テタリ。夫レ官府ナル者ハ即チ朝廷ニシテ、朝廷ハ即チ皇室施政ノ明堂ナリ。故ニ今ノ官有地ヲ舉テ悉皆皇室領トナスニ於テ誰カ異議ヲ其間ニ挿ム者アラシム云々

といふのがある。明治五年の土地所有權制は餘程不服と見へる。しかしこれを許した以上は仕方が無い。皇室と



軍隊を固むべしといふ結論になるのである。これでは明治八年の聖詔にも不服はあつた筈である。しかし強いて岩倉の時勢に後れたのを攻撃するのは當らない。皇室と軍隊は政争の外に置くべしといふ意見を、議會の外に置くべしと表現したのに過ぎないのである。國防は政務の外に在り、軍縮會議に委員を出すのは聖旨に反すとの意見を堂々と述べた貴族院議員が、近年あつたことを考ふると、岩倉の意見の方が、頗る進んで居るのである。そこで、どうしても憲法を制定せねばならぬとすると、その適任者は伊藤博文といふことになる。これは必らずしも憲法學者といふ意味でなくとも、この明治十四年の政變の中心人物であり、恐らくは大詔奏請者の一人であつたらうと想像される伊藤が、當の責任者といふことになる。實際この頃迄の伊藤の憲法知識は別に際立つて優れて居るといふ點はなかつた。寧ろ在朝者の憲法意見といふのは實際井上毅の意見が、大部分を占めて居る。しかし井上の地位は卑く、伊藤は兎に角新知識であるからといふ點で矚目されたのであらう。また伊藤自身も大隈に出し抜かれたから、自分も一つ立派な憲法を造つて見ようといふ抱負もあつたのであらう。

斯くして、伊藤が天命を帯びて歐羅巴に派遣されることになるのであるが、こゝにちよつと疑問になるのは、洋行萬能のこの頃に、これ迄何故、憲法取調の爲め派遣されたものは無かつたかといふ點である。これは政府部内に於ても本氣に憲法制定の意が無かつたからと見るのも一理由であらう。たま今回は明治二十三年を期し、その間の十年の豫備期間があるから、十分研究の餘地があるから西洋も見て調査すべしといふ意見も出るのである、その前の元老院等の時代には、寧ろ成るべく早くといふ意嚮であり、それに顧問に外國人もあるからといふことも、海外派遣の議の起らなかつたのであらうが、最大原因としては、我國體は萬國に冠絶するから、我國特有の憲法を造らざるべからず、敢て他國を見る必要はないといふ意見が有力であつたからであらう。しかし、この頃

となつては、民間の議論は、凡て外國流であり、在朝者の議論もそうであつたから、縱令日本特有の憲法を造るにしても、外國憲法を参照するの要はあるといふ風になつて、遂に伊藤の派遣となつたのであらう。明治十五年三月三日、伊藤博文に對し、左の詔旨を賜はつた。

參議 伊藤 博文

朕明治十四年十月十二日ノ詔旨ヲ履ミ立憲ノ政體ヲ大成スルノ規模ハ固ヨリ一定スル所アリト雖其經營措畫ニ至テハ各國ノ政治ヲ斟酌シテ以テ採擇ニ備フルノ要用アルカ爲メ今爾ヲシテ歐洲立憲ノ各國ニ至リ其政府又ハ碩學ノ士ト相接シ其組織及實際ノ情形ニ至ルマテ觀察シテ餘蘊ナカラシメントス茲ニ爾ヲ以テ特派理事ノ任ニ當ラシメ爾カ萬里ノ行ヲ勞トセスシテ此重任ヲ負擔シ歸朝スルヲ期ス

明治十五年三月三日

奉勅

太政大臣從一位勳一等 三條 實美

これには別に訓條がある。

參議 伊藤 博文

一、歐洲各立憲君主國ノ憲法ニ就キ其淵源ヲ兼テ其沿革ヲ考ヘ其現行ノ實況ヲ視利害得失ノ在ル所ヲ研究スヘキ事

一、皇室ノ諸特權ノ事

一、皇室并皇族財産ノ事

一、内閣ノ組織并立法行政司法及外交ノ事ニ關スル職權ノ事

第十二章 伊藤博文の歐行



- 一、内閣ノ責任法ノ事
- 一、内閣大臣ト上下兩院トノ間ニ存スル諸關係ノ事
- 一、内閣ノ事務取扱手續ノ事
- 一、上院及下院組織ノ事
- 一、貴族ノ制度特權ノ事
- 一、上院及下院ノ權限并事務取扱手續ノ事
- 一、上院及下院ニ關スル皇室ノ特權ノ事
- 一、上院及下院ノ開閉解散并延會ノ事
- 一、上院及下院ノ自由政論ノ事
- 一、上院及下院ノ特權ニ關スル爭議ノ事
- 一、議事規則ノ事
- 一、皇室ヨリ上下兩院議員待遇ノ事
- 一、上下兩院ノ間ニ存スル諸關係ノ事
- 一、議案ヲ發スルノ所并諸議案ノ事
- 一、上下兩院ニ於テ會計豫算ヲ議定シ若クハ決算ヲ查覈スル方法ノ事
- 一、上下兩院司法權ノ事
- 一、諸請願若クハ行政裁判ノ事

- 一、上下兩院議員ノ資格并選舉法ノ事
- 一、法律及行政規則分界ノ事
- 一、各省ノ組織權限ノ事
- 一、各省ト上下兩院トノ間ニ存スル諸關係ノ事
- 一、各省ト地方官トノ關係ノ事
- 一、司法官ノ進退黜陟ノ事
- 一、司法官ト上下兩院トノ關係ノ事
- 一、諸官ノ責任及進退ノ事
- 一、諸官養老特典ノ事
- 一、地方制度ノ事

明治十五年三月三日

太政大臣 三條實美

また、三條は勅旨を奉じて、衆參議に對し、國會開設の準備に關し、意見を上申すべきことを達した。その一節に抑國會開設期スルニ二十三年ヲ以テスルハ年間短クシテ準備整ハサルノ議喋々異論アリシコトナリとある。民間には議會即行論が有力であるのに、在朝者間には十年の期間猶ほ短しとの議論があつたと見へる。これは民間黨に政權を渡さずに、在朝者間丈で、換言すれば藩閥だけで、政黨的訓練を経て、民間黨に對抗するには短か過ぎるといふのであつたらう。といふよりは寧ろ、前途に目算がつかぬから危惧の念に打たれ、成らうことなら、無期延期、或は調査々々で日を過ぎたい腹があつたからであらう。



そこで参議大木喬任、伊藤博文以下各参議は連署して、

外ニ在ル者ハカヲ外ニ效シ内ニ在ル者ハカヲ内ニ盡シ晝夜黽勉誓テ其成功ヲ奏センコトヲ期ス云々  
と奉答して居る、恰も往年岩倉一行が歐米に派遣せらるゝや、留守内閣が方針を變更せざることを約したと同様である。これは伊藤の要求であつたらうが、民間黨に當る爲めに鞏固なる一致内閣を必要としたことも重大なる理由であつたらう。

こゝに言葉だけの問題であるが、この頃となつては、民選議院といふ語は國會となり、國憲といふ語が憲法となつて居る。しかし國憲の語は後の教育勅語にも用ひられて居る如く、全然廢語となつたのではない。否寧ろ、憲法調査の爲めに伊藤が派遣せられて居る一方、別に國憲調査が元老院に於て、依然として行はれて居るといふ妙な現象がある。前掲伊藤に對する勅旨にも、元老院との關係が現はれて居らぬ。

曩に述べた如く元老院の國憲按が明治十三年七月に報告されて居るが、その翌月、岩倉はこれに不服で、國憲審査局を置くの議を建議して居る。

臣伏テ惟ルニ、陛下登極ノ初、夙ニ宇内ノ形勢ヲ察シ、非常ノ改革ヲ行ヒ、誓フニ五事ヲ以テシ、大ニ皇紀ヲ張り維新ノ鴻業ヲ創ム。萬機誓文ノ旨ニ據ラザルナシ。明治八年四月十四日、元老院ヲ置キ、大審院ヲ置キ、漸次立憲政體ヲ立テ給フノ詔アリ、同九年九月七日元老院議長熾仁親王ヲ御學問所ニ召サレ、國憲草案起創ヲ命ゼラル。臣侍坐シ親シク勅語ヲ拜承セリ。繼テ刑法ヲ改定シ治罪法ヲ立テラレ、現今布告セラレ、ニ至ル。今將ニ訴訟民法亦成ントス。漸次五法ヲ始、各種ノ法律ヲ全備シ以テ立憲政體ノ實ヲ舉ゲ給フ事ヲ恐察ス。抑モ立憲政體ノ大木ハ獨リ國憲ニ在リ、譬バ猶木ノ根ノ如ク、車ノ軸ノ如シ、國憲立テ五法憑テ以テ行ハルベ

ク、國會亦以テ立ツベシ。故ニ國憲ハ五法ノ根軸、上下休戚ノ係ル所、實ニ國家ノ重典ナリ。方今元老院奉命スル所ノ法案ヲ上奏セントス。臣之ヲ觀ルニ其體ヲ得ルト雖モ、恐クハ未ダ全備トセズ、且他ノ法律ニ關スル條ノ如キハ更ニ審議セザルヲ得ズ。宜シク太政官中、國憲審査ノ局ヲ置キ、元老院ヲ始、文武百官中ヨリ大凡ソ四五十名ヲ勅撰セラレ審査委員ニ任ジ總裁ヲ立テ、之ヲ總理シ、廣ク歐洲各國ノ成法ヲ斟酌シ、其布告式ニ至ル迄、精細調査セシメ大成全備シ、遺漏ナカルベシ。且全國人民此舉アルヲ聞カバ、明カニ歡應ノ在所ヲ知り、政事ノ大局ヲ解シ、地方官ノ訓告ヲ體シ、増産業ヲ勵シ、愈知識ヲ研キ、興起スル所アツテ方向ヲ誤ラザルニ庶幾ラン乎。且國憲ハ上下遵守スベキ重典ナルヲ以テ、宜シク布告ノ時ニ至リ、全國ヨリ特別ノ代議士ヲ徵集シ、廣ク其公論ヲ採リ撰定セラルベシト雖モ、其事ノ如キハ其期ニ至リ、尙言上スル所アルベシ。謹テ奏聞シ、伏テ勅旨ヲ候フ臣具視恐惶再拜

明治十三年八月

然るにも拘はらず、元老院は更に明治十三年十二月に國憲按を上呈して居ることは、前述せる如くである。そこでいろく、経緯もあつたと見へ、明治十四年三月二十三日

今般國憲取調局ヲ閉ヂ更ニ編纂局ヲ置候、此段相達候事

との元老院達が出て居る。そして前述の如く此頃より各参議の意見を徴してある。これで一應、元老院の國憲按は廢案となつた譯である。而してこの編纂局といふのは國憲と冠して無いのであるから、單純なる法典等を編纂する所となつたようであるが、しかし憲法の事も調査して居ると見へ、伊藤博文が一方憲法を起草しつゝある明治十七年九月にも猶ほ元老院は、外務省へ對し、



歐米各國議院ノ制規其他憲法ニ關スル事件等本院參考ノ爲メ從來調査致居候處、猶實地ニ就キ取調候半テハ明瞭致サ、ル事項モ間々有之候折柄、今般九鬼全權公使米國駐劄相成候ニ付テハ本院ニ於テ調査難行屆事項有之候節ハ、時々箇條書ヲ以テ問合申度候間、詳細御報告相成候様致度。右ハ同公使ニ於テハ極メテ御手數ノ至リトハ存候得共、兼テ本院事務ノ實況熟知相成居候事ニモ有之、旁以テ依頼致度儀ニ有之候、此段豫テ同公使ヘ御示談置相成度、御依頼旁及御照會候也。

追テ本院ニ於テ調査ノ爲メ有用ト認メラレ候新刊書籍有之候節ハ詳細承知致度、且官府ノ印行ニ係リ民間ニ於テ實買不致分ハ可成御請求御交付ノ程相望候間、是又公使ヘ御示談置相成度、此段添テ及御依頼候也。との照會があつたのを見るも、元老院もなかく研究し居つたものと見へる。

前既に述べた如くどうも、元老院は始めから、伊藤と意見が合つて居らぬ、それに明治十四年の大詔煥發と共に伊藤は參事院を設けて、その議長となつたが、これは元老院の權限に食ひ入つたものである。然るに、その上更に、元老院案を別にして、自ら取調の爲めに出張するといふのであるから、元老院の面白く感ぜなかつたのは當然である。そこで伊藤に負けずに研究だけはして居つたと見るべきである。

更に明治二十年頃に、元老院議官尾崎三郎が起草し、三浦安、箕作麟祥、細川潤次郎、大給恒の賛成連名で、「憲法議案ヲ下附セラレン事ヲ奏請スル意見書」を提出した、その一節に

幸ヒ本院護法ノ職ニ備ル、宜シク先ツ法案ヲ本院ニ下附シ審議セシメラルヘシ。抑モ國會憲法ノ如キハ、國家未嘗有ノ大典ニシテ尋常法律ノ如ク、區々タル旬日又ハ數月ノ能ク審査スヘキモノニ非ザルハ論ヲ待タス。上下ヲシテ此ノ新設未嘗有ノ大典ニ於テ始メヨリ不端ヲ懷カシメ、終ニ以テ向キノ所謂乖離ノ不祥ニ落チ入ラン

コト豈ニ寒心セサルヘケンヤ。仰キ願クハ速ニ憲法國會ノ法案ヲ本院ニ付セラレンコトヲ、謹テ奏議進止ヲ取ル。

とあり、又同、鳥尾小彌太、起草し岡内重俊、原田一道、加藤弘之、楨村正直、林友幸、津田真道連署の「元老院章程ニ關スル意見書」に、國家の法律は凡て元老院の議事を終べく、否決されたるものは陛下の裁可を乞ふを得ざる事等外數件を上申して居る。これは元老院創設當時より元老院側の主張して容られなかつたところであるのを、右の上書と同時にその勢を添ふる爲めに上申せられたのである。

即ち元老院は飽迄、憲法審査を主張し、伊藤に鼻を明かせんとした魂膽の如くに見ゆるのである。猶ほ金子堅太郎子の談に

是れより先き寺島元老院議長は以爲く、伊藤が外國へ行つて調べた處が、どうせ碌な物は出来ない。憲法は國體に適したものでなければいけないから、自分は内に在りて立派な憲法を作り上げたいと云ふので、熱心に之が調査に着手したが、何を云つても憲法は我邦最初の試みである。何うしても外國の憲法を見なくては了解し兼ねる點があると云ふので、自分も外國に行きたくなつた。米國公使の空位があつたので、自ら進んで駐米公使となつた、而して佐野常民が代つて元老院議長となつた。云々(政界側面史)

とある。以てその間の消息を窺知することが出来る。免に角、こんな關係もあり、元老院案とは別物なるを示す爲め、その頃漸次用ゐられて居つた、憲法なる成語を採つて、國憲なる語を用ゐなかつたものと想像される。こんなことは、兎も角として、苟も元老院の國憲按があるから、これは無視する譯には行かぬ。これに付ては金子堅太郎子の談に



伊藤公が元老院カラ上奏ニナツテ居ル國憲ノ草案ヲ御覽ニナツテ見ルト、ナカク之ヲ直グ日本ニ行フトイフ譯ニハイカナナイ、併シ此國憲ノ草案ハ、柳原、福羽、中島、細川ノ四議官ガ主腦トナリテ、多數ノ學者ヲ集メテ研究サレタ事故、當時ニ於テハ、ナカナカ能ク出來テ居ル、殊ニ國憲ハ國政運用ノ大體ヲ擱ンデ細目ニ亘ラズ、又日本ノ國體ヲ土臺トシテ歐米ノ憲法ヲ採用セラレテ、ナカナカ能ク出來テ居ル。然ルニ伊藤公ノ眼ニハ、マダ此草案デハ我國ノ實際ニ行ハレヌ。ソレハドウイフ箇條カト言ヘバ、多々ゴザイマスケレドモ、先ヅ第一ニ、帝室ノ費用ヲ毎年議會ノ議決ヲ經テ法律ヲ以テ發布スルトイフコトニナツテ居ルガ、是ハ、英吉利ノ如キハソレデモ宜ウゴザイマセウガ、我が日本ノ國體ニハ適當セヌ、此頃ハ餘程英國ノ憲法論ニカブレテ居ル、當時ノ學者ハ「アルフヒヤーストツド」ノ英吉利ノ憲法論ヲ讀ンダモノデスカラ、ドウシテモ英吉利風ニナツテ居ル、モウ一ハ第四篇第一章第一條ヲ見マス、皇帝、元老院及代議院合同シテ立法ノ權ヲ行フト書イテアル。是ハ純粹ノ英吉利流乃チ「キングインパーリヤメント」ト言フ英國ノ憲法政治ノ原則デ、皇帝ト代議院ト協定シテ立法ノ權ヲ行フト云フコトデアルニ依テ是ハ日本ノ國體ニハ如何カト伊藤公ハ疑ヲ懷カレタ。又天子ニ對シテモ支那流ノ皇帝トイフ字ヲ用ヒテ何ノ爲ニ我が日本ニテ用ヒ來リタル天皇ト書カヌカ、ソレカラ第四篇ノ第四章ヲ見マス、兩院ハ大臣ヲ彈劾スルコトヲ得トアツテ、其彈劾ハ兩院デスルニアラズシテ大審院デスルト書ヒテアル。是等ノ箇條ヲ段々伊藤公ガ研究サレタ結果、元老院ヨリ上奏ニナツタ草案ハ餘程英吉利流義ニ出來テ居ルカラ、我日本ノ國體ニハ適ハヌ點ガ多々アルカラ、尙ホ熟慮スベキモノダトイフ伊藤公ノ意見ガ極リマシタ(帝國憲法制定之由來)

といふやうな譯で、元老院案は採用せぬことゝなつたのである。

斯くて伊藤は三月十四日、

- 太政官大書記官
- 參事院議官補兼同院書記官
- 大藏大書記官兼外務權大書記官參事院議官補
- 大藏少書記官
- 外務少書記官參事院員外議官補
- 司法省特派法律取調員判事
- 宮内省特派禮式取調員參事院議官補

其他、岩倉具定、廣橋賢光、相良頼紹、戸田氏共等を随つて出發した。

- 山崎直胤
- 伊藤巳代治
- 河島醇
- 平田東助
- 吉田正春
- 三好退藏
- 西園寺公望

### 第十三章 彈壓と暴動

國會開設の大詔は突然であつただけ、民間の運動は稍出鼻を碎かれた感があつたのも束の間、運動は一層猛烈を極めたのである。今や最高潮に達した自由民権熱は、この大詔のあつた爲め、俄かに冷靜に歸つて徐に憲法を研究するといふやうな譯には行かぬ。この大詔は政府側の讓歩と見て、この勢に乗じて議會即行論を主張した、それ程でなくても、この大詔に依りて全國の政治運動は急に目覺めて來た。政黨は結成される、在朝の勢力が民間に降つて大隈一派の力が新らに民論に勢を添へる。これ等は憲政の發達に採つては喜ぶべき現象ではあるが、



在朝者には喜ばれない。これは國家の爲め憂ふべきなりとの錯覺から、次いでこれを彈壓することが國家に忠なる所以なりと誤解する。誤つたる正義觀念こそ猛烈に大膽に行動されるのが常である。これに對する民間の運動も、封建武力の環境に育つた人々か然らずんば政黨的訓練の無き集團である。政府者には益々危険團體と映るのである。さなきだに權威に反抗するを快とせる青年の容氣は新に解放されたる政治運動に向つて突進し、國會開設の政治目標が定つては層一層狂奔する、形式論理の巧妙は喜ぶが本來は漢學的素養である。その理論は歐米流であるが、その感情は東洋的である。佛蘭西革命を詠じたる一刀兩斷君主頭の詩と風蕭々易水寒の荆軻とは共にその愛讀の詩である。亞米利加の獨立に血を沸かしたる餘り、佛蘭西革命や露國虛無黨に迄同情する。こうなつては朝野の抗争は尖鋭化せざるを得ない。彈壓に次ぐに彈壓を以てし、暴動に次ぐに暴動を以てする、所謂恐怖時代とも目すべき悲むべき時代が、憲政の光輝を前にしながら、展開せられたのである。

明治十五年六月、集會條例改正追加あり、これも必らずしも惡法ではないが、確かに民間運動鎮壓の爲めであり、その執行者が、更にこれを濫用したから、益、民論を激成せしめたのである。

同年十二月岩倉の府縣會中止の意見書が建議せられた。これ今に至る迄、岩倉の頑迷を傳ふる有名の書であるが、これは確かに當時の在朝者の一部の意見であるから、そのうちの一二節を紹介する。

明治七八年以來民心日ニ躁進ニ赴キ、上下漸ク乖離ノ狀ヲ呈シ政府ノ權威亦稍々衰フル所アルモノ、如シ。是レ一ハ創業ノ既ニ成ルヲ以テ上下恬熙苟安ノ情狀アリ、一ハ民心ノ未ダ定ラザルニ乗ジ非常ノ速力ヲ以テ西洋自由權利ノ說ヲ輸入シ之ヲ鼓舞煽動セシニ因レリ

これはそう間違つた觀察でもない。

今日ノ形勢ヲ察スルニ、憂愁無聊ノ徒始メハ其不幸ノ氣ヲ洩シテ快ヲ一時ニ取ラント欲シ、口辯紙筆ヲ利器トシテ百方無智ノ人民ヲ煽動セリ。次デ其勢漸ク増長シ、其力稍々猖獗ナルニ至テヤ猛然トシテ我取テ以テ代ルノ念ヲ生ジ、只管官府ニ抗敵シ、施政ノ障礙ヲ爲サンコトヲ是レ務メ、終ニ復タ收束シ易カラザルノ形勢ニ馴致セリ。是ヲ以テ其演説場ニ説ク所、新聞紙ニ論ズル所、專ラ罔上犯分ヲ事トシ、樹黨營私至ラザル所ナシ。思フニ佛蘭西革命ノ前時ト雖モ恐クハ此形勢ヲ距ル甚ダ遠カラザルベシ。

こゝにいふ恐怖心があつては彈壓は成程と思はれる。それから明治八年の聖詔に對しては

抑此事タルヤ下民上ヲ罔スルノ路ヲ厲キ、大權下ニ移ルノ漸ヲ爲シ、實ニ大祖二千五百三十餘年確然不易ノ國體ヲシテ一變復回ス可ラザラシムルノ原因タルノ虞アリ

開拓使拂下事件に付ては

此ノ不逞ノ徒、空拳赤手徒ニ口舌ヲ鼓シ筆管ヲ弄ス、固ヨリ三軍ノ衆アルニ非ルナリ、又銃劍ノ利器アルニ非ルナリ。然リ而シテ政府ノ岌々トシテ危ク、業々トシテ安カラザルコト、驚愕ニ堪ヘザルモノアリ。嗚呼大權下移ノ漸此ニ至テ其機ヲ察スベキナリ。

との言論の力に驚いて居る。

そして、これ皆府縣會を開き人民をして犯上の道を啓き政府を蔑視するの思想を生ぜしめたからである。故に府縣會を中止し

陸海軍及ヒ警視ノ勢威ヲ左右ニ提ケ凜然トシテ下ニ臨ミ民心ヲシテ戰慄スル所アラシムヘシ

といふのである。岩倉の頑迷を笑ふ勿れ、これは當時の在朝者一般の心裡である、これを公然として明言したのは



流石に岩倉である。ツート後年になりてもこの種の思想の頭はどこかにゴビリついて居る人士もあつたのである。この書は三條に提出したのであるが、いくらなんでも閣議にはこれを採用しなかつた。

政府者が民軍彈壓の陣容を整へて居る間に、民軍には幾多の厄難が生じた。その一は板垣退助の洋行である。

伊藤博文が憲法取調の爲め出張したる明治十五年の十一月、板垣退助、後藤象二郎は相携へて洋行の途に就いた。これには自由党内に反對が盛んであつた、自由黨の運動が緒に就いたばかりなのに、總理に洋行されては船長なきに船を進むる如きものである。是非思ひ止まらねたい。といふのであるが、一體その洋行費の出所が怪しいとの流言から、進んでこれは伊藤に買収せられたのだといふ風説が盛んとなつた。これは自由黨と快からざる改進黨系の流言であるが、事實自由黨内部でも不審の眉を擧げた。自由黨が出来上つても財政難に陥つて居る際に、數千圓の洋行費を出すといふのが腑に落ちぬ。財源も最初は華族蜂須賀茂韶の出費といふことであつたが、後には大和の富豪土倉であるといふのであつた。この洋行に付ては、吉田正春の説では

伊藤公の一行が歐洲へ出立するに際して、博文公が余に懇囑した事がある。それは後藤象二郎、板垣退助の兩伯と提携して共に國事を計り度いといふのであつた。兩伯は野に在つて自由民權論の頭目であり、政府と正反對の位地に立つて居たが、伊藤公は之を頻に憂慮して、余から後藤伯を通じて板垣伯に、早く後藤板垣共々に外國へ来るやうに、待つて居るからと勧誘したのであつた。これは政府と民論との調和を謀つたので、急進主義者が自由等の憲法取調を待たずに、過激手段に出づることを伊藤公は憂へた爲めである。それ故、板垣伯が嫌がつたのを、後藤伯が強ひて外國に連れ出し、蜂須賀茂韶侯の引資で二人共に洋行することとなつた。といふのであるが、伊藤が獨逸から出した手紙の一節には

今春本邦ヲ辭去スルノ前一日、板垣突然來リ彼ガ意表ヲ吐露シテ曰、縱令世ニ容レラレザルモ自カラ信ズル所ノ者ヲ信ジテ斃レテ而耳ト、小子之ニ答テ曰、終生一身ノ節義ヲ守ルヲ事トシテ敢テ他人ノ事ニ關與セザル者ハ然ルモ可ナリ。然レドモ其目的トスル所、苟モ世ヲ益シ、國ヲ利シ、衆人ノ先覺タラント欲スル者ハ、事國家家庶ニ關ス、必ズヤ其學問衆ニ先ズル所ナカル可カラズ。而シテ小生ガ所謂學問トハ、徒ラニ書ヲ讀ミ文ヲ解スルノ謂ニ非ズ、足下已ニ衆庶ノ先覺ヲ以テ自ラ任ジ、人心ヲ鼓舞シテ興起スル所アラシメント欲ス。奚ソ親カラ歐洲ニ遊ビ、其古今ノ沿革ヨリ政治人情風俗教化ノ基ク所ヲ推窮セザル、今日ノ風潮世ヲ擧ゲテ歐洲ヲ摸擬セントス。而シテ其實況ニ通セザル者、或ヒハ知ラズシテ衆ヲ誤ル者ナキヲ保セズト。彼頗ル卑見ヲ領容セルガ如シ。是レ小子ガ彼ト一夕談話ノ大意ナリ。

然ルニ本邦ニテ或ヒハ小子ガ彼等ヲ籠絡シテ歐洲ニ釣リ出シ、他日政府ノ困究アルニ際セバ、彼等ヲ使役シテ、官民ノ調和ヲ謀ルノ具ト爲サントスルノ計略ナリト、誣言ヲ造爲シテ世ヲ惑サントスルノ徒アルヲ聞ク、小子固ヨリ意ニ介スル所ナシト雖モ、人情世態ノ如斯ハ眞ニ可憂コトナリ。云々(續伊藤博文秘録)

といふのである。伊藤は深く關係がないようである。又費用の出所に付ては、大石正巳は後藤を詰問に及ぶと、蜂須賀侯が出すのだと云ふのぢや。蜂須賀侯は當時大名中の新智識で、夙く英國にも留學して、民權自由の空氣にも觸れて居た人だ、處が馬場とは英國留學時代から懇意なんぢや、それならばと云ふので、高輪から直ぐ蜂須賀侯の處を訪ねて、糺して見ると眞赤な嘘ぢや。例によつて後藤先生コチ等を一杯喰はした譯ぢや(政界四十年)

といふのである。そこで更に後藤を追及すると、大和土倉の出資であるといつた。



九月十八日板垣退助自由黨本部ニ出頭セリ。蓋シ參内ノ歸途ナルベシ。馬場大石兩人板垣ニ向ケ、君ノ洋行資金ハ大和ノ土倉庄三郎ヨリ借入タル旨ヲ以テ、密ニ申譯致シ居ラル、モ、其實決シテ然ラズ、全ク政府ヨリ間接ニ出テ居ルハ確然ナリト。

板垣云、是ハ以テノ外ノ事ナリ、予ハ左様ナル不都合ノ金ヲ以テ行クニアラズ、全ク土倉ノ手許ヨリ借入レタルニ相違ナシト。

馬場、大石口ヲ揃ヘテ曰ク、君ガ如何程巧ミニ申譯スルモ無益ナリ、確乎タル證據アリト。

板垣云、其ノ證據トハ如何ナルモノナリヤ。

馬場云、吾輩ハ此事ニ付其事實ヲ得ント種々苦ミタルニ、果シテ其不正ナル實ヲ得タリ、今其人ハ指名シ難ケレドモ、過日高輪ノ後藤ガ宅ニ於テ、君并ニ今村、後藤ノ三名ガ密談シ居ル所ヲ、我同志ノ者女粧シテ次ノ間ニテ、金ノ出ル所ヨリ惣テノ事マデ聞得タリ、如此確ナル證據アルニモ拘ラズ、尙曖昧ナル事ヲ話シ、逃ゲテ行カントスルカ、若シ此儘構ハズシテ行クナラバ、我全黨ニ對シ不敬モ亦タ甚シ、即チ我黨ノ賊ト云フモ可ナリ。我全黨ト君一人トハ換ヘ難シ、依テ君出發ノ日ハ道筋ヘ同志ヲ散出セシメ、斷然君ヲ刺殺スベシ（此席ニハ林包明、大井憲太郎モ居リタリ）云々（續伊藤博文秘録）

との押問答あり、翌十九日更に自由黨本部に於て、板垣、後藤に、馬場辰猪、大石正己と會し、

板垣云、外ニ聞カレテモ予ハ一向恥ル所ナシト、且ツ怒色ヲ面ニ顯シ馬場大石ニ向ヒ云ク、君等ハ昨日吐カレタルコトハ男子ノ言ニシテ、今日トテモ違フベキ所ナキ筈ナレド、本日皆ノ列席ナレバ爲念押シ置クト。云フヤ否ヤ、馬場大石怒テ曰ク、板垣、實ニ君ハ馬鹿ト云ハザルヲ得ズ、何トナレバ井上ヤ福岡等ノ奸策ニ乘リ、

僅カノ金ヲ貰ツテ洋行スル抔トハ實ニ自由黨總理ノ位置ニ居テ恥シクハナキヤ、眞ノ志士ハ之ヲ聞カバ、切齒扼腕、君ヲ生カシテ置ク者無カルベシ、之レ是レ悟ラズ、愚カニモ金ニ迷フテ洋行スルトハ呆レ果テタリ云々。是ニ於テ板垣其論議ノ順序ヲ糾シテ言ハント欲セシ際、馬場大石激立シテ腕ヲ扼リ、板垣ヲ打タントシタルニ、傍ラニ居ル者取支ヘ、板垣ノ體ニハ觸レズト云フ。其際馬場ハ猶暴言シテ曰ク、自分ハ少シモ學ナク智ナキニモ拘ラズ、人ヲ輕蔑シテ月給ヲ増シ慰メントセリ、失敬モ亦タ極マレリ。馬場辰猪ハ左様ナル腐敗ノ人間ニアラス。

此増給云々ハ、過般來馬場ガ洋行不可説ヲ主張シ、板垣ニ抵抗スルヲ以テ、既ニ新聞擔當ヲモ解カントスル迄ニ至リタルヲ、末廣ガ中間ニ入り、程能ク言ヒ做シタルヨリ、板垣ガ馬場ノ月給、是迄七十圓ナリシヲ百圓ニ増シ、矢張り新聞ヲ擔當サセントセシコトアリシヲ以テ、爾ガ云ヒシナリ云々。（同上）

右の言に井上とあるは馨、福岡とあるは孝弟である。兎に角、土倉からも金は出て居ることは相違ないが、どうも後藤の遣り方には暗い影があるやうに世間は疑惑を挾んで居る。またなかには随分穿つた想像をするものもあるが、これは單なる想像で、なんとも斷言は出来ない。

ところが、また改進黨にも似たやうな話があつたことがある。矢野文雄氏の談に曰く

佐野常民が、或る時予に對して「一寸緊要な事に就いて相談したいことがあるから來て呉れ」との事であつたので、予は何事であらうかと思ふて行つて見ると、「伊藤も歐羅巴に行かれて居ることであるし、大隈も洋行されてはどうか、一つ君から勸めて見て呉れないか。金の所はどうにでも心配するから、夫婦伴れと云ふことになると大變だから、一つ一人ででも行くやうにしては如何」と云ふことであつた。



佐野と云ふ人は極めて親切な老婆心の強い人であつたから、或は眞の親切氣で勸められたことであつたかも知れぬが、當時佐野は在朝者には極めて受けの好い人望のあつた人で、且つ矢つ張り政府の何かをして居つたと思ふ。だから政府の手と見られぬこともない。殊に金のことは何とか心配するからと云つても、佐野がそう金持では無し、大隈に對しては鍋島侯から援助さるゝなら格別、若し鍋島侯が援助されるので無いと云ふことになる、ドウしても政府の金と見るより外に仕方は無い。これはとても大隈が肯かれる譯は無いから、予は「それはお廢しなさい、到底駄目ですよ」と云つて別れ、其問題は其まゝとなつたことがある云々。

次いで起つたのが、自由黨の三菱攻撃である、これに依り、共同の敵を前にしながら、自由黨と改進黨とは、血で血を洗ふ内輪喧嘩を始め、永く藩閥をして、これに乗ぜしめたのである。兩黨が立黨のその始めに於て、既に意志の疎通しなかつた處へ、この問題を中心として公然火蓋を切つたのである。

明治初年に於ける三菱會社岩崎彌太郎の勃興は財界の驚異であつた。これが更に臺灣征伐、西南戦争の二戦役を経て急劇に膨脹し、政府の莫大なる保護と相俟つて海上王となり、其の傍若無人の態度はあらゆる方面の反感を煽つたが、更に之を嫉視したのが自由黨であつた。これは改進黨の首領大隈重信と三菱會社との特別關係より、改進黨の糧道を絶つには三菱攻撃を第一の策と考へたからであるとの説がある。それでなくても、板垣洋行問題で改進黨が自由黨を攻撃したのに對する報復であることは確かである、又これには、自由黨の最高幹部たる後藤象二郎が本來三菱とは切つても切れぬ關係にあつたのが、いつの間にか大隈が三菱と結んだを憤り、この擧に出たのであるとの説を爲すものがある。それは兎に角としても、金權政治の攻撃、富豪征伐といふ好題目はいつの時代にも、大衆の血を沸かすには持つて來いであるから、この時も自由黨客氣の士は踊躍して、奮進したのであ

る。時恰も大隈の下野に依り、後を襲ふた農商務大輔品川彌二郎は三菱會社反對の急先鋒となり、反三菱系の海運業者を團結して半官半民の運輸會社を興し、共同運輸會社と稱し、三菱と競争せしめて之を壓倒せんとしたのである。これも亦た長閥の意を受け、改進黨が藩閥攻撃の糧道を絶つ考からであるとの説がある。そして長閥と自由黨の一角とは一脈相通するものあつたことは否む譯には行かぬ。

そこで改進黨の機關新聞は、共同運輸會社の攻撃に鋒を向けたが、自由黨は自由新聞より改進黨系を驅逐し、陣容を改め、明治十五年十月より全力を盡して三菱を攻撃し、三菱に對しては、「海坊主退治」改進黨に對しては「偽黨撲滅」を旗印として奮戦した。なんの事はない、近頃の無産黨の分裂と、朝野兩黨の疑獄あばぎを一緒に見るやうなものであつた。

共同運輸會社は明治十六年四月資本金六百萬圓を以て設立せられ、明治十八年迄、三菱會社と競争した結果、双方共困憊し、また双方に保護金を出して居る政府も困厄し、同年一月十三日農商務卿西郷從道の命に依り、兩社に競争中止の訓令が發せられ、踵いで合同談が起り、明治十八年十月一日、日本郵船會社が成立したのである。しかも爾後、同社に對する政府の補助金は、議會に於て屢問題となつたのである。

共同の敵を前にして兩黨の排撃せるに付ては、いろ／＼の情實その他の關係からではあるが、もと／＼政黨の成立早々、共同戦線を張るといふことは無理である。そんな位なら始めから合同して一黨を成す筈である。既にそれ／＼別の政黨を組織した以上は、直に共同動作に出るといふことは、いづれか一黨の無條件降伏である。それも政權の落下が目前にあれば、相互に讓歩して、歩調を一にすることも出来るが、當分政權にありつく見込が無いと來ては、友黨が出来るのは、寧ろ餘計な道連れ、若くは邪魔物の顔出しである。他日の分け前の要求される處



があると迄は邪推しなくても、なんとなく氣に入らぬ、のは双方の感情である。そこで正面の敵に向つての拳の外れは、自ら友黨に向くこととなる。一たび攻撃が始まれば、正面の鐵壁よりも手答ひがある。ついその方の接戦が白熱化する。勿論この内輪割れに對して正面の敵は好機ござんなればかりに、兩者の離間策を施すのは言を俟たないのである。これを知らぬではないが抗争盛んとなれば、新に感情は充憤する。感情は更にもつれ／＼て闘争心理は益高潮に達するのである。我等はその昔の、平家を前にしての源氏の一族間に於ける戦闘を引用する迄もなく、常に繰返さるゝ此種の政戦を悲しむのである。

更に他面、官民の軋轢は、尖鋭化するのであるが、その犠牲者を多く出したのは自由黨であつた。これ同黨は地方有志に基礎を置くから、地方官憲との衝突が頻繁となり、遂にその左翼は直接行動に出づるに至るのであるが、改進黨は主として市部に根據を置き、今の言葉でいへば合法的に行くといふ遣り方であるから、その行動に於ても自由黨と異るところがあり、これがまた、相互に感情の相背馳する所以である。官民の軋轢の最も大なるは、福島事件である。こは自由黨の大立者なる河野廣中と、官僚の典型たる三島通庸との衝突である。

明治十五年山形縣令三島通庸、福島縣令に轉じた、福島は國會願望運動以來、政界の有力者として、東北を代表する河野廣中の根據地である。これへ三島を赴任せしめた政府の意圖の如何なるを問はず、三島としては河野彈壓がその任務であらねばならぬ。しかもその三島たるや「自由黨と火放け泥棒は一匹も管内に置かぬ」と傲語せる程の典型的の官僚の權化である。これでは縣政界は到底平穩であり得る筈が無い。しかも三島の縣政は横暴を極めたものであつた。これも三島をして言はしむれば、國家に忠なる所以であり、自己もまた斯く信じて居つたのであらう。

事は道路費の否決に始まり、彈正原の集合より、終に兇徒嘯聚罪として河野以下を檢舉し、五十餘名を東京に護送し、内亂豫備罪として高等法院に付せられた。(高等法院は此時始めて開かれたので、陪審の面影である。事は) (拙著『明治文化史』を参照せられたい。)

明治十六年九月一日、河野廣中は輕禁獄七年以下夫れ／＼判決言渡があつた。この事件はあまりに有名であるから事々しく叙述する迄も無いが、被告心裡を知るべき左の挿話があるから序に掲げる。

辯護人は何れも無罪であると言つて居る。何うも無罪らしく思はれ或は出獄の身となるかも知れぬと云ふ如き感じも起つた。(河野盤洲傳)

河野にして、こよういふ感想が出るのである。刑政の局に當るものは深く考へなくてはならぬ。また、この判決は非常なる酷刑として水く非難されて居るが、被告の一人たりし愛澤寧堅は後年語つて曰く

その當時の感想を卒直に云へば、無罪とされるならば格別であるが、有罪ならばその刑は寧ろ輕いといふ感を與へられたのであつた。云々(新舊時代第二巻第四冊)

この事件に依り河野は、一躍救世主と祭り上げられた、更に河野の至孝と、その母の悲愴なる決心とは時人をして泣かしたものである。河野の盛名は此時が絶頂であつた。後半世は、寧ろ此の時の墮力と見て宜いのである。此事件は却つて民間黨に氣勢を添へ、その主義の宣傳となつたのである。また三島の暴政と稱せられたる道路開鑿は、鹽原をして今日の盛況に至らしめたのは意外の副産物であつた。福島事件に次ぎて起りしは高田の獄である。

頸城自由黨員赤井景韶は同志と新潟縣高田に會し天誅黨旨意書を作り、當路の大臣を暗殺せんと企て、事發覺し、明治十六年十二月十七日高等法院に於て、重禁獄九年に處せられた、が、脱獄し、途次車夫を殺したる罪に



依り、後、捕へられて死刑に處せられた。

明治十七年五月には群馬事件起る。

高崎有信社は、宮部襄、長阪八郎等の率ふる自由系の結社である。八城の演説會あるや、その同志は竹槍席旗を掲げ

昔し思へば亞米利加の獨立したるも席旗、此處らで血の雨降らせねば、自由の土臺が固らぬ。

と高唱し、警官と衝突し、更に中仙道鐵道開通式に東京より來る大官を襲殺せんと謀りしも、開通式は行はれなかつたから、五月、運動會を名として陣場原に衆を集め、生産會社を焚き、松井田警察分署を襲ひ、高崎分署に迫らんとして事成らず、明治二十年七月、前橋重罪裁判所に於て、日比遜は有期徒刑十三年に、以下夫れく處刑せられた。

此事變に次ぎ、加波山暴動起る。

明治十六年、福島縣令三島通庸、栃木縣令を兼ね、また土木の功を起す。河野廣中の甥、同姓廣體等は、謀る所あり栃木の同志鯉沼九八郎と、爆彈を製造し、宇都宮縣廳の開廳式に大臣參議を襲殺せんと企てたるも、その延期となつたから、更に謀る所あらんとしたが、探偵益嚴なるより、一行十六名、終に加波山に立籠り、一隊は爆彈を投じて町屋警察分署を襲ひ、途に豪商を脅かして引揚げ、警官隊の來り圍むや、一同は夜に乘じ山を下りて、栃木縣廳を襲はんとし、警官隊と衝突し、巡查一名を殺し、數名を傷けたるも、爆彈を失ひ意氣沮喪し、東京にて再會を約し、離散せしが、前後捕へられ、千葉、山梨、東京、栃木、の各裁判所に於て、明治十九年七月、富松正安死刑以下夫れく處刑せられた。

明治十七年十一月一日、秩父に勃發した暴徒千餘名は、田代榮助、井上傳藏等主となり、銃槍刀の三隊に分ち、郡役所警察署裁判所を襲ひ、人家を焼き、一部は群馬、長野、山梨に侵入し、軍隊、警官と戦ひ、同月九日漸く鎮定した、罰せらるゝもの三千餘人に及んだといふ大獄である。詳細は「武藏野」第十五卷第一、二號、并に「自警」第二百二十七號に於て「秩父暴動」として述べて置いたから、参照せられたい。

此事件は社會問題的意義を有することに於て他の暴動とは少し毛色が違つて居るのである。

この首謀者には政治的意味はあつたのであるが、表面の目標は高利貸征伐であつた。高利貸征伐即ち貧民救助が自由黨の主義であると唱導したのであるが、大衆の行動は首謀者の目的外に出で、首謀者はこれに引摺られた形となつたのである。

當時の政界には自由民権の叫び聲は揚がつて居るとはいふものゝ、一般民衆はまだく無自覺である。そこでいらくの啓蒙運動を爲して大衆の力を政治に向けんと努力したのであるが、その方策としては直接當面の生活問題に目標を置き、富豪攻撃、貧民の味方を標榜したのであるが、さりとてこの頃の、既成政黨に對する無産黨、地主に對する農民組合といふ風の組織の出來る時代では無かつたから、純然たる政黨ではないが、困民黨とか究民黨とかいふものが埼玉群馬地方に起つて多少の力を樹立したのである。これが官憲の眼からは、自由黨員どもが無智の農民を煽動するものと映じたのである。恰も此頃秩父郡の高利貸が慘毒を極めたから、屢これと交渉の末、遂にこの暴動を勃發するに至つたのである。

つまりは政治問題としても社會問題としても、思想的には幼稚なものであつたが、從來の百姓一揆とも異り、また純然たる政治運動とも距離があることは、過渡期の産物として、一顧の注意を拂ふの價値はある。秩父暴徒、



鎮定したる後、飯田事件發覺す。

明治十七年四月、三河の村松愛藏等、政府顛覆を謀り、旗章、暗號を製し、檄文を草した。その檄文は堂々數萬言、政府の十大罪惡を數へて糾弾したる一大文章である。その一節に

我皇 明治八年四月十四日ノ詔書ニ曰ク、

朕今誓文ノ意ヲ擴充シ茲ニ元老院ヲ設ケ、以テ立法ノ源ヲ廣メ、大審院ヲ置キ以テ、審判ノ權ヲ鞏クシ云々ト、夫レ元老院一タビ設ケ而シテ漸ク其權限ヲ縮殺シ、少シク正義ノ士アル、則チ恣ニ之ヲ遠ケ、若クハ之ヲ欺キ、若クハ之ヲ誑カシ、幾ント至ラザルコトナシ。立法ノ源ヲ廣メト云フ者果シテ何レニアルヤ。況ンヤ府縣會ノ如キモ、亦益々其ノ權限ヲ削減スルニ於テオヤ。大審院ノ如キニ至リテハ、門ニ其標ヲ折掲スル爾。其實ハ則チ司法卿ニ隸シ、而シテ司法卿ハ則チ内閣ニ隸シ、内閣自ラ動力シテ輒チ司法權ヲ左右ス。云々

とある。又別に軍令を起草し、同志を募りつゝあつたが、事發覺し、明治十八年十月、長野輕罪裁判所松本支廳に於て、村松愛藏、輕禁獄七年以下夫々判決言渡があつた。

次に起つたのは名古屋事件である。

明治十七年夏、名古屋の自由黨員大島清、富田勳兵衛等は奥宮健之等と謀り、政府顛覆を企てたが、その軍資金調達の方法として、紙幣贋造、強盜掠奪の方法を講じ、白刃を閃めかして豪家を襲ひ、役場に侵入して公金を奪ひ、巡查と衝突して、これを殺し、目的は國事にあるにもせよ、強盜殺人の常事犯を犯し、目的に着手せざる内に前後捕へられ、名古屋重罪裁判所に於て、富田勳兵衛、大島清は各死刑、奥宮健之は無期徒刑以下夫々處刑せられた。

名古屋事件に次いで静岡事件起る。

静岡の自由黨員、藪重雄、山岡音高、湊省太郎等は、非常手段を以て政府を顛覆せんことを企て、明治十九年七月、箱根離宮落成式に際し、内閣大臣を襲殺せんと謀りしも、事前に發覺し、明治二十年七月、東京重罪裁判所に於て、湊省太郎有期徒刑十五年以下夫々處刑せられた。

以上の獄相踵いで起りたる爲め政黨は稍世人に懐忌せられんとし、一方官憲の彈壓益加はりて、各黨共に究境に陥つた、これより先き、洋行したる板垣退助は、明治十六年六月歸朝せしも、聲望昔日の如くならず、加ふるに自由黨の厄難頻りに加はり明治十七年十月二十九日遂に解黨した。

大阪の立憲政黨、帝政黨はその前年に既に解黨し、改進黨は明治十七年七月、總理大隈重信、副總理河野敏鎌等脱黨し、政黨運動は茲に一頓挫を來したのである。

これ等は彈壓の猛烈なるのは一大原因であるが、黨の内部原因としては、黨内の統制が完全なる一團體としての訓練に至らざる點と財界の不況其他の理由に由り財政的困窮に陥りたること、更に一般大衆の支持が薄弱であつたこと等の數因を數ふることが出来る。

## 第十四章 憲法の起案

曩に憲法取調の爲め歐洲に派遣せられたる伊藤博文一行は、先づ伊太利を経て、伯林に着いた。佛は共和國なり勿論不可なり、英米は宗とすべからず、帝權の盛んなる獨逸を參考とすべしとは、廟堂の意見であつたから、



第一に獨逸を目指したのであつた。

當時の伯林公使は青木周藏氏で、獨逸人を夫人に迎へて、頻りに獨逸風を吹かして得意で居たのである。加之日本の政府も獨逸の帝國主義に好感を持つて居た。帝國主義は天子を尊崇すると云ふ點にのみ着目して、帝國主義即ち軍國主義であるといふことには考へ及ばなかつたのである。一行の宿舎は、カイゼルホーフと云ふ大きなホテルであつた。一箇月計りの間種々評議を凝らしたが、伊藤公は獨逸の實際を見るに及んで不満を感じだしたが、青木周藏氏は頻りに獨逸を鼓吹して止まず、法學博士のグナリストに接見させた。其時の問答が面白い、伊藤公が

日本は此度憲法を制定するに就いて、貴君の智識を分つて貰ひたい。そして参考になる材料を頂戴したい。と申入ると、グナリスト博士頗る冷かな態度で、斯う答へた。

それは遠方から獨逸を目標にお出でくださったのは感謝の至りだが、憲法は法文ではない。精神である、國家の能力である。余は獨逸人であり、且歐洲人である。歐洲各國の事は一通り知つて居る、獨逸の事は最も能く知つて居る、が遺憾ながら日本國の事は知つて居ない。それも研究したら解るだらうが、先づ余から日本の事をお尋ね致さう、日本國の今日迄の君民の實體且は風俗人情、其他過去の歴史を明瞭に説明して貰いたい。それに就て考へて、御参考になる事は申述べても宜い。それを申上げるけれども、確か夫が貴君の御参考になるか如何か、憲法編纂の根據になるか如何かは余に於て自信はない。

冷然たるグナリスト博士の言は尙ほ續いた。

茲に一つのお話がある、四五年前に露土戦争が終つて伯林會議が開催せられ、巴爾幹諸國が、獨立若くは自由政治を行ふことが出来るやうになつたときに、勃牙利が憲法を制定したいと云つて、獨逸に依頼して來たことがある。其時獨逸の學者達は、誰も進んで勃牙利の憲法に補助を與へる自信がなかつた。何故かと云へば、勃牙利は貴國より近い所であるから、歴史の一斑は承知して居るけれども、諸種の民族が混合して今日の勃牙利を形成して居るので、それに就て詳しく誰も取調をして居ない。それが爲めに皆が躊躇したのである。所で余の友人の或る法學者が進んで行かうと云ひ、期限六箇月で以て作つて見せると云つたので、皆が笑つたが、果して六箇月にして勃牙利の憲法を作成した。彼は還つてから、また皆に向つて銅器に鍍金をしたのだから、大した手間はかゝらないと云つたので皆も哄笑した。云々

伊藤公を首め一行は啞然として居た。(この問答で公は大に困つて、日本にはまだ正確な歴史が出來て居ないと答へた。)青木公使は面目を失つて了つた。一同はホテルへ歸つて憤慨したが、河島醇氏が怒つて、それならば維也納へ行つてスタイン博士に就いて相談して見ようぢやないか、自分は嘗て奧國公使館に居た時に、此人の講義を聞いて知つて居るから、まさかグナリストのやうなことも云ふまい、と云ひ出した。實際獨逸に重きを置いて來たのだから、グナリストの斯る言葉に接しては大なる失望を買はざるを得なかつたのである。云々  
スタイン博士はスレスウィヒの人であるが、國事に關係して國を追はれ、維也納に來て大學の教頭になつたので、七十近い老年で如才ない人であつた。維也納には本間清雄と云ふ人が代理公使をして居た。伊藤公はイムペリアルホテルに入り、スタイン氏は一週に三回來て呉れて、歐洲各國の憲法の歴史の話をした。伊藤公が質問をする、伊東、山崎が筆記する、他の一同が聴講したのである。云々(吉田正春談)

夫より佛、英に赴いた。



さて伊藤公はスタイン博士の講義を大略聞くと、佛蘭西へ行き、議員であつた今の總理クレマンソー氏等に會つた。余は更に一步先を越て英國へ行つた。其内伊藤公も英國へ来たが悟る所有つたと見へて、白耳義の憲法を賞揚して居た。英國にてはスペンサーが存在中で、代議政體の理論を聞いたが、スペンサーはアセニアンと云ふ俱樂部で講述して居た。其頃倫敦に居た日本の公使は森有禮氏で、今巴里に講和委員として赴いてる牧野男は、公使館の書記官の書記生であつた。トオドと云ふ人の「英國の代議政體」と云ふ大部の書は、英吉利、愛蘭を初め、印度、加奈陀、濠洲等の部分けになり、法令法律判決等を集めたもので、理論でなく實際政治の解説であつたが、伊東已代治が之を讀んで、伊藤公に話して居た。一行が倫敦滞在中に板垣氏と後藤氏と同じく倫敦へ来た云々(同上)

伊藤より柳原前光(?)への手紙の一節に

尤不可缺モノハ宰臣ノ職權、責任、官衙ノ構成、官吏ノ遵奉ス可キ規律、及其進退任免、試験ノ方法、退隱優待ノ定規等ニシテ、獨逸各邦政府ノ森嚴ニ之ヲ遵奉スルコト、他國ノ及ブ所ニ無之、之レアルヲ以テ帝室ノ威權ヲ損セズ、帝權ヲ熾盛ナラシムルヲ得ルト云モ可ナリ。

スタインノ講談中ニモ、憲法政治ノ必要不可缺モノハ、帝家ノ法、政府ノ組織、及ビ立法府組織ノ三箇ニシテ、此一ヲ缺ク立君憲法政治ニアラズト、三箇ノ組織定法能ク確立シテ並ビ行ハレテ相悖ラザルノ極ヲ綜合スル者、則憲法ナリト。由是觀之、政府ノ組織、行政ノ準繩ヲ確立スル一大要目ナリ云々

今ノ識者政體ヲ論ズル者多クハ、英國ノ議會政府ヲ以テ模範ト爲サントス、而シテ又タ自カラ云、帝室ヲ重ンズト、蓋シ議會政府ヲ創置セントスルカ、帝權ヲ減削セザルヲ得ズ、帝權ヲ重ンゼントスルガ、議會政府ヲ用

フル能ハズ。愚惟ラク識者ノ見、民權共和ニ偏重シテ、立君憲法政治ニ反スト。若シ識者ノ言ヲシテ、皇室ヲ重ンズルモノトセバ、恰モ頼巽ガ所謂、頼朝ガ覇府ヲ鎌倉ニ創メタルハ、奸雄ヲシテ永ク皇位ヲ窺竊ノ心ヲ絶セシムト云フノ迂論ニ殊ナラズ。而シテ識者又英國ノ淵源沿革ヲ推窮セザル者ノ如シ、建國ノ基、已ニ數百年ニ於テ今ニ胚胎スルモノアルガ如シ云々

といふのがある、以てその意見の一端を知るに足るのである。また岩倉へ宛てた手紙の一節には

着歐以來、僅々二ヶ月半ニ御座候へ共、獨逸ニテ有名憲法學師グナイストニ就テ、一週間三回宛ノ談話ヲ爲スヲ得、外、一法師ト共ニ、一週間三回宛獨逸國ノ憲法ヨリ、政府百般ノ組織、地方自治ノ限界等ニ至ル迄、法學上ノ順序ニ據リ、講窮仕、大要不殘筆記仕候故、追テ諸公ノ瀏覽ニモ可供心得ニ御座候。今暫クノ間ハ維納府ニ滞在、當國ノ大學師スタインニ就テ同氏ノ議論ヲ聞キ可申心得ニ御座候。グナイスト、スタイン兩氏ハ當今ノ大學者ニシテ、勿論其著述頗浩瀚、各國學者仲間ノ尤賞讃スル所ノ人物ニ御座候、而シテ兩氏共、其主說ハ守舊ニ傾斜セル者ト被察申候、昨日スタインニ一面議仕候而モ、既ニ其說ク所、英佛獨三ヶ國ノ國體及ビ其國ノ學師等ノ主說トスル所ヲ分前シテ、以テ小生ノ感格ヲ興起セシメ申候、云々

とありて、吉田説とは少し異り、グナイストに就いても、學んだのであるが、スタインには敬服して居るから、吉田説の如き感情論もあつたのであらう。

また、別の手紙には、獨逸學説が頭に入つて居る。

小生儀來歐以來、目的トスル事項、追々取調居候處、深入スレバスル程、現今日本之國情ニ付、杞憂ヲ抱キ申候、彼ノ憲法トカ民權トカ、新聞演説等ニ而頻リニ唱道スルモ、其根柢トスル處、凡テ齟齬スル者アリテ、固



ヨリ日ヲ同ジクシテ語ル可カラズ。獨逸學者流ニ邦國ノ組織ヲ論ズル時ハ云々、  
イ、邦國ノ人體組織ハ即、國君ナリ。而シテ權理ヲ以テ之ヲ論ズレバ帝位ナリ、王位ナリ。社會ニシテ之ヲ  
論ズレバ即チ帝宮帝家ナリ。而シテ帝身ヲ以テ法體ト看ル。

ロ、邦國ノ意欲ノ組織ハ立法府ナリ、然レドモ意欲即チ立法府ハ、邦國一部ノ職司ニシテ、其用一體ノ意欲  
ト爲ル、上ニ所謂ノ意想ノ機關ノ如ク、乃チ國君ノ許可ヲ要スルヲ以テナリ。而シテ此許可ハ、帝位權ニ固有  
專屬スル者ナリ。

故ニ立法府ノ意欲ハ、帝權ニ依リ許否スルヲ得、之ヲ許可シテ始テ法律トナル云々。

これが頗る我國體に適當せりといふので、頭に浸み込んだのである。その始め「何分文字言語ノ不通ナルニハ頗  
極困難申候」(井上毅宛七月一)と嘆息せしも、今は

日本ニ而、ヘボクレ書生ガ、物質ノ如何ヲ辯ゼズシテ、只書中ノ字義ヲ翻譯シテ、是ガ何國ノ憲法ナリ、政府  
ノ組織ナリト、衆愚ヲ誤ラシムル云々(伊藤博文秘録)

との大氣焔を吐くに至つたのである。實際、この頃の廟堂では、憲法の智識は、伊藤に及ぶものはなかつたので  
ある。

又この頃、元老院書記官として、憲法取調の事項を伊藤宛に送つたことに因り、其材幹を認められ、後に憲法起  
草の一人となつたのが、金子堅太郎子である。

斯くて獨逸に留ること一年有半、明治十六年八月四日、伊藤一行は歸朝した。

明治十七年三月より、伊藤を總裁として井上毅、伊東已代治伯、金子堅太郎子が憲法起草に着手したのである。

伊藤の憲法起草の意見の中に

英國主義

王ハ王位アルモ統治セス

此主義ヲ履行セントスレバ、王政復古非ナリ。我皇國殆ンド七百餘年間其統治ノ大權ヲ舉テ、霸府ニ掠奪セラ  
レタリ。然レドモ皇位皇統ハ連綿タリ。王政復古ハ、所謂統治大權ノ復古ナリ吾等ハ信ズ、統治ノ大權覇者ニ  
在ル者ヲ復シ、直ニ之ヲ衆民ニ附與シテ、皇室ハ依然其統治權ヲ失フコト、霸府存在ノ時ノ如クセント云フガ  
如キハ、日本臣民ノ心ヲ得タルモノニアラズ。況ンヤ我國體ニ符合スルモノニアラズ。

といふのが眼目となつて居る。これが前にも述べた如く、伊藤始め官僚の頭を永く支配した議論である。今日の  
時世に政黨内閣論を批判するとは違ひ、王政復古に直面した人々の頭には、政黨内閣とならば北條足利の角逐し  
た武門時代とは異らぬではないかといふ議論は、直に入り易いのである。これが脱線して、政黨は危險團體と目  
せられ、或は大權干犯論を生じ、爲めに超然内閣なるものが存在した所以である。しかもこの主論者たる伊藤が  
後年自ら政友會を組織するに至つたのであるから、時勢といふものは不思議なものである。

斯くて明治十七、八年には諸種の調査を爲し、明治十九、二十年に憲法起草に従事した。而して、憲法と皇室  
典範は井上、議院法は伊東、衆議院議員選舉法と貴族院令は金子、といふ分擔であつた。

公(伊藤)が其間、常に關係書類を手にして離さなかつたのには一同の妙からず感激した所だつた。當時憲法に  
關する著者としては、モンテスキューのスピリットオブローを除いては殆んど参考として見るべきものは何物  
も無かつたが、伊藤公の藏書中に憲法制定者の一日一刻も手離す可からざるものなりと、公自ら推賞された米國



の著者フエジャリスと稱するものがあつた。當時憲法制定に就て各方面の論議を網羅してゐたものは、此書を以て嚆矢とも謂ふべきであつた。(金子堅太郎子の憲法制定懷舊談)

この起草は金澤の夏島に於てし、陸地との交通を離れ、絶対秘密の中に進捗した。これは民間に洩れ物議を生ずるを恐れたのみならず、井上毅の

憲法何々某の手に起草せりと世間に公傳するときは、特に物議を來すのみならず、其憲法なる者、急ち世の尊敬を失ふべし。尊敬なきの憲法は却て憲法なきに若かざるに至らん。是甚だ慮るべきの事なり云々(明治十四年上より岩倉宛の書翰の一節)

とある意見も参照されたのであらう。しかしその秘密にした爲めに、自由論者からはビスマルク流の壓制憲法なりと宣傳し、また保守派は英國流の感染したるものと攻撃せられたのである。

この左右兩翼とも稱すべきは當時の思想界の二大潮流であつた。伊藤は後年「帝國憲法起草の苦辛」を叙して曰く顧レバ當時我國ハ方サニ舊ヲ送り、新ヲ迎フル過渡ノ時代ニアリ。從ツテ國內ノ議論ハ多岐複雑、甚シキハ是非ノ意見全ク相反スルモノサヘ往々、コレ無キニ非ズ。一方ニ於テハ前代ノ遺老ニシテ、尙天皇神權ノ思想ヲ懷キ、苟モ天皇ノ大權ヲ制限セントスルカ如キハ其罪叛逆ニ等シト信スル者アリ。他方ニ於テハ彼ノマンチエスター派ノ論議カ全盛ノ時代ニ於テ教育ヲ受ケ、極端ナル自由思想ヲ抱懷セル有力ナル多數ノ少壯者アリ。政府ノ官僚カ彼ノ反動時代ニ於ケル獨逸學者ノ學說ニ耳ヲ傾クルニ反シ、民間ノ政治家ハ未タ實際政治ノ責任ヲ解セズシテ、徒ニモンテスキュー、ルーソー等佛蘭西學者ノ痛快ノ學說、奇警ノ言論ニ心醉シテ揚々タルモノアリ、且ツバツクルノ著文明史緒論ト題スル一書ハ、總テノ政體ヲ以テ文明ノ進歩上、無用有害ノ長物ト罵倒セ

ルモノナルカ、當時我國ノ學界ハ之ヲ珍重スル事甚タシク、大學ヲ首メ、各高等學校ノ學生相競フテ之ヲ誦讀スルニ至レリ。然レトモ是等學生ハ學校ニ於テ之ヲ誦讀スト雖モ、家ニ歸リテ守舊家タル父兄ノ前ニ、バツクルノ學說ヲ喋々スル勇氣トテハ之レ無カリキ。蓋シ當時ニ於テハ、我國民ノ智識、未タ以テ政府當局ノ政策ニ反對スル事ト、國家既定ノ秩序ヲ紊亂スル反逆トノ間ニハ、自ラ截然タル區別アル事ヲ知了スルノ程度ニ達セサリシナリ。故ニ憲法ノ圓滑ナル運用ニ必要ナル識量、例ヘハ言論ノ自由ヲ愛シ議事ノ公開ヲ愛シ、若クハ自家ニ反對ノ意見ヲ寛容スルノ精神ノ如キハ、更ニ幾多ノ經驗ヲ積ミ、然ル後始メテ之ヲ得ヘキ也(伊藤公全集)

此間に於ける伊藤の苦辛も察すべきである。憲法起草に付ては、井上毅の努力を記せなければならぬ。

同人(井上毅)は如御熟知、忠實無二の人物にて、殊に有用之學識を有し、明治八年以來、岩倉大久保二老之信任を受けし而已ならず、樞機之事務無不與、十有餘年間、軍國の大計に關する機密の文案、十中七八同人之起草に有之、二老薨去後、博文其遺圖を繼ぎ、纒得守其職候も、同人之助力を受候事蹟不可枚舉と存候。就中立憲組織之計畫及憲章立案の重事、字々句々、其滿腔の熱血を濺ぎ候と申而も過言には無之候。云々

これは伊藤が、徳大寺實則、元田永孚に宛てた手紙の一節である。如何に伊藤が傾倒して居つたかを知るに足るのである。

又、穂積八束博士も

茲ニ一ノ記憶スヘキ人アリ、井上毅氏ハ當時官貴カラサレトモ、夙ニ廟堂重臣ノ間ニ信用セラレ、賛畫スル所少ナカラス、初ハ大久保公ニ信任セラレ、中コロ岩倉公ヲ補佐ス。公ノ憲法意見書ノ類、大抵井上太政官權大



書記官旨ヲ承ケテ筆ヲ執リシモノノ如シ。後ニ伊藤公ノ憲法調査ヲ補助シ功アリシコトハ顯著ナリ。憲法ノ事小生教ヲ此人ニ受ケタルコト多シ、明哲ノ頭腦、該博ノ學識、莊重典雅ノ文章、此ノ憲法編成ノ時代ニ於テハ最其ノ用ヲ見タルナリ。人多ク氏ヲ知ラス、故ニ茲ニ一言ヲ加フ(憲法制定之由來)

といつて居らる。成程、穂積博士の思想文章共、井上毅子に私淑せることが解つた。而してその直系が上杉楨吉博士であり、これを大成したと同時に終を告げたのである。

また、外人としてはロエスレルの功が多大であつた。ロエスレルと井上毅との憲法問答書は、「明治文化全集」雜史篇に「ロエスレル氏答議」として掲げられてある。これは、明治十四、五年に作られ、有栖川左大臣へ上つたものであるが、伊藤時代となつても

ドイツのロエスレルといふ人は博學で、ドイツ、イギリス、フランスの事にも明かつかつた。その上、經濟にも法律にも通じて、立派な博士であつた。その人と論争研究して、日本文に書いたものを英文に直し、英文になつたものを更に日本文に改め、兩方照し合はせて法理的に喰ひ合ふようにした。(伊藤公全集、直話)といふ状況であつた。ロエスレルは商法學者としてのみ聞へて居るから、一言附記する。

## 第十五章 第一次伊藤内閣

伊藤の歸朝に先ち岩倉具視は明治十六年七月二十日薨去し、偶然にも公卿政治は終りを告げ、伊藤の爲めに前途を開いたるの感があつた。明治二年迄は、長官には必らず公卿、大名を必要としたのであつたが、其後は實力

ある三條、岩倉を除いては他は影を潜め、西郷、大久保、木戸の時代となつたが、明治十年を一期として、この三人は相前後して世を去り、大隈、伊藤等の上に岩倉の在るありて、政治の中心であつたが、前に大隈、下野し、岩倉こゝに歿し、三條一人在るありと雖、時勢は正に伊藤の時代となつたのである。此際に當り、憲法の新智識を提けて颯爽として歸り來つた伊藤は先づ、制度取調局を設置し、總裁となり、參議にして宮内卿を兼ねた。次いで華族令を改正し五爵の制を設け、貴族の人望を得、茲に太政官制を廢し、新に内閣制を設けた。

これは來るべき憲法政治に對する準備として、組織を新にする必要あり、親しく歐羅巴の制度を視察したる伊藤としては、到底舊來の制に甘んずべく堪へられなかつたのであり。また陣容を一新して民軍に對する準備もあり、兼ねて自己の地歩を確立する爲めにも、是非共改革せなくてはならなかつたのである。これ等の事は、憲法政治といふ官僚に對する一大不安の横はつて居る際であつたればこそ、さしたる反對もなくして着々として進行したのである。しかし、こゝに一の問題となるのは、この新内閣の首班たるべき人である、これは當然伊藤であるべきであるが、兎にも角にも、三條のあるのであるから、これを如何すべきやの難關があつたのであるか、三條は自ら其任にあらざる旨を以て辭退し、伊藤を推舉したから、伊藤もその公明に感じたのであつた。

そこで明治十八年十二月、太政大臣三條實美は、自ら職を解き、太政官を廢して、新に内閣を組織し、内閣總理大臣を置かんことを上奏したのである。仍つて内閣官制を設け、別に内大臣を置き三條を以て之に任じ、有栖川左大臣は參謀本部長に任せられ、新に組織したる内閣は左の如くであつた。

内閣總理大臣兼宮内大臣 伯爵 伊藤 博文  
外務大臣 伯爵 井上 馨



内務大臣	伯爵	山縣有朋
大藏大臣	伯爵	松方正義
陸軍大臣	伯爵	大山巖
海軍大臣	伯爵	西郷從道
司法大臣	伯爵	山田顯義
文部大臣	子爵	森有禮
農商務大臣	子爵	谷干城
逓信大臣	子爵	榎本武揚

大元勳としての伊藤博文が、首相たることは、何等不思議はないようであるが、當時は正に人目を聳動したのである。三條さへ明治四年に太政大臣に任ぜられたるときは、空前の名譽として喜び、大久保が死して右大臣を贈られ、重野安釋博士が傳を叙し「諸臣ノ贈官三公ニ至リ、其家華胄ニ進ム者公ヲ以テ始メト爲ス」と特筆して榮譽とした時代に、足輕上りの伊藤が太政大臣に昇るといふは未曾有の大變革である。近年に原敬が始めて無爵首相となつたのでさへ、時人は稍不審に感じたくらいであるから、この頃の驚きは非常なものであつた。これが一面には、また伊藤の専横を攻撃される種ともなり、更に宮内大臣をも兼ねるに至つて非難は猛烈となつたのである。しかしこの時の内閣制は確かに憲政の一進歩であつた。

大寶令以來の太政官制は頗る不規則なものであつた。支那の制度を翻譯した當時から、既に時代とシツクリ合はなかつたものが、政權が武門に移るに至つては、更に妙な形となりて變遷して來たのである。これが、維新と

なり政權舊に復したが、しかも混雜の際であつたから、こゝに幾多の杆格を來たしたのであつた。只だ實際政治の運用として漸次、完熟し來つたのであるが、たとへ憲法政治がなくとも早晚改正を要する時機に到達して居つたのである。それが、恰も各方面の機が熟し來つて、こゝに一大變革を見るに至つたのである。

先づ、從來屢、分離し又は兼職を繰返して居つた國務大臣と行政長官とを一にした。三條の上奏に「諸宰相入テハ大政ニ參シ出テハ各部ノ職ニ就キ」とあるのはこれである。從來は各省は太政官の下に屬し、各省の長官は閣議に參與しなかつたのを改め、各省の長官を同時に國務大臣となしたのである。そこで永く國民の頭に浸み込んで居つた三公（太政大臣、左大臣、右大臣）に限られたる大臣なる稱號は各省の長官に冠せらるゝに至つたのである。これなどは何んでもないことのやうで、當時としては大なる變革の一であつた。

内閣總理大臣ハ各大臣ノ首班トシテ機務ヲ奏宣シ旨ヲ承テ大政ノ方向ヲ指示シ行政各部ヲ統督ス  
太政官制にはこの點がハッキリして居なかつたのである。攝政あり關白あり三公の内に内覽の宣旨が下るので、そのものが事實首班のやうになつて居つたのである。三條が太政大臣に任ぜられたときは、從來の太政大臣とは職務の性質を稍異にし、首相たる意味となつたのを、こゝに明確にしたのであつた。

凡ソ法律命令ニハ内閣總理大臣之ニ副署シ其各省主任ノ事務ニ屬スルモノハ内閣總理大臣及主任大臣之ニ副署スヘシ

との規定も明かにした、幕府には、連署、加判等の職あり、朝廷には關白の副署を要するのであるが、これが素れ、或は密勅と稱するものが降下し、または内奏などいふものを生じた弊を防ぐ爲めであつた。

要は内閣一帯となり責任を負ひ、内閣總理大臣はこれが首班として、内外に對するといふのである。これが現



行内閣制の基礎となつたのである。然るに憲法發布後にもこの制を踏襲せるが爲め、政黨内閣制に付き憲法學者間に於て議論を生じ、更に武官軍相制、帷幕上奏などいへるものも、この時の制度の遺風であるが爲めに、今に至つて議論が絶へざるのである。

斯くて伊藤はあらゆる施政の改革を爲し、一方、憲法制定に努むると共に、他面、朝野の難問題たりし條約改正に着手せんとしたのである。

そこで少しく考察すべきは、伊藤の憲法に於ける功績は偉大ではあるが、本來そのみに没頭するのが本旨ではなかつた。固より憲法は不朽の大典であるから、その制定は絶大なる名譽であるが、單なる法典作製者としての地位に甘んずるものには無い。首相としての一事業としての憲法制定の名譽を贏ち得たかつたのである。或は將來の首相の地位を得る爲めに、この好題目を捕へ得たといふ程の邪猜はする必要はないが、兎に角、凡ての好機會を捉ふるに於て、伊藤は最も敏感であつたといへるのである。故に當面の問題として、先づ内閣の改革、其他條約改正などに没頭し、其地位の安固と少康とを得て、始めて憲法制定に全力を濺いだものと見ることが出来るのである。

條約改正は井上外相が從來より努力せし所なりしが、新内閣となりて銳意之に努め、條約改正の重要事項たる領事裁判撤廢には、我に歐米に劣らざる法典制定の必要あるより、こゝに法典編纂は企てられたのである。固より法典の必要はあつたのであるが、その直接の動機の一つは條約改正の爲めであつたのである。民衆生活の爲めの必要よりも外交上の必要といふのが法典編纂の一動機であつたのである。法律と實際生活の枱格の起るのは當然であるとして攻撃するよりも、斯く爲さざるべからざりし、當時の情勢を顧みて、多少酌量してやつても宜からう

が、更に滑稽なのは所謂、鹿鳴館時代である。これは文化の程度を歐米に劣らざるやうにするのが條約改正の一理由であるからといふのである。また内外人の意思の疎通を圖る爲めともいはれて居る。が少し觀察の方面を換ふれば、維新變亂の餘波としての内亂暴動跡を絶ち、これより平和時代に入らんとするトツプを切つたものともいへる、更に議論を大にすれば、攘夷思想の反動ともいへる。外人は夷狄禽獸であるこれと貿易するは神州の汚れであると奮起した人々が、今度は打つて變つて、優秀民族の文化人のと三拜九拜し出した態度の表現である。どちらにしても外人に對して正當の批判の眼がなかつたから、極端から極端へ飛んだのである。理窟は後からいくらでも、つくが、時勢がこゝ迄來て居つたところへ、馬力をかけたから、馬鹿騒ぎの脱線をし、後世史家をし、て猿芝居と冷評せしむるに至つたのである。

しかし、こんなことは一部の反感嫉視を招くのみならず、政府反對の感情を煽るに屈強な材料であるところへ、その井上の條約改正案なるものは外人判事を日本の裁判に加ふるといふのであるから、これこそ國權を毀くるものなりとの攻撃は猛然として起り、内はボアソナードの反對あり、農商務大臣谷干城は反對して辭職するあり、政府は終に明治二十年七月、外交團に條約改正中止を通牒し、井上は職を辭し事終に失敗に歸したのである。この反對論の盛なるのとき「西哲學物語」の秘密出版事件あり政治家は固より多數の學生の干係せることに於て世を驚かした。これより先き伊藤は

臣以庸劣之才叨拜

聖恩之隆身當大任志圖報效而臣忠愛之誠未能以服衆情人望先已違讜構亦乘間是臣薄德之所致固不足怪也但恐當此時仍汚相位非利社稷之大計仰願



皇上陛下賜明鑒速解臣官職代以衆望之所歸以當大任臣不勝懇願之至誠惶頓首再拜

明治二十年五月二十九日

内閣總理大臣兼宮内大臣 伊藤博文

との辞表を提出し、夏島に引揚けた、讒構乗間といふから、腹に据え兼ねたことがあつたのであらう。しかしこの辞表は慰留するものがあり、撤回したのである、而して外相の後任は伊藤が兼任したのであるが、宮内大臣の兼職は辭し、農商務大臣土方久元、が宮内大臣に轉じ、土方の後任には黒田清隆入閣して之に任ぜられた。しかし、首相に既に辭意あり、外相辭職しては、内閣の基礎は動搖せざるを得ぬ。

政府の一角既に潰へた。民軍の攻撃は更に勢を増して來たのである。地租軽減、言論集會の自由、外交の刷新なる目標の下に突進し、政争は尖鋭化したるとき、突如、明治二十年十二月十六日、保安條例の發布となつたのである。

亂暴極まる法律として、はたその施行の極端なることに於て、明治政治史を汚したと稱せらるゝ保安條例なるものは

想フニ普ノ社會黨鎮壓法及ビ露ノ虛無黨撲滅法ヲ折衷取合シテ編制セルモノノ如シ(退去日録)にて、

これ伊藤博文伯の國務を總理せられし時代にして、山縣有朋伯は内閣宰相の重きにあり、警戒を總監せられしが輔翼せられたるは子爵故三島通庸君なりき。而して本局課長として地方警務を調理するに清浦奎吾氏の英邁を以てし、新制の諸法律はもはら、その長たる從三位井上毅氏と三好退藏氏與て力あられしとそ(夢路の記)とある。この施行については福島事件の彈壓縣令で鬼と呼ばれし警視總監三島通庸の發意なりとは、専ら噂せら

れたが、その實は流石の三島も躊躇せしを、内務大臣山縣有朋は三島に對し施行出來ぬなら辭職せよ、自ら總監を兼任し、實行の任に當ると、叱咤した爲めに、三島も實行を誓つたのであるとも傳へられて居る。扱てその法律といへば左の如くである。

### 保安條例

第一條 凡ソ秘密ノ結社又ハ集會ハ之ヲ禁ズ、犯ス者ハ一月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス、其首魁及教唆者ハ二等ヲ加フ

内務大臣ハ前項ノ秘密結社又ハ集會條例第八條ニ記載スル結社集會ノ聯絡通信ヲ阻遏スル爲メニ必要ナル豫防處分ヲ施スコトヲ得、其處分ニ對シ命令ニ違反スル者罰前項ニ同シ

第二條 屋外ノ集會又ハ群集ハ、豫メ許可ヲ得タルト否トヲ問ハス、警察官ニ於テ必要ト認ムルトキハ之ヲ禁スルコトヲ得、此命令ニ違フ者、首魁教唆者及情ヲ知リテ集會シ、勢ヲ助ケタル者ハ三月以上三年以下ノ輕禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス、其附和隨行シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス集會者ニ兵器ヲ携帶セシメタルモノ又ハ各自ニ携帶シタル者ハ各本刑ニ二等ヲ加フ

第三條 内亂ヲ陰謀シ、又ハ教唆シ又ハ治安ヲ妨害スルノ目的ヲ以テ文書又ハ圖書ヲ印刷シ又ハ板刻シタル者ハ刑法又ハ出版條例ニ依リ處分スルノ外、仍其犯罪ノ用ニ供シタル一切ノ器械ヲ沒收スヘシ

第四條 皇居又ハ行在所ヲ距ル三里以内ノ地ニ住居又ハ寄宿スル者ニシテ、内亂ヲ陰謀シ又ハ治安ヲ妨害スルノ虞アリト認ムルトキハ、警視總監又ハ地方長官ハ内務大臣ノ認可ヲ經、期日又ハ時間ヲ限リ退去ヲ命シ、三



年以内同一ノ距離内ニ出入、寄宿、又ハ住居ヲ禁スルコトヲ得、退去ノ命ヲ受ケテ期日又ハ時間内ニ退去セサル者又ハ退去シタル後、更ニ禁ヲ犯ス者ハ一年以上三年以下ノ輕禁錮ニ處シ仍五年以下ノ監視ニ附ス、監視ハ本籍ノ地ニ於テ之ヲ執行ス

第五條 人心ノ動亂ニ由リ又ハ内亂ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲ス者アルニ由リ、治安ヲ妨害スルノ虞アル地方ニ對シ、内閣ハ臨時必要アリト認ムル場合ニ於テ、其一地方ニ限り期限ヲ定メ、左ノ各項ノ全部又ハ一部ヲ命令スルコトヲ得

- 一、凡ソ公衆ノ集會ハ屋内屋外ヲ問ハス及、何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ハラズ、豫メ警察官ノ許可ヲ經サル者ハ總テ之ヲ禁スル事
- 二、新聞紙及其他ノ印刷物ハ豫メ警察官ノ檢閲ヲ經スシテ發行スルヲ禁スル事
- 三、特別ノ理由ニヨリ官廳ノ許可ヲ得タル者ヲ除クノ外、銃器、短銃、火藥、刀劍、仕込杖ノ類總テ携帯運搬販賣ヲ禁スル事
- 四、旅人ノ出入ヲ檢査シ旅券ノ制ヲ設ケル事

第六條 前條ノ命令ニ對スル違反者ハ一年以上二年以下ノ輕禁錮又ハ五圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス、其刑法又ハ特別ノ法律ヲ併セ犯シタルノ場合ニ於テハ各本法ニ照シ重ニ從ヒ處斷ス

第七條 本條例ハ發布ノ日ヨリ施行ス  
世に保安條例といふのは第四條以下を指すので、全體は謂はゞ治安維持法的一種と見るべきものであつたのである。

此法律の制定に付ては、壯士の一團が各所に火を放ち内閣大臣を襲殺せんとするの風説に驚いたのであるの説があるが、時は恰も片岡健吉、星亨が全國有志の總代として建白書を携へ内閣に内迫せんとし政界の風雲急なるのときであり、一舉して政府反對黨を一掃せん爲めであつたのである。恰も三、一五事件の檢擧のやうな意氣込みであつたのだらう。

先づ十二月二十六日午前官報號外を以て發布し、即時施行と決し、警視總監三島通庸は府下の各警察署員を芝公園彌生社に集め、名を忘年会に假り、酒食を饗し、酔の發する頃、午前三時急に總動員を行ひ、

大藏省ニハ、憲兵巡查ノ他更ニ二小隊ノ兵ヲ派シテ非常ヲ戒シメ、皇居ノ如キハ近衛ノ兵ヲ二倍シ、全都市樞要ノ地ニハ悉ク軍用電線ヲ架設シ、軍病院ハ醫官ヲ召集シテ負傷者救治ノ準備ヲ整ヘ、特ニ警視廳ノ火災ニ備フルコト最モ周到ヲ極メタリ。城郭内ノ如キハ巡查憲兵ノ東西ニ奔走スルモノ陸續踵ヲ接シ、星火四散、燈光微月ト掩映シ、頗ル壯觀ヲ現セリト(退去日録)

二十六日より二十八日に至るまでに星亨、尾崎行雄等五百七十名に退去を命じた。この大騒ぎであるから随分滑稽な氣の毒な出来事も多かつた。「夢路の記」に

修學のため、實買のため、あるは僻土よりはるく都にのほり、また時世はいかなる潮目なるやもしらぬもの、辛くも此刑にかゝりしものもありしはいと氣の毒なりし。

とあるのは、後藤象次郎の親戚で東京に留學の爲め前日着京した十四歳の少年や、輕節商のことを指すのである。これ等は何れも高知縣人であつたからで、この時は土佐派が目ざされて居り、高知縣人とさへいへば有無を云はさぬので、尾崎行雄でさへ高知縣人かと推問せられた滑稽があつた。法律が無茶な上に、その執行がまた無茶な



のだから溜らない。これに付ては伊藤はあまりのことに怒り、三島の辭表騒ぎ、山縣の嚇怒などがあつたが、結局は政府部内には何事もなかつたとの説がある。

## 第十六章 樞密院の新設

明治二十一年四月二十八日、樞密院を設けられ、首相伊藤博文轉じて議長に任ぜられた。  
金子堅太郎子の説では

憲法ノ起草ガ漸ク終リマシテ明治二十一年ノ春ニナツテ伊藤公ガ其ノ草案ヲ 陛下ニ奉ツテ其ノ任務ヲ終ラレマシタ。併テ憲法ハ 陛下ノ御手許ニ奉呈セラレタガ之ヲ如何ニシテ世ニ發表スルカトイフ問題ガ此時ニ起ツタ。當時政府部内ニ於テモ憲法會議トイフモノヲ開イテ、或ル政府ノ官吏モ是レニ列シ、或ル民間ノ者モソレニ列シ、官民共同デ憲法會議ヲ開イテ日本ノ憲法ヲ定ムルコトガ必要デアルト云フ論ガ、ナカナカ一時喧シカツタ。當時政府部内ニ於テモ伊藤公ノ手カラ此憲法ヲ引離シテ自分共デ燒直サウト云フ野心家モアツタ爲ニ、ソレ等ガ民間ノ者ト相呼應シテ、民間カラモ憲法會議ニ列スル委員ヲ出シ、又政府カラモ其ノ委員ヲ出シテ憲法ヲ制定セントイフ議論ガ餘程アツタ。所ガソレデハ歐羅巴ノ民主主義ニ基ク憲法制定ニ彷彿タルモノデアツテ、欽定憲法即チ 陛下ガ御定メニナツタ憲法ヲ日本人民ニ賜ハルト云フ性質ニ背クカラ、内閣ニ於テハ慎重ニ研究シテ、遂ニ樞密院ヲ創設シテ其所ニ元勳及練達ノ人ヲ集メテ 陛下ガ親シク臨御ニナリ、會議ヲ開キニナツテ憲法ヲ制定スルコトニ廟議一決シテ、明治二十一年四月二十八日ニ樞密院ヲ創設セラレテ、其議長ニ

伊藤公ガナラレタ。(帝國憲法制定ノ由來)

とある。憲法會議の爲めに樞密院が設けられ、その議長となる爲め伊藤が首相を罷めたといふ風に見へる。勿論そいふ理由もあつたのであらうが、それだけなら、なにも首相を罷める必要はない、また、自分の起草したものを審査する會議の議長となるのも妙である。起草委員として説明すれば足りるのである。

固より樞密院は憲法草案の諮詢が重要職務であつたのには相違ないが、これが、その職務の全般では無い。國務諮詢の至高顧問府でありまた憲法草案にも規定があるのである。そこで、此府を此際設けられた趣旨と、伊藤が首相を罷めて、その議長となつた理由は、なんであつたか。

伊藤の辭意が明治二十年五月にあつたことは前述の如くであるが、これは一旦はやめにしたが更にその決意を明にしたのは、翌年一月頃であつた。一月二十一日、山縣有朋より伊藤への手紙の一節に

世外翁(井上馨) 磯部ニ赴クヲ以テ、去ル十一日大兄ヲ訪問シ、談話ノ際ニ當リ始テ大兄退讓ノ念アルヲ聞キ、其座次直ニ意見ヲ陳述シタリキ云々。

是レ豈大兄ガ倦怠退讓、推辭顧慮スベキノ時ナランヤ云々。(伊藤博文秘録)

とありて、憲法會議の爲め樞密院議長となる必要から首相を罷めるとは無い、それからまた後に明治二十二年、樞密院議長辭表捧呈の際、土方宮内大臣に宛てた手紙の一節に

一昨年ノ蹉跌ヨリ昨年重任ヲ奉シ云々。(同上)

とある。一昨年即ち明治二十年の失敗から樞密院議長となつたとある。即ち樞密院は首相の避難所といふ風に讀める、而してその失敗とは、條約改正のことであらうが、伊藤の最初の抱負たる外に向つての條約改正と、内に



在つての憲法制定との二大事業は、既に一は失敗に歸したから、残る憲法制定に全力を盡きその名譽を回復せねばならぬ、草案は出来ても、制定迄の效をも收めねばならぬ。これは金子子の説にもある通り、政府部内にもその效を奪はんとするものがあり、また前述の如く、元老院は、憲法草案を下附せられて審議したいといふことを上言して居る。元老院とは始めから意思が疎通して居ない、勿論これに渡したくない、のみならず、この年四月伊藤は黒田清隆より寺島宗則の意見書を借りて寫した一節に

元老院ヲ廢シ監察官(參事院、樞密院、又ハ別名ニテモ)置キ、法律ニ照シ各官ヲ監督ス云々。續伊藤博文秘録といふのがある。元老院廢止、樞密院設置と考へて居つたが、元老院は到底廢止といふ譯には行かぬ、それでは憲法と同時に制定さるべき有力な樞密院を寧ろ此際設くるのが得策である。而してまた全然政務にも離れたくない。そこで至高顧問府の長として、一面、同時に

朕卿ノ情願ヲ容レ重任ヲ解キ特ニ命シテ内閣ニ列セシム

の勅語を賜はつて居る、そして憲法制定の效をも收めるといふ腹であつたと推測したい。それは兎に角として、後來政治上に幾多の問題を起した元老なるものが、この時に發生したと見るべきであらう。樞密院は範を英國に採つたのである。

樞密院設立の議あるや、井上法制局長官(毅)は記者(林田龜太郎)(當時法制局二等屬)と町田三等屬とを招ひて、英國の制度を取調べ、尋いで我邦に適用すべき案の起草を命ぜられた。兩人で作成したる案は純然たる英國風のものであつたが、幾多の修正を経て、現行の通りとなつた。町田屬は樞密院令の發布と同時に、朝野新聞に入つたが、其町田三等屬と云ふのは誰あらう。現今報知新聞の社長として、秋田縣選出代議士とし

て、將た又憲政會總務として名聲ある町田忠治其人である。(政界側面史)

今ぞ時めく町田農相、對樞密院交渉に於て、今昔の感や如何。

扱て伊藤が樞密院議長に轉ずると、農相黒田清隆首相となり、大隈重信入閣して外相となつた。これは條約改正に對する反對論の猛烈な爲めに、薩の勢力の代表者としての黒田と、民間勢力の代表者としての大隈を入れたものと一應は推測されるのである。これには外交の難問題に當るは外交家と自他共に許せる大隈が適任であるといふのも重要な理由であつたらう。十四年の政變で相對立した、黒田と大隈、相排撃した大隈と伊藤との間を融和せしむる必要もあつたのである。そしてこの骨折役は井上であつた。井上は常に斯ふいふ役廻りには適當である。世間では黒田の發意のやうに傳へられて居るが、そうでは無い。井上は辭意を決したときより、後任に大隈を推薦し、伊藤は黒田に大隈の諾否を問はしめた。大隈は改進黨と表面關係はないといひながら、改進黨は政府を攻撃して居つたのであるから、改進黨員に對し大隈が面目の立つ條件がなくては、直に入閣する譯には行かぬ。そこで矢野文雄氏の意見で

國憲上ノ重要問題二件(將來ノ國會ヲシテ有名無實タラシメズ漸次英國ノ制ニ同ジカラシムルニ大切ナル箇條)及ビ伯(大隈)ガ政府ニ立チ秩序アル進歩ヲ行フニ必要ナル威權ヲ握ルコトヲ要求

するのであつた。然るに一方政府部内にも大隈入閣反對論がある、これは第一に政黨を危險思想視して彈壓した警視連中であつたが、その總監三島は薩人であるから、黒田の奔走に對しては強い反對をする譯には行かぬ。しかし其長官にして内相たる山縣も反對であつた。これ等の關係から大隈入閣は行惱み、當時伊藤邸に食客をして居つた末松謙澄は、密に大隈を訪ふて、條件を持出すと談判は破裂すると忠告して居る、これは伊藤の命を受け



たのではないと末松がいつて居るが、その實伊藤の旨を受けたらしい。少くとも大隈の方はそう感じたであらう、今更條件など持出さぬと答へたとのことであるが、愈、伊藤、黒田と會見の際に、大隈は覺書を持出した。然るに伊藤は、これをストロブに投げ込んだのである。この経緯に付ては幾多の説がある。谷干城が明治二十七年一月九日の日記に

午後二時より渡邊清氏同道にて伊藤氏を伊皿子の邸に訪ふ、談話種々あり、夜七時頃歸る。高知日報去る七日の紙上に載する所は實説にして、伊藤氏の話中に新聞同様の談あり云々

廿二年大隈氏を容るゝ時の相談の爲、黒田、伊藤、大隈の三氏の會合屢々あり、其時大隈氏誓約の草案を持ち來りたり。其第一條に曰く、一、薩州の首領黒田伯と、長州の首領伊藤伯誓言する云々、十年間は聯合内閣を維持し、十年後は漸々政黨内閣と爲す云々の文あるより、伊藤氏怒て座を起ち歸り去る。而して黒田氏の書記官長たりし小牧某追來り、先刻の書面は直に火炎中に投じたれば、右様心得て呉れよと申し來りしとの昔し談あり。(谷干城遺稿)

その伊藤の怒りしことに付ては「歴代政變物語」には

此覺書を見たる伊藤は、フンと鼻先で笑つて「此れは何んだ、馬鹿々々しい、苟くも陛下の内閣に於て、薩州を代表するとか、長州を代表するとか、改進黨を代表するとか、其んな理窟があるものか、我々は今君の考へ一つで、陛下に推薦するか否かと云ふことを決すれば足りるのだ、斯んな書類を若し人にも見られると大變ぢや」と言つて、引き破つてストロブに投げ込んだ。

すると大隈は覺書きの煙になるのを見向きもせず「イヤ是れは僕が少々考へ違へであつた、僕は然う嚴格な意

味で言つたのでは無い。マアく此れは此場限りの話にして……」と頭をビョコくと下げたものである。黒田は此様子を見て、頗る氣の毒に感じたらしく、色々伊藤の機嫌を取り直し、結局外務大臣として推薦すると云ふことに話が付いた云々。

とあるが、これは潤飾が甚だしい。「龍溪矢野文雄君傳」には

三人が互に力を組閣に致す以上は、將來國會開設の場合、議員の多數を占める黨派の首領に組閣を命ぜらるゝことに盡力すべしといふ意味の極めて簡単な簡條書の書面を認めたのである。隈侯は最後の會見で、この覺書を二人に示したところが、藤公は「かゝる覺書を公然内約することは、世間に知れると種々の不都合を生じる處があるから、まづこれらの事は後にして、兎に角三人が大いに力を併せてやるといふことに、しようではないか。此書類は我輩が預る」といつて、この覺書を煖爐に投じて焼いてしまつた。云々

とあり、「伊藤博文秘録」に出た、矢野氏の談では

何と思つたのか伊藤公は、いきなり其覺書をストロブに放り込んで「君も永い間の友人でありながら、覺書などを出するのは、餘りに水臭いではないか、こんな事を書面などに認めるものではない、以心傳心で相許して居ればそれで澤山だ」と云ひ出した。云々

とあり、これは大隈から聞き、又後に伊藤からも聞いたとある。

然るに妙なことに金子堅太郎子の談に

一日三人(井上、伊東と我輩)は伊藤伯に招かれて伊皿子の別荘……今岩崎小彌太氏の邸宅となつて居る所――を訪ふた。處が玄關前に二臺の馬車があるので問はずして來客なるを知つた。別室で永い間待たされた。跡



で聞けば、黒田伯が大隈伯を伴ふて来たのであつた。實は伊藤伯は十四年大隈伯の密奏事件以來、久しく大隈伯に逢はなかつたので、黒田伯は双方の融和を圖るべく斡旋したのである。大隈伯は久淵を叙したる後、憲法論に及び「内閣は議會に於て多數を有する政黨に依りて組織せられねばならぬ。又議院には彈劾權を與へなければならぬ。帝國憲法は此二ヶ條の精神を骨子として立案せねばならぬ」と云つた。伊藤伯は其數年來の研究の結果に基き、歴史と學說とに依りて一々之を反駁した。大隈伯は承服せず、「是非參考にして呉れ」とて持参したる意見書様なものを伊藤伯に手交したが、伯は之を突き戻し、「之を貰へば他人からは之を見たと思はるゝし、我輩に取りては迷惑至極である。此邊のことに就ては、我輩は充分に取調を盡くして居るから、之を留めて置く必要はない」と言放つたが肯かばこそ、「見る見ないは君の勝手だ。見たくなければ勝手に處分しても構はぬ」と云つたから「左様か」とばかり、直に眼の前で煖爐に投じて仕舞つた。

此事は黒田伯が歸朝して間も無い出来事であつた。憲法の起草に關係あるから筆の序に聞くがまゝを拜録した。(政界側面史)とあるのは、右の話と同一の事らしい。金子子は憲法に専念であつたから、その點だけが頭に残つて居たらしいのである。

扱て右のストーブに投げ込んだことに付て、伊藤の苦心が漸く近頃になつて判明した。それは「伊藤博文秘録」編纂の際、山縣より伊藤へ寄せた書面の中に、右の大隈の條件のことを矢野氏から、山田武甫、嘉悦氏房に送りし手紙の寫を添へて、忠告し來つたものがあつた。これを見た矢野氏は

これは正に我輩の書いたものである。どうして是れが山縣の手に入つたか、どうも腑に落ちぬ點があるが、回顧四十年、今にして漸く不可解の謎が解けたような氣がする。云々

後年伊藤公に逢つた時に「あの時大隈が持つて來た覺書は、君が書いたのだらう」と云はれたから、其の通りですと返辭をすると、「あれには實に弱つた、仕方がないから、こんな水臭い眞似をするなど云つて、ストーブに放り込んで仕舞つた」と語られた。これで一切の事情は分明した譯であるが、唯一つ不可解なのは、どうして公や黒田伯等が、あの覺書に弱られたかと云ふ事であつた。我輩にはどうも譯がわからぬので、疑問の儘で今日まで立到つたが、今此の山縣公の手紙を見せられて初めて解つた。公は山縣公一派から斯ふして釘を刺されてゐたのだ、それが爲めに罷り間違へば、窮地に陥らねばならぬ、それで弱られたのである。我輩は今日と云ふ今日、初めて公の苦衷を読む事が出來た」(伊藤博文秘録)との感慨である。

さて、覺書はストーブに投げ込んだので話は破裂しそうで、却つて進捗した。二人の内談はかくて、まさに破裂しようとした。しかし藤公は、なほ「今一度逢はうではないか」といふことで、その日は一道の餘地を残しながら別れたのであつた。この會見後にも、隈侯は矢野先生と數時間にわたつて熟議を遂げたが、結局「伊藤等の立場として、覺書のやうなことを約束するのは困難であるかも知れぬ。従つて、こちらは、まづこれを讓歩し、兎も角入閣した上で、すべての施政方針を立憲的ならしめることに努める方が利益ではあるまいか」といふことになり、隈侯はその夜の會見で、到頭入閣を快諾した。(龍溪矢野文雄君傳)斯くて大隈は入閣したのであるが、農相の後任は選相榎本武揚これを兼任し、七月井上馨、代つて農相となつた。



### 第十七章 憲法會議

樞密院は明治二十一年五月八日、車駕親臨、開院式を挙げ、五月二十五日より憲法草案討議の會議が開かれた。樞密院よりは

議長	伯爵 伊藤博文	副議長	伯爵 寺島宗則
顧問官	伯爵 大木喬任	同	伯爵 東久世通禧
同	伯爵 川村純義	同	伯爵 吉井友實
同	子爵 品川彌二郎	同	伯爵 勝安房
同	河野敏鎌	同	伯爵 副島種臣
同	子爵 福岡孝弟	同	伯爵 佐々木高行
同	子爵 佐野常民	同	元田永孚
同	子爵 吉田清成	同	子爵 鳥居小彌太
同	子爵 野村靖		

この外、有栖川熾仁親王、小松宮彰仁親王、有栖川威仁、并に特命を以て内大臣三條實美は會議に列せしめられた。内閣よりは

内閣總理大臣	伯爵 黒田清隆
内務大臣	伯爵 山縣有朋
外務大臣	伯爵 大隈重信
海軍大臣	伯爵 西郷從道
農商務大臣	伯爵 井上馨
司法大臣	伯爵 山田顯義
大藏大臣	伯爵 松方正義
陸軍大臣	伯爵 大山巖
文部大臣	子爵 森有禮
逓信大臣	子爵 榎本武揚

會議は先づ皇室典範より始まり六月十五日までの七日間に、井上毅これを説明し、憲法は六月十八日より七月十三日迄十日間に同じく井上の説明であつた。憲法上の大問題は特別委員会にて審議し本會議に付したのである。これにて一先づ休會となり、同月六日、各親王、大臣、樞密院議長、副議長、顧問官、書記官長、書記官一同を宮中に召されて御陪食を賜はり、九月十七日より十月三十一日までには議院法の討議にて説明者は伊東巳代治伯である、衆議院議員選舉法は十一月五日より十二日まで、貴族院令は十二月十三日より十七日までにて、以上兩案共、金子堅太郎子が説明の任に當つた。



會議の場所は彼の憲法紀念館で、當時彼の建物は今の赤坂離宮噴水上の小高い所にあり、外臣饗宴場に充てられてゐた。會議中の玉座は其食堂正面に設へられてゐた。(金子堅太郎子談)  
 此間、明治天皇には終始議場に臨御あつて、親しく議事を聴し召され、約半歳に亘る會議の中、十月十二日の一回臨御あらせられざるのみにて、就中十一月十二日には第四皇子昭宮の崩御あらせられしは、臨御中なりしも、其儀議事を繼續せしめ給ひしこそ、畏しとも畏し。  
 今左に臨御の日時を掲ぐ。

	五月廿五日	五月廿八日	六月一日	六月四日	六月六日
臨御	午後一時	午後一時	午前十時 午後一時	午前十時 午後一時	午前十一時
入御	午後二時	午後二時	正午 午後三時五分	正午 午後三時五分	十二時三十分

	六月八日	六月十一日	六月十五日	六月十八日	六月二十日	六月二十二日	六月二十七日
午後一時四十分	午前十一時	午後一時四十分	午前十一時	午後一時四十分	午前十一時三十分	午後一時三十分	午前十一時五十分
午後四時	正午	午後二時十五分	午後一時二十五分	午後三時十分	正午	午後三時五分	午後三時十分



九月十九日	九月十七日	七月十三日	七月九日	七月六日	七月四日	七月二日	六月二十九日
午前十一時	午後一時三十分 午前十時四十五分	午後二時 午前十時	午後一時三十分 午前十一時	午後一時二十分 午前十一時	午後一時 午前十一時	午後一時三十分 午前十時三十分	午後一時
正午	午後三時十分 正午	午後三時 正午	午後二時三十分 正午	午後三時二十分 正午	午後三時二十分 正午	午後四時 正午	午後三時二十分

十月二十四日	十月二十三日	十月十九日	十月十八日	九月二十八日	九月二十六日	九月二十一日	
午後一時三十分 午前十一時四十分	午後二時 午前十一時	午後一時五十分 午前十時四十分	午後二時三十分 午前十時五十分	午前十時五十分	午後一時四十分 午前十一時	午前十一時	午後一時三十分
午後四時 十二時三十分	午後三時三十分 十二時三十分	午後三時三十分 十二時二十分	午後四時 十二時三十分	午前十一時三十分	午後三時三十分 十二時三十分	十二時三十分	午後二時三十分



十月二十九日	午後二時二十五分	午後四時二十五分
十月三十一日	午後一時三十分	午後四時二十分
十一月五日	午前十一時 午後一時四十分	十二時三十分 午後四時
十一月六日	午前十一時	十二時三十分
十一月九日	午後一時四十分	午後四時十分
十一月十二日	午前十一時 午後二時	十二時四十分 午後三時
十一月十九日	午前十一時 午後二時	十二時二十分 午後三時三十分
十一月二十日	午前十一時 午後一時三十分	十二時三十分 午後三時二十分
十一月二十六日	午後二時	午後四時

十一月二十七日	午後一時四十五分	午後三時四十五分
十二月十日	午前十一時 午後二時	十二時三十分 午後三時廿五分
十二月十三日	午前十一時	十二時二十分
十二月十四日	午前十時四十分 午後一時二十五分	十二時十分 午後二時五十五分
十二月十七日	午前十一時十五分 午後一時五十五分	十二時四十五分 午後四時十五分

(明治大帝と憲法制定に據る)

會議が濟ンデ入御ニナルト、侍從ヲ以テ、吾々書記官ニ命ジ、其日ノ會議ノ修正ハ悉ク御手許ノ草案ニ書込ニ  
 デ、其夜ノ中ニ出セトイフコトデアルカラ、吾々ハ居残リヲシテ決議ニナツタ簡條ヲ朱書ニシテ 陛下ノ御手  
 許ニ差出スト 陛下ハソレヲ御研究ニナツテ、若シ其ノ簡條ニ付キ御思召ガアル時ニハ、翌朝伊藤議長ヲ召サ  
 レテ一々御下問ガアル。或ル時ニハ、何々顧問官ガ、アアイフ議論ヲ唱ヘタガ、アノ論ハモウ少シ攻究シタラ  
 宜カラウトイフヤウナ御沙汰カ伊藤議長ニアツタコトモアル。陛下ガ各條各項ニ就イテ熱心ニ御研究遊バサレ  
 タコトハ、吾々目撃シテ實ニ恐懼ニ堪ヘナカツタ云々。(帝國憲法制定ノ由來)



とは金子子の謹話である。

また明治天皇の御研究に就いては

明治十八年の春なりしか、當時専ら憲法の起草に潛心從事中なりし伊藤伯は、一日、陛下に謁して、他日憲法を制定し立憲政治を行はせらるゝに付ては、陛下先づ國法學の大綱を諒解し給ふこと肝要なり、されど専門の學者に命じて、定日定時に進講せしめらるゝが如きは、兎角儀式に流れ易くて眞實の御會得を望み難し。寧ろ日夕近遊し奉る侍従をして、之を學ばしめ。而して晝と云はず夜と云はず、陛下御閑暇の折、隨時其の侍従より自己の學修する所を以て御移し參らせなば、能く目的を達することを得べんと内奏したりしに、陛下は其の建言を尤に思召され、直に御採納ありて、侍従の中より藤波言忠子を簡拔し給ひ、此年夏歐洲に派遣せられたり。同子は命を奉じて澳國維納に到り、伊藤伯の紹介を以てスタイン博士に就き専ら國法學を修め、居ること約一年の後、英佛等の諸國を巡遊して、同二十一年十一月歸朝せしが、爾來日々奥の御座所に伺候してスタイン博士の講義筆記に據り、平易を旨として章を分ち、順次國法學を講じ參らせたり。而して多く御晩餐後等、御閑散の折を選びしに、皇后陛下も御同座にて之を聞召されたりと云ふ。藤波子が毎夜ノートを携へて御座所に伺候するや、陛下は又講釋かと宣ひて、乾燥無味の法律講義を倦まず御聽聞遊ばされし、其御熱心には同子も轉た感激に堪へざりしと聞けり。云々(明治大帝と憲法制定)

とある、藤波子の素養に付ては、これを知るを得ないが、海江田信義がスタインの講義を聽きたる「スタイン氏講義」の、「第二節、宮内」の部に

余(スタイン)ハ之ヲ藤波其他ノ諸氏ニ懇切ニ忠告シタリ

余藤波氏ニ澳國ノ地圖ヲ示シ地圖面ニ於テ御領即チ帝室領ト公領即チ國家領ト私領トヲ分別スル次第ヲ示シタリ云々。

とあるから、勿論、宮内省關係に付て重きを置いて研究したのであらう。

會議終了し十二月二十日には御慰勞の思召を以て、一同を宮中に召されて御陪食を仰付けられた。

(但し、熾仁親王は御病氣、山縣内相は歐洲出張中、大隈外相は病氣、西郷海相は旅行、大木顧問官は旅行、川村、鳥尾兩顧問官は病氣にて、いづれも拜辭)

會議中大隈外相は、最初の日に出席したのみで、その後は絶へて出席しなかつたから憲法制定の急進論者としては妙に思はれた。その缺席の理由としては、憲法草案に、議會の上奏權、法律の發議權、及び豫算に付て衆議院の先議權さへあれば宜しい、その他は伊藤に任かせて異存がないから、出席しなかつた。とは後年、大隈の自らいふ處であるが、なにもそう理窟をつける必要はない。出席すれば一言なかるべからず、しかも議論となれば専門に研究した伊藤に負ける處がある。これでは大隈の面目にかゝるからである。と皮肉をいふにもあたらぬが、立法技術の如き小細工は伊藤に任かせて置けと、大きく出たのであらう。

## 第十八章 大同團結

政府の陣容が整備し、着々として憲政の準備が進捗しつゝあるに對し、四分五裂した民軍の戦線を統一し、一大獅子吼をなして全國を風靡したのは、後藤象二郎の大同團結であつた。



後藤は維新の大舞臺に一大飛躍をなした後は、板垣がこれに代つて第一線に立ち、後藤は暫らく、戦線より遠ざかつたのであつた。これはその經營した實業の大失敗より動く能はなかつたのであるが、瘡痍漸く癒へて風雲を懷ふの情、切なるのとき、板垣の聲望昔日の如くならず、政黨は解黨にあらずんば、その首領を失ひ、意氣沮喪し、天下は將に一大勢力の崛起を要望せるのときに際し、好機乘すべしとなし、その雄辯と抱擁力とを以て、あらゆる政黨を一團として、國威を發揚すべしとなし、大同團結の大旗を掲げて起つたのであつた。

その論旨は空漠にして、粗大散漫ではあつたが、青年の熱血を沸かし、政黨者流をして、眞に大千の雲霓を望むが如しとの文句その儘、心酔せしめて、あらゆる政黨を其大傘下に集らしめたのである。正に空前の一大運動であつた。

明治十八九年より後藤は政客を自邸に引いて放談し、或は東北に遊説し、機熟すると見るや明治二十年十月芝三縁亭に於て有志懇親會を開き、こゝに基礎を成し、傍ら丁亥俱樂部を設けて同志を糾合した。此間保安條例の發布あるにも意とせず、明治二十一年四月に東北七州の有志大會に望み、歸來「政論」を發行して、政府反對の氣勢を揚げ、七月東北遊説の途に就き、信州小諸、上田、長野より越後に入り山形、秋田、青森、盛岡、等の各地に至り、演説を試むること三十餘回、東北の山河を震撼すとの形容も誇大でない程の勢にて、後藤出でずんば蒼生を奈何せん」との聲は所在に起つたのであつた。

九月には、埼玉、群馬、神奈川、千葉の諸縣を風靡した、一面、十月大阪に於ける全國大同團結有志大會は三十縣の有志會合し、また九州、茨城、新潟等の各地は大會を開き、後藤の未だ到らざるに、既にこれに響應した。後藤は更に十二月東海北陸の大遊説に上り、二十餘日を経て歸京した。正に冲天の勢があつた。此形勢に對抗

せんとして起つたのが、井上馨の自治研究會である、これは官僚と實業團とを打つて一團となすの計畫であつたが、明治二十一年十月、自治研究會を開きたるのみにて、中途にて挫折した。

また一面、陸軍中將にして樞密顧問官たりし鳥尾小彌太は明治二十一年十一月、保守中正派を組織した。その大意の中に

第一條 吾黨は我日本皇國內に樹立する各政黨の間に嚴立し大中至正確乎不拔たり

第二條 吾黨は我 聖天子の親裁し公布し給ふ所の憲法を遵奉し皇權の尊嚴を翼賛し奉り民權の貴重を敬維すべし

といふ各項がある。近頃の反動團體が皇室中心主義を標榜するのとは、全然その性質を異にするのであるが、それでも、いづこにか似通つた節がないでもないやうな氣がする。いつの時代でも、斯様な思想や團體が生ずるのである。

佐々木高行の土佐に於ける明治會も、またこの別働隊と目せられた。

また後の「日本新聞」、及び「日本人」も國粹主義者の團體であつて、保正中立派と相通するものがあつた。

擧て大同團結は右の如く一大勢力となつたのであるが、その基礎今や成らんとするに際し、何事ぞ、後藤は突如入閣し、明治二十二年三月二十二日遞信大臣榎本武揚の文部大臣に轉するの後を襲ふて遞信大臣となつた。

天下は啞然として開いた口が塞がらなかつたのであつた。その或者は悲憤の涙に暮れて後藤に賣られたと絶叫した。後藤は平然として答へて曰く、大同團結の目的を成熟する爲めに入閣したのだと。

この入閣に付て第一に攻撃の論點は、後藤は大同團結を踏臺としたといふのである。これは當然起るべき非難で



ある。入閣の爲めの或は入閣迄の大同團結である、大同團結はこの野望を達せん爲めに造られたといふのである。穿つていふものは、後藤の入閣は黒田の入閣の際に、既に豫定せられて居つたのだといふ説もある。また後藤に少し計り同情する説は、大同團結の資金に究したのに乗せられたのであるといふのである。政府側の密偵は資金の缺乏を俟つて居つて策動したのだといふものもある。しかし一面、政府側としては後藤の入閣を必要としたのであるか、それとも大同團結の勢いに恐れ後藤を懐柔したと観るべきであるが、これには大隈の入閣を對象としなければならぬ。改進黨系の大隈を入閣せしめたに對し、自由黨系の後藤の入閣を必要としたのは、政府部内にも政黨部内にもあつた。現に板垣が自己の入閣の替りに後藤を勧めたとの説もある。これ等は大同團結以前の狀態であつた。それが大同團結の勢力にて、その説の實行を早めたものと見るべきであらう。しかしまた考察すべきは、肥前の大隈を入れたから、土佐の後藤といふ例の薩長土肥權衡論も有力であつたと見ること出来る。即ち改進黨系の大隈といふのは、肥の大隈の別名であり、自由黨系の後藤といふのも同じく土の後藤といふ意味が當時猶ほ有力であつた。これに付て思ひ合はするは谷干城である。谷は板垣派とは相容れぬ立場にはあつたが、兎も角も土佐の一勢力であり條約改正反對辭職で聲望の盛んであり、政府反對の立場に立つて居るから、後藤以前に樞密院入り又は入閣の交渉があつた。明治二十一年十二月廿六日の谷の日記に

今日元田先生來る、聖上の御内諭に依るものなり、余が樞密院出仕の事を御内諭を帶て勸告せらるゝなり、若し奉命の意もあれば改めて侍從長を以て御内命を傳へらるゝ筈の由なり。余纔に奉命いたし難き理由を述べ、不敬に相成不申様御斷りを申す云々。

とあり、その後にも曾我祐準、三浦梧樓等も懇々とこれを勸めて居る記事が散見する。然るに明治二十二年二月

十七日の條には

山川浩氏來る、余が身前の事に就てなり、余を文部に推さんと欲するの意あるが如し。余の政府と相容れざる氷炭の如し。決して行はるゝ事に非ず、笑つて寺島氏を推すべしと答へたり云々。

とあり、その後にも入閣を勸めて居る、更に妙なのは、後藤象二郎も勸めに來て居る。即ち三月五日の條に

後藤象二郎氏來る、時事談あり續而余が身前の事に及ぶ、伊藤、黒田氏兩氏に面會之談あり、同氏例に依り咄甚面白し、只其の事眞敷、僞敷受取り難き事不少、大意に入閣を勸むるに外ならず自ら云ふ内閣頗る薄弱にして困究せり、余が如き野に在りて政府を攻撃するものすら入閣を勸むる事なれば、足下が入閣は最も容易なるべしと云ふにあり云々

とあり後藤のいふことは當にならぬと思つたが、後藤ばかりではない。同月十三日の條に

勝氏を訪ふ、云々余の出身勸告の談に及ぶ、流石に勝氏は余に樞密院へ出でよと云はず、是非文部へ出づべしとの事なり。過日後藤氏來り談せし事と略同様の事なり。其の言に依れば政府も愈今の儘にて維持の出來ぬを知り余を容るゝ決心ありと思はるゝなり云々元田氏留守宅へ來訪の由なり、夜同氏の手紙來る。愈余の出仕を催促の主旨なり。明日來る由なり、文意によれば、後藤、板垣氏等をも追々引出す内議と思はる云々

とあり、政府が如何に土佐派の入閣に焦慮しつゝあつたかを知るに足るのである。この狀態に後藤が投じたものと見るべきであらう。また後藤入閣後の谷の日記四月四日の條に

彼の人(村田經芳)の談話により考ふるに、後藤氏の入閣も實に漠然たる事にして、とても、持論の行はれべき様子は無しと思はる。仔細は後藤氏を入れたるは別に仔細あるに非ず。功臣保護の主意なるが如し、是れ憐愍



に出づるものにして、政府の一步を譲りしに非ず、後藤氏今後の位地實に困難に可至と被察なり云々  
 とあるは、一面の眞實を道破した言である。それにしてもあれ丈けの勢力を得たる團體の首領として、單なる伴  
 食運相に甘んずる後藤も口ほどにも無いといへるが、當時の大臣の地位と政黨とは比べものにならぬ程の懸隔が  
 あつたことも考へてやらなくてはならぬ。今なら無産黨の戦線を統一した首領を大臣にしてやるといつても、二  
 つ返事にて承諾はせないだらうが、當時と今日とはまるで時勢が違つて居つたのである。  
 それは兎も角として、後藤の入閣の結果として大同團結は自然に消滅して、その黨員の大部分は自由黨に還元し  
 たのであつた。後藤個人に對する英雄崇拜的熱情はあまりに幻滅の悲哀を痛感したのであつた。

### 第十九章 憲法發布

明治二十三年二月十一日、宮城正殿に於て憲法發布の式を行はせらる。宮城は明治六年炎上以來、赤阪離宮に  
 遷御せられあらせられたのであるが、經營工を竣り、此年一月十一日宮城に遷御あらせられたのである。  
 十一日午前八時明治天皇、賢所に出御あらせられ、左の告文を奏せらせ給ふ。

告 文

皇朕レ謹ミ畏ミ

一 皇祖皇宗ノ神靈ニ語ケ曰サク皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ寶祚ヲ承繼シ舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜スルコ  
 ト無シ願ミルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ宜ク 皇祖皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ノ成立ノ條章ヲ昭示

シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼贊ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益々國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ  
 八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス惟フニ是皆 皇祖皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ  
 洪範ヲ紹述スルニ外ナラス而シテ朕カ茲ニ建テ時ト俱ニ舉行スルコトヲ得ルハ洵ニ 皇祖皇宗及我カ 皇考ノ  
 威靈ニ倚藉スルニ由ラサルハ無シ

皇朕レ仰テ 皇祖皇宗及皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕カ現在及將來ニ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ履行シテ愆ラサラ  
 ムコトヲ誓フ庶幾クハ神靈此レヲ鑑ミタマヘ

午前十時正殿に出御あり、内大臣三條實美、憲法發布の詔勅を捧呈し、天皇にはこれを宣させ給ふ。

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此  
 ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス

惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル  
 祖宗ノ威徳ト并ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉シ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ  
 臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回思シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎勵シ相與ニ和衷協同シ益々  
 我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコ  
 トヲ疑ハサルナリ

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣  
 民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ以テ其ノ懿徳良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ  
 進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十四日(十二日の誤寫)ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率



由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム  
國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之  
ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ

朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ其有テ完全ナラシムヘキコ  
トヲ宣言ス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有效ナラシムルノ期トスヘシ  
將來若此ノ憲法ノ或ル條等ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之  
ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミル  
コトヲ得サルヘシ

朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ  
從順ノ義務ヲ負フヘシ

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

內閣總理大臣	伯爵	黒田清隆
樞密院議	伯爵	伊藤博文
外務大臣	伯爵	大隈重信
海軍大臣	伯爵	西郷從道

農商務大臣	伯爵	井上馨
司法大臣	伯爵	山田顯義
大藏大臣兼 內務大臣	伯爵	松方正美
陸軍大臣	伯爵	大山巖
文部大臣	子爵	森有禮
逓信大臣	子爵	榎本武揚

終つて樞密院議長伊藤博文、憲法を捧呈し、天皇親ら總理大臣黒田清隆に授け賜ふ、總理大臣恭しくこれを拜受す。

斯くて入御あらせられ、憲法發布の大典は滞りなく、終りを告げたのである。

此式典に参列すべき筈の文部大臣森有禮が刺し殺されたことは一大衝動を與へた。その刺殺の原因に付ては幾多の誤解訛傳のあることは昔て公にしたことがあるが、こゝにはこれを略する。

この際伊藤は更らに動ぜず、森缺席の儘式を終り、その後にて發表した機宜の處置に付ては、時人の感嘆したところであるが、これは明治元年、英國公使パークス參朝の途中、暴漢に襲撃せられし際に伊藤の處せし經驗からである。

また式典に府縣會議長を参列せしめられたのは、非常な破格であつた。憲法發布三十年紀念祭のときに、大岡育造の談として

憲法發布の當日、一縣會議員に至る迄宮中の御式に参列さしたと云ふ事を聞いた時、どなたに私は驚いたらう。



今迄身分ある相當の人々でさへも、宮中に入る事が出来ずに、遙かに皇居を伏拜んで御門の砂を押載いて來たと云ふ話を屢聽いた。然るに其當日一平民たる縣會議員迄が宮中に參内する光榮を得た、何と云ふ著しい變化であらう。云々

と三十年前の記憶を新らたにして居つたのを見ても、時人の驚異は知るべきである。

満都涌くが如きの祝典であつた。しかしその内にも、今日は憲法様の御祭りだといった市民あり、また絹布の法被を賜るといつて喜んだものもあつたとは、落語としても傑作であると笑つてばかりも居られない。

憲法發布と同時に、皇典、憲法、議院法、衆議院議員選舉法、會計法、貴族院令、を公布せられた。

憲法發布の翌日、黒田總理大臣は地方長官に對し演説したる一節に

政府は常に一定の方向を取り、超然として政黨の外に立ち、至公至正の道に居らざるべからず。

といふのがある。黒田の政黨觀は強いて咎めるにも及ばないが、伊藤樞密院議長の府縣會議長に對する演説に

議會政府即ち政黨を以て内閣を組織せんと望むが如き最も至險の事たるを免れず、

と云ひ、「國務大臣任免の大權は憲法又は法律に何等の制限が無い。故に其大權は絶對的と云はねばならぬ。議會に於て如何なる反對を受くるも、天皇の御信任の續かん限り國務大臣は決して輕々しく進退すべきでない」との事を力説したのは、頗る物議を招いたのである。所謂超然内閣論は、官僚全體の空氣であつたのである。當時伊藤如何に明敏なりと雖、自ら進んで政黨を組織するの意志もなければ、またこれを許すべき勇氣でもない。既に政黨を組織せずして、しかも内閣に在らんとするには、この議論より外はない。憲法制定の殊勳者たりと雖、この主張より外に出でないとすれば、頗る變態ではあるが、多少ともこの變態を容るゝだけの時勢であつたこと

も考へて見なくてはならぬ。

憲法發布せらるゝや、歐米の議會の實際の運用を視察する爲め、此年六月、樞密院書記官金子堅太郎子は歐米派遣を命ぜられ、中橋徳五郎、太田峯三郎、齋藤浩躬、木内重四郎を隨へて各國の議會を視察し、傍ら歐米の學者政治家に就き、帝國憲法、及び、選舉法等に關する意見を徴したるに、いづれもその賞賛を得、翌二十三年六月を以て、歸朝復命した。

その詳細は「主計會報」第七十五號附録「金子堅太郎子歐米議院制度取調巡回記」に記載あり、また「政界側面史」に「帝國憲法に對する歐米政治家及碩學の批評」として掲げられて居る。就いて參照せられたし。



## 第三編 憲政の實施期

### 第一章 第一次山縣内閣の成立

黒田内閣は憲法發布の大典を滞りなく行つた後、引續いで第一議會に當面する抱負と決心とを有して居つたかは、判然せないが、我邦最初の議會に臨んだのは山縣内閣であつた。憲法發布といひ、議會開設といひ、どうしても伊藤の出づべき筈であつて、しかも出でなかつたのは如何なる理由であつたらうか。その黒田内閣のときに伊藤が樞密院に入りたる経緯は、前既に述べた如くであつたが、實際黒田内閣と伊藤内閣とは首相を替へたのみで、他の閣僚は殆んど居据りともいふべき状態であつたから、黒田内閣は伊藤内閣の延長と見ても宜いくらいである。そして憲法發布も黒田内閣の時に行はれたといひ條、世間では伊藤の手柄となつて居るのであるから、伊藤としては不平の筈はない。そして、黒田内閣の後見役、指導掛りとして、その儘議會まで漕ぎつける考はあつたと見るべきであるが、それが、はからずも倒壊して山縣内閣となつたのである。

黒田内閣は後藤の入閣に由つて、所謂元勳網羅内閣と稱せられたのであるが、外相大隈は井上案の失敗したる後を受けて、條約改正に努力し、これを成功せんとの大決心を有し、黒田もまた、これに依り内閣の聲望と基礎を固め、議會に望まんとの抱負を有して居つたのである。



大隈は明治二十一年十二月より、各國と談判を始めて居つたのであるが、その改正要綱がロンドンタイムス紙上に掲げられ、その内容が知らるゝに及んで猛然たる反對が起つたのである。

その内容は、井上案に一步を進めた點もあるが、要するに五十歩百歩で、外人を日本の高等裁判所判事に採用する一項がある。従つて法廷の用語も英語となすべきと解せらるゝ點もある。それに民法を編纂し一年半前に英語を以て公布すべしとの一項はある。これは虚心平氣に考ふればさしたることも無いやうであるが、右の外人法官の件と併せ考ふれば頗る不都合に考へらるゝ、それから、内地雜居、土地所有を許すべき點もある。これもさう不都合な點ではないが、當時としては非常な大問題である。一方歐化主義に反對の國粹主義の反動團體あり、攘夷的思想も残存して居る際であるから賣國奴として奮起し、政府反對黨と共に攻撃の氣勢を煽つたのである。營に政治家ばかりでは無く、學界の權威たる井上哲次郎氏(文學博士)の如きは「内地雜居論」に於て

内地雜居は大に日本人に害ありて、其事たる憲法國會并に條約改正の諸件より更に重大なりとすればなり。

とて、「土地を減縮する事」「競争に敗北する事」「各人種混合の爲め合同力を失ふ事」「立法上困難を生ずる事」「人口減少の事」「人種滅亡の事」と節目を別つて論じ猶ほ「内地雜居續論」に於て

第一に我輩が内地雜居の弊害あることは我れと彼れと競争するに當て、現今日本の狀態にては、其の智力と云ひ其の腕力と云ひ其の財力と云ひ、其の他百般の事情より考ふるも、我れの彼れに及ばずして遂に我れの敗北を取るに相違なかるべし。優勝劣敗の活劇場に立ちて、常に優者は劣者を壓し、劣者は優者に倒さるゝは宇宙自然の天理天則にして進化論の規律に於て證明する所なり云々  
とて、遂に「一度び内地雜居を許せば國體を變ず」とし、次いで

今日俄かに内地雜居を許すとせんか、從來日本人の信仰する所の神道も佛道も儒教も皆悉く彼等に排斥せらるべし。日本人が古來最も尊崇する八百萬神も天照皇太神宮も特に是等の諸神は皇室と密接なる關係ありて、天皇陛下の祖先なれば、苟も日本國民たるものは深く之を敬信せざるはなし。然るに歐羅巴人が入り來れば彼等は自國の宗教を真正なりと確信するが故に、自から日本の諸神を輕侮するは勿論の事にして云々とまで論じたのであるから。杉浦重剛が

夫の内地雜居の如きも、單に歐米の事情を標準として觀察せば強ち恐るゝに足らざるが如しと雖も、我邦に在つては特殊の事情の存するものあるを了解せざるべからず

とて、その恐るべきを論じたのも當然である。内地雜居でさへ、當時の有識者からこんな反對論があるのであるから、その他の諸點は猶ほ更らることである。斯ふいふ當時の日本であつたから諸外國が平等條約に難色のあつたのも成程と思はれる。また此際、外人法官論の參考資料として、原敬が「埃及混合裁判」の著あるは、政界の逸聞である。これらの反對に對し改進黨はこの條約改正に成功せば大隈の聲望と共に、同黨の興隆となるから、全力を盡して大隈案擁護に奮闘したのである。これが更に勢を激成して、反改進黨の總攻撃となつたのである。

冷靜に考ふれば井上案の失敗して歲月を経ぬのに、如何に大隈なりとも完全の條約改正が成功さるべき我國情では無かつたのであるが、恰もその成功の如く宣傳せられて居つたのであるから、内容の知らるゝに及んで、國民の失望は一層甚しかつたのである。

内閣では後藤は始より大隈と相容れないから、反對であり、首相黒田は最後迄大隈を擁護して居つたが、他の諸相は漸次、大隈反對の氣勢を示して來た。大隈は外人法官を歸化せしむる案を提出したが、大勢は日に非なり